審理室システム事務処理要領

国 税 庁

この実施要領において使用している法令等の略語は、次のとおりである。

通則法	国税通則法
基本通達	平成 28 年 2 月 5 日付課審 2 - 4 ほか 12 課共同『「不服審査基本通達(異議申
	立関係)の制定について」の一部改正について』(法令解釈通達)により標題が
	改正された「不服審査基本通達(国税庁関係)」
事務提要	平成 14 年 6 月 28 日付課審 1 - 22 ほか 10 課共同「不服申立事務提要の制定に
	ついて」(事務運営指針)の別冊「不服申立事務提要」
事務提要(様式編)	平成 14 年 6 月 28 日付課審 1 -22 ほか 10 課共同「不服申立事務提要の制定に
	ついて」(事務運営指針)の別冊「不服申立事務提要(様式編)」
様式編	本事務処理要領の様式編
操作要領編	本事務処理要領の操作要領編
署	税務署
署長	税務署長
署長等	税務署長及び副署長
局	国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)
局長	国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)
庁	国税庁
長官	国税庁長官
審判所	国税不服審判所
審判所長	国税不服審判所長
所轄審判所	当該審査請求事案を所轄する国税不服審判所支部
所轄審判所長	当該審査請求事案を所轄する国税不服審判所支部の首席国税審判官
筆頭統括官等	不服申立事務の進捗状況の管理を行う者で、各課税担当部門(当該各課税事務
	を担当する部門をいう。以下同じ。)の統括国税調査官(酒類指導官を置く税務
	署にあっては当該酒類指導官を含む。以下同じ。)。ただし、各課税担当部門に複
	数の統括国税調査官が置かれている署にあっては、その筆頭統括国税調査官(複
	数の酒類指導官を置く税務署にあっては筆頭酒類指導官)とし、次に掲げる場合
	にあっては、それぞれに掲げる者
	1 源泉所得税事務を専担する部門がある場合
	源泉所得税に係る不服申立事案(個人課税部門の事案を除く。)については、
	当該部門の統括国税調査官とし、源泉所得税事務を専担する部門を複数置く署
	にあっては、源泉内部担当部門の統括国税調査官
	2 消費税事務を専担する部門がある場合
	消費税及びたばこ税等(財務省組織規則第393条第6号《課税総括課の所掌
	事務》に定める「たばこ税等」をいう。)に係る不服申立事案(個人課税部門
	の事案を除く。)については、当該部門の統括国税調査官

不服審査担当者税務署又は国税局において不服申立事務(国税に関する法律に基づく処分につ

いての不服申立て、酒税法に規定する免許に関する処分についての審査請求、事 実上の行為についての審査請求及び不作為についての審査請求に係る事務をい う。以下同じ。)に従事する者

局調査事案

国税に関する法律に基づき税務署長が行った処分で、その処分に係る事項に関 する調査が、国税局の当該職員によってなされた旨の記載がある書面により通知 されたものに対して不服申立てがされた事案(通則法 75②一)

なお、「国税局の当該職員」とは、具体的には、国税局企画課(総務課)業務 センター室、国税局調査部(調査査察部の調査部門)、課税(第一)部課税総括 課、課税(第一)部資産課税課、課税(第一・第二)部資料調査課、課税第一部 統括国税実査官、課税(第二)部法人課税課(源泉所得税事務集中処理センター 室)、課税(第二)部調査部門(酒税又は間接諸税担当)、課税(第二)部酒税課、 課税(第二)部消費税課、沖縄国税事務所間税課に所属する職員がこれに当たる。

再調査決定日等

裁決日等

国税通則法第83条《決定》の規定による決定のあった日、同法第110条《不服 申立ての取下げ》第1項の規定による再調査の請求の取下げのあった日、同法第 89条《合意によるみなす審査請求》第1項に規定する同意のあった日、同法第90 条《他の審査請求に伴うみなす審査請求》第3項に規定する送付がされた日、同 法第75条第4項《再調査決定を経ない審査請求》の規定による審査請求がされた 日(同法第110条第2項第3号に規定する場合に限る。)及び同法第86条《再調査 の請求事件の決定機関の特例》の規定による移送のあった日

国税通則法第92条《審理手続を経ないでする却下裁決》の規定による裁決の あった日、同法第98条《裁決》の規定による裁決のあった日、同法第110条第 1項の規定による審査請求の取下げのあった日及び同法第75条第4項の規定に よる審査請求がされた日(同法第110条第2項第1号又は第2号に規定する場合 に限る。)

職権調査 担当審判官(国税不服審判所長が、審査請求事案の調査及び審理を行わせるた め、国税通則法第94条《担当審判官等の指定》の規定に基づき指定した者をい う。以下同じ。)が、職権で国税通則法第97条《審理のための質問、検査等》の 規定に基づく行為をすること

[事務手続編	
•	1 1/J 1 // L///IN	- 4

		(頁)
第1章	総則·····	1
1	目的••••••	1
2	事務処理の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事務提要と本事務処理要領の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	審理室システムの操作可能時間・・・・・	2
5	障害発生時の連絡等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	署における不服申立事務の管理と運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1節	6 管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	管理責任者の事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2節	币 不服審查担当者······	4
1	不服審查担当者	4
2	不服審査担当者の事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3節	新 入力内容の確認等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	審理室システムによる出力・・・・・	5
2	出力方法••••••	5
3	確認及び連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4節	う 署における不服申立事案に係る事務処理手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	再調査の請求事案の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	審査請求事案の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章	署における事案情報の登録事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第1節	市 国税に関する処分についての再調査の請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第1	款 再調査の請求書の収受と形式審理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	再調査の請求書の収受・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	2 形式審理等の指令及び局への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	3 局への事案の送付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	- 事案情報の登録処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5	5 審理計画の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	再調査の請求書の形式審理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	′ 争点コード等の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	納税地の異動等によって再調査審理庁に異動がある場合の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
ç) その他の事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第2	2款 再調査の請求の実質審理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

			(頁)
	1	実質審理の指令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	2	実質審理の着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	3	局への連絡等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	4	実地調査日及び反面調査日の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	5	ロ頭による意見陳述の申立てに伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第	3 款	再調査の請求手続の併合審理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1	併合審理に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	2	併合事案の分離に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	3	併せ審理に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第	4 款	、 みなす審査請求に係る完結手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1	合意によるみなす審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	2	他の審査請求に伴うみなす審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第	5 款	再調査の請求事案の移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1	再調査の請求後に納税地が異動した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	2	移送の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第	6 款	再調査の請求の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1	地位の承継の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	2	地位の承継の届出がされた場合の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第	7 款	(再調査の請求の取下げ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	1	再調査の請求を取り下げる旨の書面が提出された場合の手続・・・・・・・・・・・・	15
	2	審査請求ができる旨の教示に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	3	再調査の請求のみなす取下げに伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第	8 款	、 再調査の請求に対する決定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	1	再調査決定書案の作成に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	2	再調査決定書の原本及び謄本の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3	再調査の請求人への再調査決定書謄本の送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	4	再調査の請求に対する決定に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第2	節	国税に関する処分についての審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第	1 款	、審査請求の発生に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	1	審査請求の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	2	形式審理等の指令及び局への連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3	審査請求書の送付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	4	事案情報の登録処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	5	担当審判官の指定等の通知の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	6	答弁書等の作成及び送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	7	局調査事案の登録処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第	2 款	、審査請求中における手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	1	意見書又は回答書の作成及び送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	2	ロ頭意見陳述への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

	(頁)
3 担当審判官に対する職権調査の実施の申立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4 原処分庁による証拠書類等の閲覧又は謄写請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
5 同席審理 (同席主張説明) への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6 争点の確認表への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3款 審査請求の終結に伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
 審査請求の取下げに伴う事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2 裁決書謄本の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3節 その他の不服申立事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2 不作為についての審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第4章 局における事案情報の登録事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第1節 署の指導等に係る不服申立事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1 署の指導等を行う局所管部署の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2 個別事案の指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3 不服申立事案の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
 4 入力内容の確認等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第2節 国税に関する処分についての再調査の請求事務又は審査請求事務・・・・・・・・・・	23
1 局調査事案又は局長の行った処分に対する再調査の請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2 局調査事案又は局長の行った処分に対する審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第3節 その他の不服申立事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1 免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2 不作為についての審査請求事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第5章 事案情報の照会事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第1節 不服申立事案に係る照会事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1 検索処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2 検索項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
3 「検索結果一覧(再調査)」画面に表示される項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4 「検索結果一覧(審査)」画面に表示される項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
5 各情報画面の表示項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第2節 帳票出力に係る照会事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第3節 争点コードに係る照会事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第6章 事案情報の出力事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第1節 帳票出力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第2節 データ出力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第3節 出力帳票及び出力データの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(別添1) 審理室システムにおけるアクセス制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(別添2) 局における不服申立事務の所管部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(別添3) 再調査審理表(課税関係)付表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(別添4) 質問・障害等連絡票(KSK)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

【様式編】

第1	不服申立審理表(課税関係) •••••••	38
第2	不服申立事案一覧表(再調査・審査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第3	課税関係不服申立処理状況等報告書·····	44
第4	月別処理状況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第5	所管別処理状況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第6	不服申立てにおける全部・一部取消しの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第7	再調査請求における取下げの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第8	再調査請求の3か月以内処理状況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第9	3 か月経過事案の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第 10	同席審理の実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
第 11	意見書・回答書の提出状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63

【 操作要領編 】

第	1	章	審理室システムの機能等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	第	1節	市 審理室システムの起動と終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
		1	審理室システムの起動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
		2	審理室システムの終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	第	2節	5 主要機能(画面)の階層図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	第	3節	市 画面の基本操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
		1	表示項目・ボタン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
		2	入力エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
		3	リストボックス(プルダウンメニュー)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
		4	チェックボックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
		5	ラジオボタン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
		6	頁の切替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
		7	その他の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	第	4節	市 出力機能の基本操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
		1	帳票出力·····	73
		2	データ出力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第	2	章	事案情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	第	1節	市 事案情報の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	第	2節	市 事案情報の共通表示項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	第	3節	ő 基本情報·····	77
		1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
		2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78

			(頁)
第	4億	節 対象処分(再調査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
第	5億	節 経過情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
第	6億	節 争点情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
第	7 億	節 争点登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
第	8貨	節 争点コード選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
第	9億	節 争点コード検索一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
第	10	節 口頭意見陳述情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	2	入力項目等••••••	96
第	11	節 口頭意見陳述・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
第	12	節 事案完結情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
第	13	節 処理態様(再調査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
第	14	節 審查請求情報	106
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	3	同席審理の入力等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
第	15	節 対象処分(審査) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	2	入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
第	16	節 意見書・・・・・	112
	1	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112

					(頁)
		2	フ	\ 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	112
	第	17	節	求釈明に対する回答書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
		1	麦	基本操作手順·····	114
		2	フ	、 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	114
	第	18	節	処理態様(審査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
		1	麦	基本操作手順·····	116
		2	フ	、 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	116
	第	19	節	閲覧·謄写等情報·····	118
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
		2	フ	\力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	119
	第	20	節	口頭意見陳述への対応情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
		2	フ	、 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	120
	第	21	節	質問・検査等の申立情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
		2	フ	\ 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	121
	第	22	節	物件の閲覧情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
		2	フ	、 力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
第	3 :	章	ŧ	、 済事案等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
		2	フ	、 力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
第	4	章	栲	食索·····	125
	第	11	節	一般検索の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
		2	フ	\ 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	126
	第	2í	節	簡易検索の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
		1	麦	基本操作手順······	128
		2	フ	\ 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	128
	第	3í	節	検索結果一覧(再調査・審査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
		2	フ	人力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
第	5 :	章	帔	長票••••••	134
	第	1í	節	· 帳票選択······	134
		1	麦	表本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
	ent.	2	, J		134
	彩	2í	節	課祝関係不服甲立処理状況等報告書······	136
		1	麦	基本操作手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
		2	フ	\ 力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	137

	(頁)
第3節 月別処理状況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
1 基本操作手順······	138
2 入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
第4節 所管別処理状況表······	139
1 基本操作手順······	139
2 入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
第5節 不服申立てにおける全部・一部取消しの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
1 基本操作手順······	140
2 入力項目等······	140
第6節 再調査請求における取下げの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
1 基本操作手順······	141
2 入力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	141
第7節 再調査請求の3か月以内処理状況表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
1 基本操作手順······	142
2 入力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	142
第8節 3か月経過事案の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
1 基本操作手順······	143
2 入力項目等••••••••••••••••••••••••••••••••••••	143
第9節 同席審理の実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
1 基本操作手順••••••••••••••••••••••••••••••••••••	144
2 入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
第 10 節 意見書・回答書の提出状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
1 基本操作手順······	145
2 入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
第 11 節 検索結果一覧(再調査·審査)(帳票検索後)······	146
1 基本操作手順······	146
2 入力項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
(参考1) 入力項目等一覧表······	147
(参考2) 再調査請求事案件数のカウントの仕方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
(参考3)「処理の態様」欄の実件数のカウントの仕方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160

【事務手続編】

第1章 総 則

1 目的

本事務処理要領は、審理室システムの運用に関する基本的事項を定めることにより、運用の統一 性を維持し、もって、不服申立事務の適正かつ円滑な運営に資するとともに厳格なデータ保護を図 ることを目的とする。

2 事務処理の範囲

審理室システムでは、①国税に関する処分についての再調査の請求、②国税に関する処分につい ての審査請求、③酒税法第2章《酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等》に規定する免許(以下 「免許」という。)に関する処分及び事実上の行為についての審査請求並びに④不作為についての審 査請求に係る事案(以下、①から④の事案を併せて「不服申立事案」という。)を処理するため、次 に掲げる事務を行う。

(1) 事案情報の登録事務

不服申立事案を適正に管理するために、次に掲げる情報の登録事務を行う。

- イ 基本情報
- 口 経過情報
- ハ 争点情報
- 二 口頭意見陳述情報
- ホ 事案完結情報
- へ 審査請求情報
- ト 閲覧・謄写等情報
- (2) 照会事務

不服申立事務を適正に遂行するために、審理室システムに登録した事案に係る各種情報を照会 することにより進行状況の管理等の事務を行う。

(3) 出力事務

不服申立事案に係る計数管理等のために、次に掲げる帳票を出力するほか、「検索結果一覧(再調査・審査)」画面に表示される事案情報をデータ出力する事務を行う。

- [署]
- イ 不服申立審理表(課税関係)
- ロ 不服申立事案一覧表(再調査・審査)
- ハ 課税関係不服申立処理状況等報告書
- [局]
 - イ 不服申立審理表(課税関係)
 - ロ 不服申立事案一覧表 (再調査・審査)
 - ハ 課税関係不服申立処理状況等報告書
 - ニ 月別処理状況表
 - ホ 所管別処理状況表
 - へ 不服申立てにおける全部・一部取消しの状況
 - ト 再調査請求における取下げの状況
 - チ 再調査請求の3か月以内処理状況表

- リ 3か月経過事案の状況
- ヌ 同席審理の実施状況等
- ル 意見書・回答書の提出状況等
- (4) その他

行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条((経過措置))及び行政不服審査法の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条((経過措置の原則)) の定めにより改正前の不服申立制度に基づき提出された「異議申立て」については、平成28年4 月18日以降、審理室システム上の画面及び帳票の各項目において、「再調査」又は「再調査請求」 と表示されることに留意する。

3 事務提要と本事務処理要領の関係

本事務処理要領に定められている事務については、次のとおり取り扱うこととし、具体的な処理 方法が定められていない事務については、事務提要に定めるところに従って処理を行う。

(1) 事務手続について

審理室システムによって行うこととされている事務については、本事務処理要領に定めるところに従って処理を行い、それ以外の事務については、事務提要の定めるところに従って処理を行う。

(2) 帳票について

審理室システムによって作成することとされている帳票については、本事務処理要領に定める ところに従って帳票を出力し、それ以外の帳票については、事務提要(様式編)の定める様式の帳 票を使用する。

4 審理室システムの操作可能時間

審理室システムは、オンライン運用時間内(原則として午前8時15分から午後5時45分まで) の稼動となるため、事務の実施に当たっては留意する。

5 障害発生時の連絡等

(1) 審理室システムの質問・障害等の発生連絡

審理室システムに関する操作上の質問・障害等については、各局(所)情報システム課KSK 照会窓口(以下「KSK照会窓口」という。)に連絡する。ただし、本事務処理要領の操作につい ての問い合わせは、庁審理室(署にあっては局の審理課(審理課が設置されていない国税局(沖 縄国税事務所を含む。)においては審理官をいい、以下、「局審理課」という。))に連絡する。

(2)「質問・障害等連絡票(KSK)」の作成及び提出

KSK照会窓口から「質問・障害等連絡票(KSK)」(別添4参照)の作成依頼があった場合 は、速やかに作成の上、当該連絡票をKSK照会窓口及び庁審理室(署にあっては局審理課)へ 提出する。

(3)局審理課における連絡票の審査

局審理課は、署から提出された「質問・障害等連絡票(KSK)」について、記載状況(障害発 生時の画面添付等)を確認し、補完等を行った後、当該連絡票を庁審理室へ提出する。

6 個人情報の取扱い

審理室システムで管理される個人情報の取扱いについては、国税庁の保有する個人情報の適切な 管理に関する訓令(平成17年国税庁訓令第3号)、国税庁における情報システムに係る情報セキュ リティの確保のための実施規則(平成20年国税庁訓令第6号)及び平成20年6月23日付官参4-11 「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」(事務運営指針)の定めるところ により、適切に行う。

- (注)審理室システムで管理される個人情報は、その利用目的を「納税義務の適正な履行に資する」 と定めていることから、当該目的外の目的で利用することのないよう、事務の所掌によりアク セス制限を設けていることに留意する(別添1参照)。
- 7 その他

本事務処理要領は、標準的な事務処理の方法を定めたものであることから、局署の実情に応じて、 その本旨を変更しない範囲で改善を加えることができる。

第2章 署における不服申立事務の管理と運営

第1節 管理責任者

1 管理責任者

不服申立事務は、その重要性にかんがみ、当該事務を所掌する筆頭統括官等が直接管理する。 なお、署長等は、不服申立事務について総括的な管理を行う。

- (注)上記にかかわらず、各局署の実情に応じて、各課税担当部門の第1部門の統括国税調査官以 外の者が筆頭統括官等となることを妨げない。
- 2 管理責任者の事務

管理責任者(署長等及び筆頭統括官等をいう。以下同じ。)は、不服申立事務の進捗状況の管理等 を行う。その際、審理室システムの各機能を適宜利用して行うものとする。

また、ユーザー I Dの管理者(筆頭統括官等)は、平成15年5月12日付官事2-2「KSKシ ステム ユーザー I D等管理要領の制定について」(事務運営指針)により、不服審査担当者に対し て不服申立事務用の特定ユーザーIDの交付等を行う。

(注)筆頭統括官等は、事案削除機能により事案の全情報について削除を行うことが可能であるが、 「第3節 入力内容の確認等」に定める確認及び連絡を行った後において入力した情報の削除 を行わないこと。

第2節 不服審查担当者

1 不服審查担当者

不服申立事務は、適正かつ迅速な処理を図るため、当該事務を分担する不服審査担当者が行う。 なお、不服審査担当者が、原処分の処理を行った事案について不服申立てがされたとき等、不服 審査担当者に審理を行わせることが適当でない場合は、当該不服申立事案の処理は、原則として、 他の同等以上の職位にある者のうち署長がその処理を行わせることが適当と認めた者に担当させる。

また、不服申立事案が特定の時期に集中して発生する場合には、不服審査担当者のみではこれら の事案を迅速に処理することが困難となることが予想されるので、管理責任者は必要に応じ他の職 員に不服申立事案の処理を分担させることができる。

2 不服審査担当者の事務

不服審査担当者は、次に掲げる事務を行い、その事務の進行状況等に応じて審理室システムの入 力を適宜行う。

- (1) 国税に関する処分についての再調査の請求事務
- (2) 国税に関する処分についての審査請求事務
- (3) 免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求事務
- (4) 不作為についての審査請求事務

1 審理室システムによる出力

筆頭統括官等は、審理室システムによる課税関係不服申立処理状況等報告書(以下本節において 「処理状況報告書」という。)を、下記の表に記載する出力日に出力する。

なお、処理状況報告書は、不服申立事務を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて適宜出力可能 としているが、処理の集中による審理室システムへの負荷軽減のため、下記の表に記載する出力不 可日には出力しないよう留意する。

報告対象期間	対象署	出力日	出力不可日
上半期	札幌局・仙台局・関東信越局・東京 局・金沢局管内の署	10月1~9日 の奇数日	10月2~10日 の偶数日
(4月1日~ 9月30日)	名古屋局・大阪局・広島局・高松局・ 福岡局・熊本局・沖縄所管内の署	10月2~10日 の偶数日	10月1~9日 の奇数日
下半期 (10月1日~ 翌3月31日)	札幌局・仙台局・関東信越局・東京 局・金沢局管内の署	4月1~9日 の奇数日	4月2~10日 の偶数日
全期 (4月1日~ 翌3月31日)	名古屋局・大阪局・広島局・高松局・ 福岡局・熊本局・沖縄所管内の署	4月2~10日 の偶数日	4月1~9日 の奇数日

2 出力方法

処理状況報告書は、審理室システムのメインメニューから「帳票」を選択し、「課税関係不服申立 処理状況等報告書」を選択して出力する(様式編第3、操作要領編第5章第2節参照)。

ただし、報告対象期間内において、不服申立事案の繰越し及び発生がない場合には、処理状況報 告書の出力は不要である。

3 確認及び連絡

出力した処理状況報告書については、下記の表に記載する期限までに件数等の確認を行った上で、 入力件数等に誤りがない旨を局審理課又は審理官に連絡する。

なお、確認した結果、入力等に誤りのあることが判明した場合には、速やかに訂正入力を行い、 下記の表に記載する期限までに局審理課又は審理官へ連絡を行う。

区分	対象期間	連絡期限		
上半期	4月1日~9月30日	10月10日		
下半期	10月1日~翌3月31日	超 4 日 10 日		
全期	4月1日~翌3月31日	翌4月10日 		

(注)局へ連絡した後に入力したデータの修正又は削除を行わないこと。

1 再調査の請求事案の場合

	事務の内容	登録(更新)画面
発	再調査の請求書の収受	
生	 ・筆頭統括官等からの形式審理の指令 ・ 不昭中立事案一覧書の出力 	
に	▼ 「 ¹ 小版中立事業 見るの出力」 局への連絡	
伴	 ・局への事案写し等の送付(局調査事案に係る原本の送付) 	
う	 事案の基本情報、審理計画の登録 * 社会加入の登録 	⇒ 基本情報 [77 頁]
事	* ・ メ家処分の金塚 御収相当部門への連絡	→ 刈家処分(円調査) [82頁]:
務		
	再調査の請求先等の適否及び要補正事項の検討	
形	 ・形式審理表の作成、形式審理日、補正要求日及び補正完了日の 	⇒ 経過情報 [84頁]
式	登録 ・争占コード等の登録	→ 毎占唐却 [87 百]
審	・他の税務署等への事案の送付	→ 事案完結情報 [100 頁]
理	・補正要求、総代の選任等	
	[不適法]…却下決定の手続 ✔	
実 質 審 理	調査・審理 ・筆頭統括官等からの実質審理の指令 ・調査審理事績等の登録、不服申立審理表の出力 ・口頭による意見陳述 ・併合審理等 ・みなす審査請求 ・納税地の異動(再調査の請求事案の移送処理) ・再調査の請求の承継 ・3月超の教示等 ・事案の取下げ処理、不服申立審理表の出力	 ⇒ 争点情報 [87 頁] ⇒ 経過情報 [84 頁] ⇒ 口頭意見陳述情報 [96 頁] ⇒ 基本情報 [77 頁] ⇒ 処理態様(再調査) [103 頁] 事案完結情報 [100 頁] ⇒ 事案完結情報 [100 頁] ⇒ 基本情報 [77 頁] ⇒ 事案完結情報 [100 頁]
	重要事案審議会付議	
重	↓ ・付議事績の登録	⇒ 経過情報 [84 頁]
調	再調査決定書案の作成	
杳	↓ ・局との協議・文案等の送付	⇒ 経過情報 [84頁]
決	再調査決定書等の決裁	
定	◆ 審理終結の情報登録、不服申立審理表の出力	⇒ 争点情報 [87 頁]
手	再調査決定書謄本送達	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
続	・再調査決定に係る事績等の登録	⇒ 事案完結情報 [100 頁]
等	徴収担当部門への連絡	
	・局への再調査決定書写し等の送付	

(注) 点線包囲箇所が、審理室システムによって処理を行う事務である。なお、これらの事務処理手 順は、標準的な事務処理の方法をまとめたものであることに留意する。

2 審査請求事案の場合

$\Big/$	事務の内容	登録(更新)画面
	審査請求書の収受	
	 ・審査請求書が原処分庁(署長)に提出された場合は、正本を審 判所へ送付し、副本を署で保管 	
	・審判所から通知を受けた場合は「審査請求書副本」の収受	
	↓ ・ ・ 不服中立事業一覧表の出力 局への連絡	
	 ・局への副本写しの送付(局調査事案は副本を送付) 	
発	・担当審判官等の指定の通知受領	
生	 ↓ ・事案情報の登録 ・対象処分の登録 	 ⇒ 審査請求情報 [106 頁] ⇒ 対象処分(審査) [110 頁]
に	徴収担当部門への連絡	
伴	\downarrow	
う 車	重要事案審議会付議	
争		
155	答弁書案の作成等 	
	・答弁書提出期限の登録	⇒ 審査請求情報 [106 頁]
	↓ ・局との協議、文案の送付等	
	答弁書等の決裁・送付	
	・答弁書提出日の登録	→ 番査請求情報 [106 頁]
	▼ 意見書又は回答書案の作成	
	↓ ・局との協議、文案の送付等	
	意見書又は回答書の決裁・送付	
	・意見書又は回答書提出日等の登録	⇒ 意見書 [112頁] → 回答書 [114頁]
		→ 凹谷者 [114 頁]
請	↓ ・ ・	⇒閲覧・謄写等情報 [118 頁]
求	職権調査等の実施申立書の決裁・送付	
中	↓ ・質問・検査の申立種類等の登録	⇒閲覧・謄写等情報 [118 頁]
の	物件の閲覧・謄写請求書の決裁・送付	
爭致	↓・物件の閲覧種類等の登録	⇒閲覧・謄写等情報 [118 頁]
伤	同席審理への対応	
	・同席審理の実施、争点の確認表の提出	⇒ 審査請求情報 [106 頁]
	 ・併合又は分離の通知の受領 	
	徴収担当部門への連絡	
	・併せ審理事案の送付	

	事務の内容	登録(更新)画面
終結	取下げの通知の受領 ・取下事績の登録	⇒審査請求情報 [106頁] 処理態様(審査) [116頁]
に伴	裁決書謄本の受領 ・完結情報等の登録	⇒ 審査請求情報 [106 百]
í+ う		処理態様(審査) [116頁]
事務	・局への裁決書写し等の送付 ・ ・ 日本の は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ ・ は ・ は ・ ・ は ・ は ・ ・ ・ ・ は ・	
-1/J		

(注) 点線包囲箇所が、審理室システムによって処理を行う事務である。なお、これらの事務処理手 順は、標準的な事務処理の方法をまとめたものであることに留意する。

第3章 署における事案情報の登録事務

第1節 国税に関する処分についての再調査の請求事務

第1款 再調査の請求書の収受と形式審理

1 再調査の請求書の収受

各総括部門(各事務系統において、総括事務を分掌する部門をいう。以下同じ。)の文書取扱担当 者(国税庁行政文書取扱規則(平成23年国税庁訓令第2号)第6条第2項《文書取扱担当者》の規 定により文書取扱課の文書取扱者から指名された者をいう。以下同じ。)は、再調査の請求書が総務 課(係)から回付された場合には、その再調査の請求書に収受日付印が押印されているかどうか、 また、その再調査の請求書が提出者から送付されたものであるときは封筒が添付されているかどう かを確認した上、受領する。

なお、各部門の窓口等において再調査の請求書の提出を受けた場合には、写しを作成し、原本に ついては必ず総務課(係)に回付し、所定の手続(署長への供覧等)を経て受領する。

(注)国税電子申告・納税システム(e-Tax)により再調査の請求書データが提出された場合であっても、審理室システムへのデータ移管は行われない。このため、審理室システムへの事案情報の登録は、総務課(係)において出力した再調査の請求書と帳票一覧等の帳票を受領し、書類で提出された場合と同様の処理を行うことに留意する。

2 形式審理等の指令及び局への連絡

筆頭統括官等は、文書取扱担当者から再調査の請求書の収受後、不服審査担当者に対して再調査 の請求書を交付するとともに、(1)に該当する事案にあっては、「再調査の請求事案の進行管理チェッ ク表(筆頭統括官等用)」(事務提要(様式編)様式3-1又は様式3-2)を作成し、これにより 不服審査担当者による再調査の請求事務の実施状況を確認する。

- (1) 再調査の請求事案が局調査事案以外の事案である場合
 - イ 再調査の請求事案モデルスケジュール表等の作成
 - ロ 「調査手続チェックシート(再調査の請求に係る調査)(本表)」(事務提要(様式編)様式 73-1)への記載
 - ハ 局所管部署への発生連絡及び再調査の請求書の写し等の送付
 - ニ 関係部門への連絡
 - ホ 事案情報の登録(不服申立審理表(課税関係)の作成)及び「不服申立事案一覧表」(様式編 第2)の出力
 - へ 形式審理
- (2) 再調査の請求事案が局調査事案である場合

局所管部署への発生連絡並びに再調査の請求書及び「再調査の請求書等の送付書」(事務提要(様 式編)様式17-1-2)の送付

3 局への事案の送付等

不服審査担当者は、再調査の請求事案が局調査事案である場合、局所管部署に再調査の請求が発生した旨を電話又はメールで連絡した上で、「再調査の請求書等の送付通知書」(事務提要(様式編)様式17-1-1)に再調査の請求書の写し及びその付属書類の写しを添付して決裁を受けた上、「再調査の請求書等の送付書」(事務提要(様式編)様式17-1-2)に再調査の請求書及びその付属書類を添付して局所管部署に送付する(原本を送付する。)。

また、再調査の請求人に対し「再調査の請求書等を送付した旨の通知書」(事務提要(様式編)様式 17-1-3)を送付することにより、再調査の請求書を局に送付した旨を連絡する。

4 事案情報の登録処理

不服審査担当者は、「基本情報登録」画面及び「対象処分(再調査)登録」画面により事案情報を 登録する(操作要領編第2章第3節及び第4節参照)。

(1)「基本情報登録」画面により入力等を要する項目

①整理番号、②氏名・名称、③フリガナ、④住所・所在地(納税地)、⑤代理人、⑥代理人資格、
 ⑦所管区分、⑧青白区分、⑨業種番号、⑩税目、⑪主たる税目、⑫調査区分、⑬推計区分、⑭原
 処分指導、⑮原処分日、⑯更正理由、⑰備考、⑱再調査請求日、⑲事案区分、⑳予備

- (注) 1 「事案番号」、「局署番号」、「部課・部門」、「人格」、「業種」及び「3月経過日」は、自動表示される。
 - 2 「①整理番号」、「②氏名・名称」、「④住所・所在地」、「⑦所管区分」、「⑨業種番号」、「⑩ 税目」及び「⑫調査区分」は、必須入力項目であることに留意する。
 - 3 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)附則第3条((経過措置))及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 69 号)附則第5条((経過措置の原則))の定めにより改正前の不服申立制度に基づき、「異議申立て」がされた事案については、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面上の「予備」欄に「旧法事案」と入力して登録する。
- (2)「対象処分(再調査)」画面により入力等を要する項目

①年(月)分事業年度等、②本税等、③加算税、④延件数、⑤根拠法、⑥特殊事案区分

 (注)対象処分が相続税の場合、「①年(月)分事業年度等」には、相続開始日の属する年分を登録 する。また、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面の「備考」欄に相続開始日(年月 日)を登録する。

5 審理計画の登録

筆頭統括官等は、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面上の「審理計画」欄に①審理の 開始日(事案交付日)、②終了予定年月日及び③実日数を登録する(操作要領編第2章第3節参照)。

なお、筆頭統括官等は、再調査の請求事案が発生した場合、再調査の請求事案モデルスケジュー ル表等を用いるなどして、適正な進行管理に努める。

6 再調査の請求書の形式審理

不服審査担当者は、形式審理の指令を受けた後、「再調査の請求書の形式審理表」(事務提要(様式

編)参考様式1)等により形式審理を行う。

なお、この処理を行った際、「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面上の①「形式審理日」 欄、②「補正要求日」欄及び③「補正完了日」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第5節参 照)。

7 争点コード等の登録

不服審査担当者は、形式審理を終了し、再調査の請求書の補正が完了した後、「争点情報登録」画 面により争点コード等を登録する(操作要領編第2章第6節参照)。具体的には再調査の請求事案の 争点ごとに、「争点登録」画面又は「争点更新」画面上の①「争点コード」欄、②「不服申立ての趣 旨及び理由」欄及び③「不服審査担当者の検討事項」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章 第7節から第9節参照)。

(注)「内容」欄は、争点コード登録後に自動表示される。

8 納税地の異動等によって再調査審理庁に異動がある場合の処理

- (1)移管元署における処理
 - イ 再調査の請求先の審理の結果、次の(イ)から(ハ)に該当する場合で他の処分庁等に送付すべ き事案については、不服審査担当者は、「再調査の請求書等の送付通知書」により決裁を受けた 上、関係書類の送付を行う(事務提要(様式編)様式 17-1 から 17-3)。
 - (イ)処分をした後にその所轄署長を異にする納税地の異動があった場合におけるその処分をした署長に提出された再調査の請求書(通則法85③④)
 - (ロ)再調査の請求があった後にその所轄署長を異にする納税地の異動があった場合における再 調査の請求人の申立てにより、又は職権で移送をする再調査の請求書(通則法 86①③)
 - (ハ) 不服申立先の教示を誤ってした処分について、その教示された署長に提出された再調査の 請求書(通則法 112①)
 - ロ 不服審査担当者は、「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態様(再調査)更新」画面により他署へ送付した事績等を登録し、不服申立審理表を出力する(操作要領編第2章第13節参照)。具体的には、①「再調査決定日等」欄に送付日、②「処理態様(再調査)」エリアの「送付(移管)」欄に延件数及び③「取消等理由(再調査)」欄に送付(移管)先及び送付することになった理由を登録し、不服申立審理表を出力する。
 - ハ 不服審査担当者は、当該事案が国税の課税標準等又は税額等に係るものであるときは、「不服 申立て等処理済連絡せん」(事務提要(様式編)様式48-1及び48-2)を作成し、所要の事 項を記入の上、「不服申立て等処理済連絡せん」(事務提要(様式編)様式48-2)を徴収担当 部門に回付する。
- (2)移管先署における処理

「再調査の請求書等の送付通知書」(事務提要(様式編)様式17-1-2)、再調査の請求書及 びその付属書類の送付を受けた署においては、再調査の請求の発生に伴う事務(上記1~7に掲 げる事務)を行う。

なお、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面上の「予備」欄には「(元号)〇年〇月 〇日 〇〇署から移管」と入力して登録する。 9 その他の事務

形式審理中、補正要求等の事由により当初登録した事績と異なることとなった場合には、不服審 査担当者は速やかに訂正入力の処理を行う。

なお、形式審理の結果、再調査の請求が不適法なものについては、却下の決定手続を行う。具体 的な手続方法については、後記「本節第8款 再調査の請求に対する決定手続」を参照すること。

第2款 再調査の請求の実質審理

1 実質審理の指令

- (1)筆頭統括官等は、不服審査担当者に実質審理の指令を行うとともに、「争点登録」画面又は「争 点更新」画面上の「管理責任者の指示事項」欄に指示日(年月日)及び指示事項を登録する(操 作要領編第2章第7節参照)。なお、指示事項を追加又は変更した場合には、時系列に登録する。
- (2) 不服審査担当者は、「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面上の①「審理指令日」欄及 び②「原処分の概要」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第5節参照)。
- 2 実質審理の着手

不服審査担当者は、実質審理に当たり「不服申立審理表(課税関係)」を出力し、争点を整理する (様式編第1、操作要領編第1章第4節ほか参照)。

なお、再調査の請求に係る調査及び審理の過程において「基本情報」(操作要領編第2章第3節参照)、「経過情報」(操作要領編第2章第5節参照)及び「争点情報」(操作要領編第2章第6節参照) に表示される各項目に係る追加又は訂正事項が判明した場合は、その都度登録処理を行う。

- (注)不服申立審理表に出力される項目の訂正を行った場合、訂正した後の情報が審理室システム のデータとして登録され、訂正前の情報はデータから削除されることに留意する。
- 3 局への連絡等

不服審査担当者は、「争点情報登録」画面等により争点コード等を登録した後、その旨を局所管部 署に対して電話等で連絡する。

なお、局所管部署においては、必要に応じて「争点情報登録」画面又は「争点情報更新」画面に より指導事項等を追加登録又は変更登録することができる。この場合にあっては、局所管部署の担 当者は、訂正等行った旨を不服審査担当者へ電話等で連絡する。

4 実地調査日及び反面調査日の登録

不服審査担当者は、「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面により①実地調査日及び②反 面調査日を登録する(操作要領編第2章第5節参照)。

- 5 口頭による意見陳述の申立てに伴う事務
- (1) 口頭による意見陳述を録取した者は、意見陳述終了後、「意見陳述(弁明)録取書」を作成する (事務提要(様式編)様式9)。
- (2)不服審査担当者は、「口頭意見陳述登録」画面又は「口頭意見陳述更新」画面上の①「口頭意見陳述実施日」欄、②「人数:人」欄及び③「時間:h」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2)

第3款 再調査の請求手続の併合審理等

- 1 併合審理に伴う事務
 - (1)不服審査担当者は、相互に関連する数個の再調査の請求について併合して審理する場合は、「再 調査の請求の併合通知書」により決裁を受けた後(事務提要(様式編)様式 24-1)、再調査の請 求人に通知するとともに、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面により事案情報を登 録する(操作要領編第2章第3節参照)。
 - (2)不服審査担当者は、再調査の請求日が異なるごとに事案の登録を行い、画面上の「予備」欄に ①併合審理の実施日(決裁日)、②併合事案又は被併合事案の区分及び③併合審理を行うことと した理由等を登録する(操作要領編第2章第3節参照)。
 - (注)併合事案とは併合する事案、被併合事案とは併合される事案であり、併合処理を行うに当た り便宜的に区別するものである。
- 2 併合事案の分離に伴う事務

不服審査担当者は、上記1によって、併合された数個の再調査の請求について分離して審理する ことを相当とするときは、「再調査の請求書の分離通知書」(事務提要(様式編)様式24-1)により 決裁を受けた後、再調査の請求人に通知するとともに、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」 画面上の「予備」欄に①併合事案の分離日(決裁日)及び②併合事案の分離を行うこととした理由 等を登録する(操作要領編第2章第3節参照)。

3 併せ審理に伴う事務

更正決定等について再調査の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税 標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときで、他の更正決定等について併せ審理 を行うときは(通則法 104②)、不服審査担当者は次に掲げる事務を行う。

- (1)「再調査の請求事案の併せ審理通知書」(事務提要(様式編)様式25-1)により決裁を受けた
 後、再調査の請求人に通知する。
- (2)「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面上の「予備」欄に①併せ審理の実施日(決裁日)及び②併せ審理を行うこととした理由等を登録する(操作要領編第2章第3節参照)。
- (3)「対象処分(再調査)登録」画面又は「対象処分(再調査)更新」画面により対象処分の追加 登録処理を行う(操作要領編第2章第4節参照)。

第4款 みなす審査請求に係る完結手続

1 合意によるみなす審査請求事務

再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認めた場合は(通則法 89①)、不服審査担 当者は、再調査の請求書及び審査請求することについての同意の求めに対する回答書(事務提要(様 式編)様式 20)の写しを保存するとともに、「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態様(再 調査)更新」画面により事績等の登録処理を行う(操作要領編第2章第13節参照)。具体的には、 画面上の①「再調査決定日等」欄、②「処理態様(再調査)」エリアの「みなす審査請求(合意)」 欄及び③「取消等理由(再調査)」欄に所要事項を登録する。また、理由開示を行った場合には、「事 案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の「理由開示」欄及び「理由開示延件数」 欄に所要事項を登録する。

なお、事案完結情報の登録後、後記「本章第2節 国税に関する処分についての審査請求事務」 に定める審査請求事案としての登録処理を行うことに留意する。

2 他の審査請求に伴うみなす審査請求事務

他の審査請求に伴って再調査の請求を審査請求とみなした場合は(通則法 90①②)、不服審査担 当者は、再調査の請求書の写しを保存するとともに、「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態 様(再調査)更新」画面により事績等の登録処理を行う(操作要領編第2章第13節参照)。具体的 には、画面上の①「再調査決定日等」欄、②「処理態様(再調査)」エリアの「みなす審査請求(他)」 欄及び③「取消等理由(再調査)」欄に所要事項を登録する。また、理由開示を行った場合には、「事 案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の「理由開示」欄及び「理由開示延件数」 欄に所要事項を登録する。

なお、事案完結情報の登録後、後記「本章第2節 国税に関する処分についての審査請求事務」 に定める審査請求事案としての登録処理を行うことに留意する。

第5款 再調査の請求事案の移送

1 再調査の請求後に納税地が異動した場合

所得税、法人税、相続税、贈与税又は消費税等に係る署長の処分について再調査の請求がされて いる場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その再調査の請求がされている署 長と異動後の納税地を所轄する署長とが異なることとなるときは、再調査の請求人の申立てにより、 又は職権で、当該再調査の請求事案を異動後の納税地を所轄する署長に移送することができる(通 則法 86①)。

2 移送の手続

再調査の請求事案の移送が決定された場合には、不服審査担当者は、「再調査の請求書等の送付通知書」(事務提要(様式編)様式17-1から17-3)により決裁を受けた上、関係書類の送付を行う。 なお、審理室システムでは、前記「本節第1款8 納税地の異動等によって再調査審理庁に異動 がある場合の処理」に準じて処理を行う。

第6款 再調査の請求の承継

1 地位の承継の届出

再調査の請求人の地位を承継した相続人又は合併法人等(以下「地位承継人」という。)による再 調査の請求人の地位を承継した旨の届出は、書面によることを要する(通則法 106③)。

なお、この場合の書面は、なるべく「再調査の請求人の地位承継届出書」(事務提要(様式編)様式 82) によるよう指導する。

(注) 再調査の請求人の地位を承継した相続人には包括受遺者を含み、合併法人等には合併存続す る法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該権利を承継した法人を含むものと する。

2 地位の承継の届出がされた場合の手続

不服審査担当者は、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面により再調査の請求人の氏名、 住所等を地位承継人の氏名、住所等に訂正し、登録する(操作要領編第2章第3節参照)。

なお、この場合にあっては、画面上の「予備」欄に「(地位承継)」と入力するとともに①地位の 承継日、②当初の再調査の請求人の氏名及び③地位の承継がなされた理由を入力して登録する。

第7款 再調査の請求の取下げ等

- 1 再調査の請求を取り下げる旨の書面が提出された場合の手続
- (1)不服審査担当者は、「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態様(再調査)更新」画面により事績等の登録処理を行う(操作要領編第2章第13節参照)。具体的には、画面上の①「再調査決定日等」欄、②「処理態様(再調査)」エリアの「取下げ」欄③「取下理由別の延件数」欄及び④「取消等理由(再調査)」欄に所要事項を登録する。
- (2)不服審査担当者は、「不服申立審理表(課税関係)」を出力し(様式編第1、操作要領編第1章 第4節ほか参照)、再調査の請求取下書(事務提要(様式編)様式 31-2)に不服申立審理表及び再 調査の請求書等を添付して決裁を受ける。
- (3) 不服審査担当者は、「事案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の「審理実績」 欄に①事案の交付日、②取下日及び③処理実績日数を登録する(操作要領編第2章第12節参照)。

2 審査請求ができる旨の教示に伴う事務

再調査の請求がされた日又は補正完了日の翌日から起算して3月を経過したときには、遅滞なく、 その再調査の請求に係る処分について直ちに審査請求をすることができる旨の教示を行うこととさ れていることから(通則法111①)、不服審査担当者は次に掲げる事務を行う。

- (1)「事案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の①「3月超理由コード」欄及び② 「3月超理由」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第12節参照)。
- (2)「不服申立審理表(課税関係)」を出力し(様式編第1、操作要領編第1章第4節ほか参照)、「審査請求をすることができる旨の教示書」(事務提要(様式編)様式36-1)(以下「教示書」という。)の作成後、不服申立審理表及び教示書に再調査の請求書等を添付して決裁を受け、教示書を再調査の請求人に送付する。
- (3) 再調査の請求の対象となる処分について、既に理由が付記されている場合には、審査請求をす ることができる旨の教示書に原処分の理由を付記する必要はない(通則法 1112)。
- (4)教示書を通知した後、「事案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の「教示日」 欄にその発送日を登録する。また、原処分の理由の開示を行った場合には、画面上の「理由開示」 欄及び「理由開示延件数」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第12節参照)。
- (注)筆頭統括官等は、「検索結果一覧(再調査・審査)」画面、「経過情報更新」画面又は「争点情報 更新」画面を閲覧することのほか(操作要領編第4章第3節、第2章第5節及び同章第6節参照)、 必要に応じて「不服申立審理表(課税関係)」を画面出力するなどし(様式編第1、操作要領編第 1章第4節ほか参照)、不服申立事務の進捗管理を行わなければならない。

3 再調査の請求のみなす取下げに伴う事務

再調査の請求後3月を経過し、再調査決定を経ないで審査請求がされた場合には、当該再調査の 請求は取り下げられたものとみなされることから(通則法 110②)、不服審査担当者は次に掲げる事 務を行う。

- (1)「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態様(再調査)更新」画面により事績等の登録処理 を行う(操作要領編第2章第13節参照)。具体的には、①「再調査決定日等」欄及び②「処理態 様(再調査)」エリアの「みなす取下げ」欄に所要事項を登録する。
- (2)「不服申立審理表(課税関係)」を出力し(様式編第1、操作要領編第1章第4節ほか参照)、所 轄審判所から送付された「審査請求書収受の通知書」(審判所様式)の写し又は審査請求書副本に 審査請求がされた経緯を記載した書面(「不服申立事案処理経過表」(事務提要(様式編)様式5) など)に不服申立審理表及び再調査の請求書等を添付して決裁を受ける。
- (3)「事案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の「審理実績」欄に①事案の交付日、②取下日及び③処理実績日数を登録する。
- (4) 事案完結情報の登録後、後記「本章第2節 国税に関する処分についての審査請求事務」に定 める審査請求事案としての登録処理を行う。

第8款 再調査の請求に対する決定手続

- 1 再調査決定書案の作成に伴う事務
- (1) 重要事案審議会への付議

再調査決定に当たっては、局所管部署と協議した上で、これを重要事案審議会に付議し、再調 査決定の態様(以下本款において「却下、棄却、一部取消し、全部取消し又は変更」をいう。)を 決定する。

不服審査担当者は、「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面上の「重審終了日」欄に重 要事案審議会の付議が了した日を登録する(操作要領編第2章第5節参照)。

(2) 再調査決定書案の作成

不服審査担当者は、重要事案審議会の結果に基づき、再調査決定書の文案を作成し、文案について局所管部署と協議する。

なお、不服審査担当者は、「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面上の「文案送付日」 欄に文案を局所管部署へ送付等した日を登録する(操作要領編第2章第5節参照)。

(3) 審理終結に伴う情報の登録

不服審査担当者は、局所管部署と協議の結果、再調査決定書の文案が確定した後、「争点登録」 画面又は「争点更新」画面上の「再調査決定又は答弁書の概要」欄に再調査決定の争点等の概要 を登録する(操作要領編第2章第7節参照)。

(4) 再調査決定書案の決裁

不服審査担当者は、再調査の請求に係る調査決議書及び「再調査決定書(処分用)-決裁用」 (事務提要(様式編)様式12-1)に、次の書類を添付して決裁を受ける。

①不服申立審理表、②不服申立事案処理経過表(事務提要(様式編)様式5)、③再調査の請求書、④ 調査・審理関係書類、⑤原処分の決議書の写し、⑥再更正を行う場合の更正等決議書、⑦再調査決 定に基づいて差押えの取消しを行う場合の解除決議書等の写し、⑧その他関係書類

- (注)1「再調査決定書(処分用)-決裁用」には、再調査決定の理由を記載した別紙を含み、原 処分を取り消す場合は「再調査決定書別表」も含むものとする。
 - 2 「不服申立審理表(課税関係)」は審理室システムで出力したものを使用する(様式編第 1、操作要領編第1章第4節ほか参照)。なお、審理室システムでは、再調査決定に係る税 額等を管理していないため、別添3「再調査審理表(課税関係)付表」を作成し、決裁を 受ける。

2 再調査決定書の原本及び謄本の作成

不服審査担当者は、再調査決定書案の決裁を了した後、再調査決定書の原本及び謄本を作成し、「事案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面上の「審理実績」欄に①事案の交付日、
 ②決裁日及び③処理実績日数を登録する(操作要領編第2章第12節参照)。

3 再調査の請求人への再調査決定書謄本の送達 再調査決定書謄本を再調査の請求人に送達する。

4 再調査の請求に対する決定に伴う事務

不服審査担当者は、「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態様(再調査)更新」画面により 再調査決定に係る事績等の登録処理を行う。具体的には、画面上の①「再調査決定日等」欄及び② 「処理態様(再調査)」エリアの該当する処理態様欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第

13節参照)。

なお、当該決定が、一部取消し又は全部取消しである場合には、画面上の①「取消理由コード」 エリアの該当する理由欄に延件数を入力し、②「取消等理由(再調査)」欄に取り消すこととなった 理由等を登録する(操作要領編第2章第13節参照)。

第2節 国税に関する処分についての審査請求事務

第1款 審査請求の発生に伴う事務

1 審査請求の発生

各総括部門の文書取扱担当者は、総務課(係)を経由して所轄審判所から「審査請求書収受の通 知書」等とともに、審査請求書副本及びその付属書類の送付を受けたときは、所定の手続を経て受 領する。

また、各総括部門の文書取扱担当者は、処分庁経由による審査請求(通則法 88①)に係る審査請 求書の正本及び副本が総務課(係)から回付された場合には、その審査請求書の正本及び副本に収 受日付印が押印されているかどうか、また、その審査請求書が提出者から送付されたものであると きは、封筒が添付されているかどうかを確認した上、受領する。

なお、各部門の窓口等において審査請求書の提出を受けた場合には、写しを作成の上、原本については必ず総務課(係)に回付し、所定の手続(署長への供覧等)を経て受領する。

2 形式審理等の指令及び局への連絡

筆頭統括官等は、文書取扱担当者から審査請求書の収受後、不服審査担当者に対して審査請求書

を交付するとともに、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次の事務の指令をするとともに、(1)及び (2)イに該当する事案にあっては、「審査請求事案の進行管理チェック表(筆頭統括官等用)」(事務提 要(様式編)様式39-1又は様式39-2)を作成し、これにより不服審査担当者による審査請求事 務の実施状況を確認する。

- (1)所轄審判所に審査請求書が提出され、審査請求書副本の送付を受けた場合
 - イ 事案情報の登録及び「不服申立事案一覧表」(様式編第2)の出力
 - ロ 局所管部署への発生連絡及び審査請求書副本の写し等の送付
 - ハ 原処分関係処理等経過表(審判所様式)等の作成及び当該経過表等の所轄審判所長への送付
 - ニ 関係部門への連絡
 - ホ 形式審理
 - ヘ 答弁書原案の作成準備(不服審査担当者による形式審理の結果、適法な審査請求と認められた事案に限る。)
- (2) 処分庁に審査請求書が提出された場合
 - イ 審査請求事案が局調査事案以外の事案である場合
 - (イ) 事案情報の登録及び「不服申立事案一覧表」(様式編第2)の出力
 - (ロ)局所管部署への発生連絡及び審査請求書副本の写し等の送付
 - (ハ)所轄審判所への審査請求書正本の送付
 - (ニ) 原処分関係処理等経過表等の作成及び当該経過表等の所轄審判所長への送付
 - (ホ)関係部門への連絡
 - (へ) 形式審理
 - (ト)答弁書原案の作成準備(不服審査担当者による形式審理の結果、適法な審査請求と認めら れた事案に限る。)
 - ロ 審査請求事案が局調査事案である場合
 - (イ)局所管部署への発生連絡及び審査請求書副本の送付
 - (ロ)所轄審判所への審査請求書正本の送付
- (3) 不服審査担当者は、局所管部署に審査請求が発生した旨を電話等で連絡する。
- 3 審査請求書の送付等
- (1) 審査請求事案が局調査事案以外の事案である場合

不服審査担当者は、審査請求事案が局調査事案以外の事案である場合、局所管部署に審査請求が 発生した旨を電話又はメールで連絡した上で、局所管部署の指示に従い、審査請求書副本の写し及 びその付属書類の写し並びに原処分関係書類等の写しを作成し送付する(審査請求書副本の原本は 送付しない。)。

(2) 審査請求事案が局調査事案である場合

不服審査担当者は、審査請求事案が局調査事案である場合、局所管部署に審査請求が発生した旨 を電話又はメールで連絡した上で審査請求書副本及びその付属書類を局所管部署に送付する(審査 請求書副本の原本を送付する。)。

(3) 審査請求事案が処分庁経由である場合

不服審査担当者は、筆頭統括官等から処分庁経由による審査請求(通則法 88①)に係る審査請
 求書正本及び副本の交付を受けた場合には、「不服申立関係書類の送付書 — 決裁用」(事務提要(様
 式編)様式 23-1)に審査請求書副本を添付して決裁を受けた上、「不服申立関係書類の送付書 —

送付用」(事務提要(様式編)様式23-2)に審査請求書正本を添付して所轄審判所長に送付する とともに、「不服申立事案処理経過表」(事務提要(様式編)様式5)に送付年月日を記入する(審 査請求書正本の原本を送付する。)。

- 4 事案情報の登録処理
- (1) 再調査の請求を経ずに審査請求がされた事案

再調査の請求を経ずに所轄審判所に対して審査請求がされた事案については、不服審査担当者 は次に掲げる事務を行う。

- イ 「審査請求情報登録」画面上の①「審査請求日」欄、②「請求区分」欄及び③「原処分の概 要(審査)」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。
- ロ 「対象処分(審査)登録」画面上の①「年(月)分事業年度等」欄、②「本税等」欄、③「加 算税」欄及び④「延件数」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第15節参照)。
 - (注)対象処分が相続税の場合、「①年(月)分事業年度等」には、相続開始日の属する年分を 登録する。また、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面の備考欄に相続開始日(年 月日)を登録する。
- ハ 争点情報については、「争点情報登録」画面により争点コード等を登録する(操作要領編第2 章第6節参照)。

なお、具体的な処理方法については、前記「本章第1節第1款7 争点コード等の登録」を 参照すること。

(2) 再調査の請求経由後の審査請求事案

再調査の請求を経て審査請求がされた事案については、審査請求人に係る基本情報がシステム 上自動的に引き継がれるため基本情報の登録を要しないものとし、不服審査担当者は次に掲げる 事務を行う。

イ 審査請求人に係る基本情報を表示させた後、「審査請求情報登録」画面上の①「審査請求日」 欄及び②「請求区分」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。

なお、「原処分の概要(審査)」欄については「再調査の請求からの継続事案」と入力して登録する。

- (注) 画面上の「再調査より引継」ボタンを押下すると、「対象処分(再調査)」に係る情報が 「対象処分(審査)」に係る情報として引き継がれる。
- ロ 審査請求によって新たに争点が生じた場合には、「争点情報登録」画面又は「争点情報更新」 画面により争点コード等を登録する(操作要領編第2章第6節参照)。

なお、具体的な処理方法については、前記「本章第1節第1款7 争点コード等の登録」を 参照すること。

5 担当審判官の指定等の通知の受領

所轄審判所において、審査請求書の形式審理の後、適法な審査請求の場合は担当審判官が指定さ れ(通則法 94)、所轄審判所長から「担当審判官指定の通知について」(審判所様式)により通知さ れる。また、担当審判官に変更があった場合には、変更後の担当審判官が「担当審判官変更の通知 について」(審判所様式)により通知されるので、不服審査担当者は、これらを管理責任者まで供覧 の上、当該通知書を原処分の決議書つづり等に編てつする。

- 6 答弁書等の作成及び送付
- (1)不服審査担当者は、所轄審判所長からの答弁書の提出依頼があった場合には、「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上の「答弁書期限」欄に答弁書の提出期限を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。
- (2) 不服審査担当者は、答弁書の文案を作成した後、文案について局所管部署と協議する。
- (3)不服審査担当者は、「不服申立関係書類の送付書-決裁用」により決裁を受けて所轄審判所長から提出依頼を受けた答弁書等を送付し、「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上の「答弁書提出日」欄に答弁書提出日を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。
- 7 局調査事案の登録処理
- (1)局調査事案

局調査事案について審査請求書が署に提出されたときは(通則法 82)、当該事案は局で処理する ことになるので、不服審査担当者は審査請求書の正本を所轄審判所に、副本を局所管部署に送付 する。

(2) 酒税事案

酒税に係る審査請求のうち、免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求事案は、 庁で登録を行うものとし、署においては登録を要しない。

ただし、これ以外の酒税に係る審査請求事案については、本款1から6までの処理を行う。

第2款 審査請求中における手続

1 意見書又は回答書の作成及び送付

審査請求人から反論書の提出又は主張の追加、変更又は撤回があったことを理由に、担当審判官 から意見書の提出を求められたとき、又は担当審判官の求釈明に対する回答書の提出を求められた ときは、不服審査担当者は次に掲げる事務を行う。

- (1) 答弁書の場合と同様、局所管部署と協議の上で意見書又は回答書を作成し、決裁を受けた後、 担当審判官に送付する。
- (2) 主張の追加又は変更があったことにより、当初登録した争点コード等と異なることとなった場合には、争点コード等について「争点情報登録」画面又は「争点情報更新」画面により追加登録 又は変更登録する(操作要領編第2章第6節参照)。

また、「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面上の「予備欄」には、追加又は変更を行った旨を登録する。

なお、再調査の請求時と異なる主張がなされた場合には、変更登録の処理を行うのではなく、 新たに争点コード等を追加登録する処理を行う(操作要領編第2章第7節参照)。

- (3)意見書を担当審判官に送付し、「意見書登録」画面又は「意見書更新」画面上の①「意見書依頼 日」欄及び」欄及び②「意見書提出日」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章第16節参照)。
- (4) 求釈明に対する回答書を担当審判官に送付し、「求釈明に対する回答書登録」画面又は「求釈明 に対する回答書更新」画面上の①「求釈明日」欄の区分及び②「回答書提出日」欄に所要事項を 登録する(操作要領編第2章第17節参照)。

なお、担当審判官の質問事項に対する回答書の提出を求められたときは、入力は不要である。

2 口頭意見陳述への対応

担当審判官から口頭意見陳述を実施する旨の連絡を受けたときは、不服審査担当者は次に掲げる 事務を行う。

- (1) 不服審査担当者は、担当審判官から口頭意見陳述を実施する旨の連絡を受けた場合、筆頭統括 官等、調査担当統括官等及び局所管部署に連絡するとともに実施日時等の調整を行う。
- (2) 不服審査担当者は、署に併任されている局所管部署の職員等とともに口頭意見陳述に参加し、 原処分庁に対する審査請求人等の質問等に対応する。
- (3)不服審査担当者は、口頭意見陳述の実施後、「閲覧・謄写等情報登録」画面又は「閲覧・謄写等 情報更新」画面上の「口頭意見陳述への対応情報」欄に口頭意見陳述同席日、意見陳述に対応し た職員の人数及び意見陳述に要した時間を登録する(操作要領編第2章第19節参照)。
- 3 担当審判官に対する職権調査の実施の申立て 不服審査担当者は、担当審判官に対して職権調査の実施を求めることが相当であると判断した場 合には、筆頭統括官等の指示を受け、次に掲げる事務を行う。
- (1)局所管部署と協議の上で「担当審判官に対する職権調査等の実施申立書」(事務提要(様式編) 様式46-1及び様式46-2)を作成し、決裁を受けた後、担当審判官に送付する。
- (2)不服審査担当者は、担当審判官に職権調査の実施の申立てを行った後、「閲覧・謄写等情報登録」 画面又は「閲覧・謄写等情報更新」画面上の「質問・検査等の申立情報」欄に職権調査等の申立 日及び職権調査等の実施日を登録する(操作要領編第2章第21節参照)。
- 4 原処分庁による証拠書類等の閲覧又は謄写請求

不服審査担当者は、担当審判官が審理手続を終結するまでの間、担当審判官に対し①審査請求人 又は参加人が任意に提出した証拠物、及び②担当審判官が職権で収集した物件について閲覧又は謄 写の請求をする場合には次に掲げる事務を行う。

- (1)不服審査担当者は、担当審判官に電話により、①原処分庁が閲覧又は謄写の請求をすることができる証拠書類等があるか、などについて確認し、その状況を「不服申立事案処理経過表」(事務提要(様式編)様式5)に記載する。
- (2)(1)による確認の結果、閲覧又は謄写することができる証拠書類等がある場合、不服審査担当 者は、「物件の閲覧・謄写請求書」(事務提要(様式編)様式44)に所要の事項を記載し決裁を受 けた後、担当審判官に送付する。
- (3)不服審査担当者は、担当審判官に物件の閲覧又は謄写請求を行った後、「閲覧・謄写等情報登録」 画面又は「閲覧・謄写等情報更新」画面上の「物件の閲覧情報」欄に当該請求の種類、申立日、 実施日及び物件情報を登録する(操作要領編第2章第22節参照)。
- 5 同席審理(同席主張説明)への対応

担当審判官から同席審理(同席主張説明)を求められた場合には、不服審査担当者は局所管部署 へ連絡した上でこれに応じるかどうかの検討を行う。

当該検討の結果、同席審理(同席主張説明)への参加に応じることとした場合には、同席審理(同 席主張説明)が実施された後、「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上の「同席 審理」欄に同席審理の実施日、審理に同席した職員の人数及び同席審理に要した時間を登録する(操 作要領編第2章第14節参照)。 6 争点の確認表への対応

担当審判官から争点の確認表(審判所様式)の交付を受けた場合には、不服審査担当者は局所管 部署へ連絡し、対応方を仰ぐとともに、「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上 の「争点整理表」欄に争点の確認表の交付日を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。

第3款 審査請求の終結に伴う事務

1 審査請求の取下げに伴う事務

所轄審判所長から審査請求が取り下げられた旨の通知があった場合には、不服審査担当者は次に 掲げる事務を行う。

- (1)「処理態様(審査)登録」画面又は「処理態様(審査)更新」画面上の「処理態様(審査)」エリアの①「取下げ」欄及び②「取消等理由(審査)」欄に所要事項を登録する(操作要領編第2章 第17節参照)。
- (2)「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上の「裁決日等」欄に取下日を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。
- 2 裁決書謄本の受領

所轄審判所長から裁決書謄本の送達があった場合には、不服審査担当者は署長まで供覧の上、裁 決書謄本の写しを局所管部署に送付し、次に掲げる事務を行う。

(1)「処理態様(審査)登録」画面又は「処理態様(審査)更新」画面上の「処理態様(審査)」エ リアの該当する処理態様欄に延件数を登録する。

また、当該裁決が、一部取消し又は全部取消しである場合には、①「取消理由コード(審査)」 エリアの該当する理由欄に延件数を入力し、②「取消等理由(審査)」欄に取り消すこととなった 理由等を登録する(操作要領編第2章第18節参照)。

(2)「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上の「裁決日等」欄に裁決日を登録する(操作要領編第2章第14節参照)。

第3節 その他の不服申立事務

1 免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求事務

長官に対し、免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求がなされた場合には、庁に おいて、審理室システムにより事案の登録及びその他の処理を行うものとし、署においては登録を 要しない。

2 不作為についての審査請求事務

署長の不作為について長官に対して審査請求がなされた場合には、庁において、審理室システム により事案の登録及びその他の処理を行うものとし、署においては審理室システムへの登録を要し ない。

第4章 局における事案情報の登録事務

第1節 署の指導等に係る不服申立事務

1 署の指導等を行う局所管部署の責務

署が行う不服申立事務の指導及び監理に当たり、署で審理室システムに登録している事案につい ては、審理室システムを利用して個別事案の指導及び進捗状況の管理を行う。

- 2 個別事案の指導
- (1)局所管部署の担当者は、「未済事案(再調査)」、「未済事案等(審査)」及び検索機能を利用して、署で登録した不服申立事案の各種情報を照会し、署に対して適切な指導を行う。
- (2)局所管部署の担当者は、審理室システムにより「不服申立審理表(課税関係)」を出力し(様式 編第1、操作要領編第1章第4節ほか参照)、事案の内容を検討の上、不服審査担当者に対して、 再調査の請求事案の場合は、再調査決定書の文案の作成指導等を、審査請求事案の場合は、署に おいて作成する答弁書若しくは意見書又は回答書の文案の作成指導等を行う。
- 3 不服申立事案の進捗管理

局所管部署の担当者は、「未済事案(再調査)」、「未済事案等(審査)」及び検索機能を利用して不 服申立事案の進捗状況の管理を行う(操作要領編第3章及び第4章参照)。また、必要に応じて「不 服申立事案一覧表(再調査・審査)」のほか各種帳票を出力し、計数管理にも努める(様式編第2、 操作要領編第1章第4節ほか参照)。

なお、「検索結果一覧(再調査・審査)」画面に表示される事案番号は、再調査の請求日又は補正 完了の日の翌日から経過した現在日付までの期間が、①1月以下は黒字、②2月以下は青字、③3 月以下は緑字、④3月超は赤字で表示され、再調査の請求事案の処理が完結した場合には、全て黒 字で表示されることに留意する。

4 入力内容の確認等

課税関係の不服申立処理状況に係る審理室システムへの入力内容の確認及び庁審理室への連絡に ついては、前記「第2章第3節 入力内容の確認等」に準じて実施する。

第2節 国税に関する処分についての再調査の請求事務又は審査請求事務

1 局調査事案又は局長の行った処分に対する再調査の請求事務

局調査事案又は局長の行った処分について、局長に対して再調査の請求がなされたときは、当該 事案に係る局所管部署は、前記「本編第3章第1節 国税に関する処分についての再調査の請求事 務」に定めるところに準じて、審理室システムにより事案の登録及びその他の処理を行う。

ただし、次に掲げる項目については、庁所管部署と協議の上登録をしないことができる。

- ・「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面上の「原処分の概要」欄
- 「争点情報登録」画面又は「争点情報更新」画面上の①「不服申立ての趣旨及び理由」欄、②「不 服審査担当者の検討事項」欄、③「管理責任者の指示事項」欄及び④「再調査決定又は答弁書の 概要」欄

- (注) 庁所管部署とは、局企画課(沖縄国税事務所にあっては総務課)業務センター室が管理する 事務にあっては企画課、局資産課税課が管理する事案にあっては資産課税課、局課税総括課、 資料調査課又は統括国税実査官が管理する事案にあっては課税総括課、局法人課税課(源泉所 得税事務集中処理センター室)が管理する事務にあっては法人課税課、局消費税課、酒税課又 は統括国税調査官が管理する事案(沖縄国税事務所の間税課が管理する事案を含む。)にあって は消費税室又は酒税課、局調査部又は調査査察部の調査部門が管理する事案(沖縄国税事務所 の調査課が管理する事案を含む。)にあっては調査課とする(別添2参照)。
- 2 局調査事案又は局長の行った処分に対する審査請求事務

局調査事案又は局長の行った処分について、審判所に審査請求がなされたときは、当該事案に係 る局所管部署は、前記「本編第3章第2節 国税に関する処分についての審査請求事務」に定める ところに準じて、審理室システムにより事案の登録及びその他の処理を行う。

ただし、①「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面上の「原処分の概要(審査)」 欄及び②「処理態様(審査)登録」画面又は「処理態様(審査)更新」画面上の「取消等理由(審 査)」欄については、庁所管部署と協議の上登録をしないことができる。

第3節 その他の不服申立事務

1 免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求事務

長官に対し、免許に関する処分及び事実上の行為についての審査請求がなされた場合には、庁に おいて、審理室システムにより事案の登録及びその他の処理を行うものとし、局においては登録を 要しない。

2 不作為についての審査請求事務

局長の不作為について長官に対して審査請求がなされた場合には、庁において、審理室システム により事案の登録及びその他の処理を行うものとし、局においては審理室システムへの登録を要し ない。
第5章 事案情報の照会事務

第1節 不服申立事案に係る照会事務

1 検索処理

不服申立事案の情報を登録等するために、事案情報を検索することができる(操作要領編第4章 第1節及び第4章第2節参照)。

なお、検索処理終了後、「検索結果一覧(再調査又は審査)」画面により対象事案を指定し、各種 情報画面を選択することにより不服申立事案に係る照会事務が終了する。

2 検索項目

(1) 基本情報

①事案番号(A)、②局署番号(N)、③局署名(M)、④所管区分(M)、⑤部門番号(N)、⑥部課・部門(M)、
⑦整理番号(A)、⑧フリガナ(M)、⑨氏名・名称(M)、⑩住所・所在地(M)、⑪代理人資格(M)、⑫代理人(M)、⑬人格(M)、⑭青白区分(M)、⑮業種番号(A)、⑯業種(M)、⑰税目(M)、⑱主たる税目(N)、⑲
調査区分(M)、⑩推計区分(M)、⑪原処分指導(M)、⑫原処分日(D)、⑬再調査請求日(D)、⑭3月経過日(D)、⑮審理計画自)(D)、⑯審理計画至)(D)、⑫備考(M)、⑲更正理由(M)、⑲事案区分(M)、⑳
予備(M)、⑪再調査完結日、⑫年(月)分事業年度等自)(D)、㉓年(月)分事業年度等至)(D)、
⑭本税等(M)、⑮加算税(M)、⑯延件数(N)、⑰根拠法(M)、⑲特殊事案区分(M)

(2) 経過情報

①形式審理日(D)、②補正要求日(D)、③補正完了日(D)、④審理指令日(D)、⑤実地調査日(D)、⑥反面調査日(D)、⑦重審終了日(D)、⑧文案送付日(D)、⑨原処分概要(M)

(3) 争点情報

 ①争点コード(A)、②不服申立て請求の趣旨及び理由(M)、③不服審査担当者の検討事項(M)、④管理 責任者の指示事項(M)、⑤再調査決定又は答弁書の概要(M)

(4) 口頭意見陳述情報

①口頭意見陳述実施日(D)、②人数:人(N)、③時間:h(N)

(5) 事案完結情報

①審理実績 自)(D)、②審理実績 至)(D)、③審理実績 実)(N)、④教示日(D)、⑤理由開示(D)、 ⑥事実関係が複雑(N)、⑦法令等の解釈(N)、⑧査察・相互協議(N)、⑨請求人の都合(N)、⑩その他 (N)、⑪3月超理由(M)、⑫再調査決定日等(D)、⑬処理態様(再調査)取下げ(N)、⑭処理態様(再 調査)み取下げ(N)、⑮処理態様(再調査)却下(N)、⑯処理態様(再調査)棄却(N)、⑰処理態様(再 調査)一部取消(N)、⑱処理態様(再調査)全部取消(N)、⑲処理態様(再調査)変更(N)、⑳処理態 様(再調査)送付(N)、⑳処理態様(再調査)み審査(合)(N)、㉒処理態様(再調査)み審査(他) (N)、㉓取消:法令解釈摘要誤り(N)、㉒取消:新たな資料の提出有り(N)、㉓取消:新たな事実の発 見(N)、③取消:事実関係の判断不適当(N)、③取消:推計課税の必要性の存否(N)、③取消:推計方 法の不適当(N)、③取消:処分理由附記不十分(N)、③取消:加算税の賦課が不適当(N)、③取消:計 算誤りがあったもの(N)、③取消:その他(N)、③取下:事実認定誤り(全消し)(N)、④取下:事実 認定誤り(一消し)(N)、⑤取下:理由附記不備(N)、%取下:その他の取消し(N)、③取下:原処分 を認容(N)、⑧取下:不適法(N)、⑨取消等理由(再調査)(N)、⑩特殊事案区分(M)

(6) 審査請求情報

①請求区分(M)、②審査請求日(D)、③答弁書期限(D)、④答弁書提出日(D)、⑤同席審理日(D)、⑥同 席審理人数(N)、⑦同席審理時間(N)、⑧争点整理表(D)、⑨原処分の概要(審査)(M)、⑩審査完結 日、⑪裁決日等(D)、⑫取下(N)、⑬却下(N)、⑭棄却(N)、⑮一消(N)、⑯全消(N)、⑰変更(N)、⑱送 付(N)、⑲法令解釈摘要誤り(N)、⑳新たな資料の提出有り(N)、㉒新たな事実の発見(N)、㉒事実関 係の判断不適当(N)、㉓推計課税の必要性の存否(N)、㉒推計方法の不適当(N)、㉓処分理由附記不十 分(N)、㉓加算税の賦課が不適当(N)、㉒計算誤りがあったもの(N)、㉓その他(N)、㉓取消等理由(審 査)(M)、⑳年(月)分事業年度等 自)(D)、㉑年(月)分事業年度等 至)(D)、㉒本税等(M)、㉓加 算税(M)、㉓延件数(N)、⑮意見書依頼日(D)、⑯意見書提出日(D)、⑲求釈明日(D)、⑱回答書提出 日(D)

(7) 閲覧・謄写等情報

①口頭意見陳述同席日(D)、②口頭意見陳述人数(N)、③口頭意見陳述時間(N)、④質問・検査等種類(M)、⑤質問・検査等申立日(D)、⑥質問・検査等実施日(D)、⑦閲覧等種類(M)、⑧閲覧等請求日(D)、⑨閲覧等実施日(D)、⑩物件情報(M)

3 「検索結果一覧(再調査)」画面に表示される項目

①2・3月超、②局署名(事案番号)、③不服申立人氏名(名称)、④税目、⑤部課・部門、⑥処分名、⑦延件数、⑧再調査請求日、⑨再調査完結日、⑩3月経過日、⑪処理態様、⑫教示日、⑬審査請求日、⑭処理期間、⑮審理実績日数

(注)「事案番号」は、再調査の請求日又は補正完了日の翌日から再調査決定日(未済の場合は現在 日付)までの期間が、①1月以下は黒字、②2月以下は青字、③3月以下は緑字、④3月超は 赤字で表示され、事案完結後は黒字で表示される。

また、画面には、再調査の請求に関するデータが表示されることから、再調査の請求を経ず に審査請求がされた事案については表示されない。

4 「検索結果一覧(審査)」画面に表示される項目

①局署名(事案番号)、②不服申立人氏名(名称)、③税目、④部課・部門、⑤処分名、⑥延件数、 ⑦審査請求日、⑧答弁書提出日、⑨審査完結日、⑩処理態様、⑪再調査完結日

- (注) 画面には、審査請求に関するデータが表示されることから、審査請求がされていない事案については表示されない。
- 5 各情報画面の表示項目
- (1)「基本情報登録」画面及び「基本情報更新」画面

①事案番号、②局署番号、③部課・部門、④整理番号、⑤氏名・名称、⑥フリガナ、⑦住所・所在地(納税地)、⑧代理人、⑨代理人資格、⑩人格、⑪所管区分、⑫青白区分、⑬業種番号、⑭業種、⑮税目、⑯主たる税目、⑰調査区分、⑱推計区分、⑲原処分指導、⑳原処分日、㉒更正理由、㉒備考、㉓再調査請求日、㉒3月経過日、㉓補正完了日、㉓審理計画、㉒年(月)分事業年度等、㉓本税等、㉒加算税、匈対象処分別の延件数 ⑰根拠法、㉒特殊事案区分、㉓延件数計、⑭事案区分、 ⑮予備

(2)「経過情報登録」画面及び「経過情報更新」画面

①再調査請求日、②形式審理日、③補正要求日(D)、④補正完了日(D)、⑤審理指令日、⑥実地調査 日、⑦反面調査日、⑧重審終了日、⑨文案送付日、⑩再調査決定日、⑪原処分の概要

(3)「争点情報登録」画面及び「争点情報更新」画面

①争点コード、②内容、③不服申立ての趣旨及び理由、④不服審査担当者の検討事項、⑤管理責任 者の指示事項、⑥再調査決定又は答弁書の概要

(4)「口頭意見陳述情報登録」及び「口頭意見陳述情報更新」画面

①口頭意見陳述実施日、②人数:人、③時間:h

(5)「事案完結情報登録」画面及び「事案完結情報更新」画面

①再調査決定日等、②特殊区分、③処理態様(再調査)別の延件数、④処理件数計、⑤審理実績、⑥教示日、⑦理由開示、⑧理由開示延件数、⑨3月超理由ごとの延件数、⑩3月超理由

(注)「②特殊区分」とは特殊事案区分のことである。

(6)「処理態様(再調査)参照」画面

①再調査決定日等、②特殊事案区分、③処理態様(再調査)別の延件数、④取消理由別の延件数、⑤取下理由別の延件数、⑥取消等理由(再調査)

(7)「審査請求情報登録」画面及び「審査請求情報更新」画面

①審査請求日、②請求区分、③答弁書期限、④答弁書提出日、⑤同席審理日(D)、⑥同席審理人数(N)、⑦同席審理時間(N)、⑧争点整理表、⑨年(月)分事業年度等、⑩本税等、⑪加算税、⑫対象処分別の延件数、⑬延件数計、⑭意見書依頼日(D)、⑮意見書提出日(D)、⑯求釈明日(D)、⑰回答書提出日(D)、⑱原処分の概要(審査)、⑲裁決日等、⑳処理態様(審査)別の延件数

(8)「処理態様(審査)参照」画面

① 裁決日等、②処理態様(審査)別の延件数、③ 取消理由別の延件数、④ 取消等理由(審査)

第2節 帳票出力に係る照会事務

不服申立事務に必要な帳票を出力するために、次に掲げる検索条件項目により出力帳票を検索する ことができる(操作要領編第5章参照)。 なお、検索終了後、各帳票に係る「検索結果一覧(再調査・審査)」画面が表示され、対象事案の指 定を行い、各帳票に係る印刷ボタンを押下することにより帳票が出力される。ただし、「不服申立審理 表(課税関係)」については、各帳票に係る「検索結果一覧(再調査・審査)」画面及び各情報画面に 表示される不服申立審理表印刷ボタンを押下することにより出力することができることに留意する。

(1) 課税関係不服申立処理状況等報告書

●抽出条件 ①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分、⑥推計区分、⑦所管区分等、⑧ 特殊事案区分

- ●帳票の種類指定
 - ・ 署の場合⇒署名(自動表示)
 - ・局の場合⇒①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名
- ●件数の集計
 - ①処理の期間、②集計する値

(2) 月別処理状況表

①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分

●帳票の種類指定

●抽出条件

①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名

- ●件数の集計
- 集計する値

(注)署では出力することができない。

(3)所管別処理状況表

●抽出条件
 ①期間指定、②年度、③申立区分
 ●帳票の種類指定
 ①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名
 ●件数の集計
 集計する値

(注)署では出力することができない。

(4) 不服申立てにおける全部・一部取消しの状況

抽出条件
①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分、⑥取消区分
●帳票の種類指定
①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名
●件数の集計
集計する値(延件数が自動表示)

(注)署では出力することができない。

(5) 再調査請求における取下げの状況

●抽出条件

①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分(再調査が自動表示)

●帳票の種類指定

①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名

- ●件数の集計
 - 集計する値(延件数が自動表示)
- (注) 署では出力することができない。
- (6) 再調査請求の3か月以内処理状況表
- ●抽出条件

①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分(再調査が自動表示)

●帳票の種類指定

①種類(局)、②局名(自動表示)、③所管区分等

●件数の集計

集計する値

(注)署では出力することができない。

(7) 3か月経過事案の状況

- ●抽出条件①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分(再調査が自動表示)
- ●帳票の種類指定

①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名

●件数の集計

集計する値(延件数が自動表示)

(注)署では出力することができない。

(8) 同席審理の実施状況等

●抽出条件
①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分(審査が自動表示)
●帳票の種類指定
①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名
●件数の集計
集計する値(延件数が自動表示)

(注)署では出力することができない。

(9) 意見書・回答書の提出状況等

抽出条件
①期間指定、②年度、③年度上半期、④年度下半期、⑤申立区分(審査が自動表示)
●帳票の種類指定
①種類(局)、②局名(自動表示)、③署名
●件数の集計
集計する値(延件数が自動表示)
●意見等の区分
意見又は釈明
(注)署では出力することができない。

第3節 争点コードに係る照会事務

争点情報を登録するために、「争点コード」画面により争点コードを検索することができる(操作要 領編第2章第8節参照)。

第6章 事案情報の出力事務

第1節 帳票出力

次に掲げる各帳票については、審理室システムにより、事務運営上必要に応じて適宜出力処理を行 うことができる(操作要領編第1章第4節、第5章参照)。

(1) 不服申立審理表(課税関係)(様式編第1、操作要領編第5章第11節参照)

(2) 不服申立事案一覧表(再調査・審査)(様式編第2、操作要領編第5章第11節参照)

- (3) 課税関係不服申立処理状況等報告書(様式編第3、操作要領編第5章第2節参照)
- (4) 月別処理状況表(様式編第4、操作要領編第5章第3節参照)
- (5)所管別処理状況表(様式編第5、操作要領編第5章第4節参照)
- (6) 不服申立てにおける全部・一部取消しの状況(様式編第6、操作要領編第5章第5節参照)
- (7) 再調査請求における取下げの状況(様式編第7、操作要領編第5章第6節参照)
- (8) 再調査請求の3か月以内処理状況表(様式編第8、操作要領編第5章第7節参照)
- (9) 3か月経過事案の状況(様式編第9、操作要領編第5章第8節参照)
- (10) 同席審理の実施状況等(様式編第10、操作要領編第5章第9節参照)
- (11) 意見書・回答書の提出状況等(様式編第 11、操作要領編第5章第 10 節参照)

第2節 データ出力

検索結果一覧画面(再調査・審査)によって表示される項目については、局ではCSV(comma-separated value)ファイルとして、次のとおりデータ出力をすることができる。

①2・3月超、②局署名、③事案番号、④税目、⑤請求人氏名(名称)、⑥部課・部門、⑦年(月)分事業年度等(自)、⑧年(月)分事業年度等(至)、⑨処分名、⑩延件数(再調査の請求の延件数計)、⑪再調査請求日、⑫事務内容(最大3つ)、⑭審査請求日、⑭審査完結日、⑮処理態様(最大3つ)、⑯争点(最大3つ)、⑰事務内容(最大3つ)、⑱3超理由、⑲取消等理由(最大3つ)、⑳処理期間、㉒審理実績日数、㉒口頭意見陳述同席日(最大3つ)、㉓口頭意見陳述同席人(最大3つ)、㉒口頭意見陳述同席時間(最大3つ)、㉓口頭意見陳述同席人計、⑳口頭意見陳述同席時間計、㉒申立種類(最大3つ)、⑳閲覧請求日(最大3つ)、⑳閲覧和(最大3つ)、㉒閲覧物件情報(最大3つ)、㉒閲覧物件情報(最大3つ)

第3節 出力帳票及び出力データの管理

審理室システムで管理している情報は、個人情報に該当するため、出力帳票及び出力データの管理 には十分注意し、不要になった時点で確実に処分する。

また、関係各課から事案情報について照会があった場合には、ユーザー I D の権限の範囲内で照会 を受け付けることとし、審理室システムを利用できる担当者のみが出力できるとしている帳票及びデ ータについては、安易に手交又は送信することのないよう情報の管理に努める。

(注)審理室システムで管理される個人情報は、その利用目的を「納税義務の適正な履行に資する」 と定めていることから、当該目的外の目的で利用することのないよう、事務の所掌によりアクセス制 限を設けていることに留意する(別添1参照)。

正体如田									局							
	所管部署		庁		審理課	!(官)	酒利	说課	局調査事	事案担当 署	業務セン	ター室		署		
事務	の内容	審理室	酒税課 調査課	左記以 外	課長 (官)	不服申 立事務 担当者	課長	不服申 立事務 担当者	課長	不服申 立事務 担当者	統括国税 管理官	不服申 立事務 担当者	署 長 副署長	筆 頭 統括官等	不据者	
登 録	登録 ・更新	0	0	×	×	0	×	0	×	0	×	0	×	0	0	
事 務	削除	0 0 ×		× O		×	0	×	0	×	0	×	0	×		
照会事務	検索	全事案	(注4)	×	自局会	自局全事案 自局酒税事案			所掌	事案	所掌事	军案	自 署 全 事 案	所掌	事案	
出 力	帳票 出力	帳票 出力		0	0	0	0	(注5)	(注5)	(注5)						
事 務	CSV 出力	0	0	×	0	0	0	0	0	0 0		0 0		×	×	

審理室システムにおけるアクセス制限

(注)1 審理課(官)の不服申立事務担当者には、沖縄国税事務所の総合審理チームの不服申立事務担当者を含む。

2 上記表中、〇印は処理を行うことができる事務を示し、×印は処理を行うことができない事務を示す。

3 登録事務については、各所管部署が自ら担当する事案のみ処理することができる。ただし、審理課(官)の不服申立事務担当者の登録事務にあっ

ては、事案の基本情報に係る登録処理を除いて、自局の全事案について処理することができる。

4 酒税課は酒税に係る全事案、調査課は局調査部に係る全事案について参照することができる。

5 不服申立事案一覧表、不服申立審理表及び課税関係不服申立処理状況等報告書のみ出力可能である。

6 出力事務における帳票の集計等を行う範囲は、照会事務の検索の範囲と同様である。

局における不服申立事務の所管部署

事案区分	国利	兑局	沖縄国租	国税事務所		
税目等	署事案	局調査事案	署事案	局調査事案		
所得税等 ・所得税(源泉徴収に係るものを除く。) 及び個人事業者の資産の譲渡等に係 る消費税 相続税等 ・相続税 贈5税 地価税及び登録角	審理課又は審理官	企画課、 課税総括課、 資産課税課、 資料調本課又は	審理官 (資料調査課の所掌に属 するものを除く。)	総務課、 課税総括課、 資産課税課、 法人課税課		
 ਜਿ, 他、、童子祝、 地面祝及 0 豆ぷ児 ਜ税 法人税等 ·法人税、源泉徴収に係る所得税及び 法人の資産の譲渡等に係る消費税 	 (資料調査課义は統括国 税実査官の所掌に属す るものを除く。) 	積料 納 量 缺 久 禄 統 括 国 税 実 查 官 、 法 人 課 税 課		資料調査課		
		(印紙税を含む。)		(印紙税を含む。)		
間接諸税	消費税課 (資料調査課又は統括国 税調査官の所掌に属す るものを除く。)	企画課、 消費税課、酒税課又は 毎55回税調本空	間税課 (資料調査課の所掌に属	総務課、 間税課 (次料調本調の正常に属		
酒税	酒税課 (統括国税調査官の所掌 に属するものを除く。)	和拍国祝調査官 (間接諸税又は酒税担当)	するものを除く。)	(員科論重味の別季に周 するものを除く。)		
その他 ・調査査察部の調査部門の所掌に属す る法人から提出された不服申立て		調査審理課(同課がない局 にあっては調査管理課)		調査課		
・インボイス登録センターの職員が行 った調査に基づく処分に対する不服 申立て	消費税課		間税課			

-33-

(別添2)

(別添3)

再調査審理表(課税関係)付表

(円)

	区分	年月日	所得金額	本税	加算税	重加算税
	申 告	• •				
	原 処 分	• •				
1	再調査の請求	• •				
	再調査決定	• •				
	その他の処理	• •				
	申 告	• •				
	原 処 分	• •				
2	再調査の請求	• •				
	再調査決定	• •				
	その他の処理	• •				
	申 告	• •				
	原 処 分	• •				
3	再調査の請求					
	再調査決定	• •				
	その他の処理	• •				

(注) 事案の処理状況に応じて適宜変更することができる。

質問·障害等連絡票

局・署名		課・部門			一連番号		氏名						
区分	質問・障害連	いん ・ その	他発生日	年 月	日日	発生時刻	午前・午後	時 分					
端末装置	等		·	ユーザー I	D		•						
の機器 I	D			職権		一般職員・地	也方税職員・そ	その他					
対象シス	テム KSI	K(システ」	5名 :) • e-Tax									
メニューネ	名(各階層で選	観沢した全て	このメニュー)	1									
2				3									
4				5									
画面(帳頭	氡)名称			画面(帳票)ID									
エラー	I D			コード									
メッセーシ	文言												
	質問・障害・ヌ	対応の内容	(何を、どうし	たところ、と	ごの時点で	こ、 どうなって	たかを記載)						
備考	忝付資料: 無	、・有(資料	名					枚)					

様式4 「質問・障害等連絡票」の記載要領

この連絡票は、システム利用部署において、端末装置等の操作及びシステムに関する質問等を行う場合並びに障害が発生した場合に、発生の都度、作成し、局情報システム課へ連絡する。

なお、当該連絡票は、質問等の回答又は障害の対応を把握した場合には、適宜追加して記載し、質 問等の回答又は障害の早期回復に役立てるとともに、事後におけるシステムの適正な運用に資する。 おって、この連絡票の各欄は次により記載する。

「局・署名」欄

局・署名を記載する。

- 2 「課・部門」欄
 課・部門名を記載する。
- 3 「一連番号」欄 システム利用部署における質問・障害等連絡票の一連番号を記載する。
- 4 「氏名」欄 質問又は障害発生時の操作担当者名を記載する。
- 5 「区分」欄 「質問・障害連絡・その他」のいずれか該当する事象に〇をつける。
- 6 「発生日」欄
 質問等又は障害の発生年月日を記載する。
- 7 「発生時刻」欄 質問等又は障害の発生時刻を記載する。
- 8 「端末装置等の機器 I D」欄
 障害発生端末機の I D 番号又はコンピュータ名を記載する。
- 9 「ユーザーID」欄 質問等又は障害発生時に認証(ログイン)したユーザーIDを記載する。
- 10 「職権」欄 上記「ユーザーID」について、「一般職員・地方税職員・その他」いずれか該当する職権に〇 をつける。
- 11「対象システム」欄 質問又は障害等が発生したシステムに〇をつける。 KSKシステムにおいては、対象システム名(例:所得税・消費税、徴収システム等)を記載す る。
- 12 「メニュー名(各階層で選択した全てのメニュー)」欄 質問等又は障害発生時に、選択した全てのメニュー名称を順に記載する。
- 13 「画面(帳票)名称」欄 質問等又は障害発生時の画面(帳票)名称を記載する。
- 14 「画面(帳票) I D」欄質問等又は障害発生時の画面(帳票) I Dを記載する。

- 15 「エラーメッセージ」欄の「ID」欄 質問等又は障害発生時の画面(帳票)に表示されたエラーメッセージのIDを記載する。
- 16 「エラーメッセージ」欄の「コード」欄 質問等又は障害発生時の画面(帳票)に表示されたエラーメッセージのコードを記載する。
- 17 「エラーメッセージ」欄の「文言」欄質問等又は障害発生時の画面(帳票)に表示されたエラーメッセージの文言を記載する。
- 18 「質問・障害・対応の内容」欄 質問等又は障害が発生した経過及び具体的な対応を記載する。
- 19 「備考」欄

質問又は障害に関する添付資料の有無に〇をつけるとともに、添付資料がある場合は、当該資料 名及び添付枚数を記載する。

【様式編】

不	氏名 (名称)	317			局署名等	
服	住所				税目	
申	(所在地)				青白区分	
业 人	代理人氏名				業種	
年 事	5 (月) 分 業 年 度 等		再調査請 となった	求の対象 処分		
厉	原処分日	調査	区分		延件数	
丏	■ 案 区 分	- I:				
嶊	F理計画				処理態様	
濯	昏理 実 績				3月経過日	
経	再調査請求日	形式	審理日		補正要求日	
	補正完了日	審理	指令日		実地調査日	
過	反面調査日	重審編	終了日		文案送付日	
	再調查決定日	教	示日		審査請求日	
不服申立てに係る処分の概要						

帳票ID: FS02L010

印刷日: (元号)YY年MM月DD日

争 点 (コード)	不服申立ての趣旨及び理由	担当者の検討事績	管理者の指示事項	再調査決定又は 答弁書の概要
5			2 5	
			6	

第1 不服申立審理表 (課税関係)

1 使用目的

「不服申立審理表(課税関係)」は、国税に関する法律に基づく処分のうち、 課税関係処分に対す る不服申立てについて、その調査・審理の充実と監理・指導の徹底を図るとともに、不服審査終了後 における不服審査事績の管理に資するために出力して使用する。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第11節参照)。

項	目	説 明
事案番号		・当該不服申立事案の事案番号を印字する。
	氏名 (名称)	・不服申立人の氏名又は名称を印字する。
不服申立人	住所(所在 地)	・不服申立人の住所又は納税地を印字する。
	代理人氏名	・当該不服申立てに係る代理人の氏名を印字する。
局署名等		・局署名と部課・部門名を印字する。
税目		・当該不服申立事案の対象となる税目を印字する。
		・青色申告の場合は「青」、白色申告の場合は「白」、青色承認が取り消さ
青白区分		れた場合は「青取(含む)」又は青色申告と白色申告が混在している場合
		は「青白」を印字する。
業種		・業種を印字する。
年(月)分事 年	 業年度等 手月日 再月日 目日 	 ・当該再調査の請求の対象となった処分の年分、事業年度又は課税期間等 を印字する。
再調査請求 た処分	えの対象となっ	・再調査の請求の対象となった処分を印字する。
原処分日		・原処分日を印字する。
調査区分		・原処分における調査態様を印字する。
延件数		・再調査の請求の対象となった処分の延件数を印字する。
事案区分		・事案区分を印字する。
審理計画(実 日)	・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数を印字する。
審理実績(実 日)	・事案の交付日、終了日(再調査決定等起案日)、処理実績日数を印字する。
処理態様		・再調査決定の態様を印字する。
3月経過日		・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3か月経過した日を印字する。
	再調査請求日	・再調査の請求日を印字する。
経過	形式審理日	・形式審理終了日を印字する。
	補正要求日	・補正要求日を印字する。

項	Į I	説 明
	補正完了日	・補正完了日を印字する。
	審理指令日	・実質審理の指令を受けた日を印字する。
	実地調査日	・再調査の請求人との初回接触の日を印字する。
	反面調査日	・反面調査等再調査の請求人以外に関する調査を行った日を印字する。
経過	重審終了日	・再調査決定に係る重要事案審議会の開催日を印字する。
	文案送付日	・局所管部署へ再調査決定書案を送付した日を印字する。
	再調査決定日	・再調査決定日、取下げ等された日を印字する。
	教示日	・教示を行った場合、教示書の発送日を印字する。
	審査請求日	・審査請求があった場合、審査請求日を印字する。
		・当該不服申立事案の概要、処分理由、是否確認事項等についてそれぞれ
		以下のとおり印字する。
不服申立~	てに係る処分の	(1) 「審査請求情報登録(更新)」で審査請求日が未設定の場合:
概要		「経過情報登録(更新)」で入力された原処分の概要
		(2) 「審査請求情報登録(更新)」で審査請求日が設定済みの場合:
		「審査請求情報登録(更新)」で入力された原処分の概要
舟上(一	(*1	・不服申立人の主張に該当する争点コード、争点が主張された局面及び内
予点(ユー	-	容を印字する。
不服申立~	ての趣旨及び理	て四山寺(の子張(西古)た印合寺で
由		・不服甲亚八の主張(委点)を印子する。
担当者の検	 討事績	・不服審査の重点及び処理方針を印字する。
管理者の措	旨示事項	・不服審査の着眼点及び処理方針に対する指示事項を印字する。
再調査決定 概要	定又は答弁書の	・再調査決定又は答弁書の事項を印字する。

※ 争点が9以上登録されている場合争点8個につき初葉が1枚印刷されることに留意する。

不服申立事案一覧表(再調査・審査)

帳票ID:FS02L020 印刷日:(元号)YY年MM月MM日 ページ数

2	已要友	請求人氏名(名称)	調査区分	税目	業種番号	係争年分	加八夕	発生日	加理能择	3月経過日	舟	Ľ.	車 政 内 公
5 月 超	 何	請求人住所(所在地)	推計	青白	業種目	延件数	処方名	終結日	处理题标	教示日	Ŧ	尽	争伤 的 谷
Ш													

· --

第2 不服申立事案一覧表(再調查·審查)

1 使用目的

「不服申立事案一覧表(再調査・審査)」は、国税に関する法律に基づく処分についての再調査の請求及び不作為についての審査請求の発生・処理の状況を一覧表示することにより、不服申立事案の進捗状況等の管理に資するために出力して使用する。

2 出力時期等

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第11節参照)。

3 主な出力の項目

項目	説 明
(検索条件)	・帳票検索で指定した条件を印字する。
2・3月超	 ・再調査の請求事案において、該当事案が2か月超3か月以内の場合に「○」、3か月超の 場合に「※」を印字する。なお、3か月超の判断は、再調査の請求日又は補正完了日の 翌日から再調査決定日(未済の場合は現在日付)までの期間による。
局署名	・局署名を印字する。
請求人氏名 (名称)	・請求人の氏名又は名称を印字する。
請求人住所 (所在地)	・請求人の住所又は所在地を印字する。
調査区分	・対象事案の調査区分を印字する。
推計	・推計又は一般を印字する。
税目	・対象事案の税目を印字する。
青白	 ・青色申告の場合は「青」、白色申告の場合は「白」、青色承認が取り消された場合は「青 取(含む)」又は青色申告と白色申告が混在している場合は「青白」を印字する。
業種番号	・業種番号を印字する。
業種目	・業種を印字する。
係争年分	・不服申立ての対象となった処分の年分、事業年度又は課税期間を印字する。
延件数	・対象処分の延件数計を印字する。
処分名	・再調査の請求又は審査請求の対象となった処分を印字する。
発生日	・申立区分が、再調査の場合は再調査の請求日を、審査の場合は審査請求日を印字する。
終結日	 ・申立区分が、再調査の場合は再調査の請求事案の処理が完結した日(以下「再調査完結日」という。)を、審査の場合は審査請求事案の処理が完結した日(以下「審査完結日」という。)を印字する。
処理態様	・処理態様を印字する。
3月経過日	 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3か月経過した日を印字する。 なお、不服申立事案一覧表(審査)の場合には印字しない。
教示日	 教示を行った場合、教示書の発送日を印字する。 なお、不服申立事案一覧表(審査)の場合には印字しない。
争点	 ・争点コードの若い番号から3つ、その争点内容を印字する。
事務内容	 ・形式審理日、補正要求日、補正完了日、審理指令日、実地調査日、反面調査日、重審終 了日、文案送付日、答弁書期限、答弁書提出日から直近の3つを印字する。

帳票ID: FS02L030 印刷日: (元号)YY年MM月MM日

(元号)〇年度(〇〇〇) 課税関係不服申立処理状況等報告書 (すべての条件を表示)

										処	理	の	態様	と期	間								
稻日夕	站品	中中	ZX /	上面加	n.∓⊞	/		w 2. 1.	Ι				-lart	A		Τ		7 2 1		土	汝	教 示	開示
忧日泊	涨	赵	光台	E 安火	сч и	処 理 の期間	取下げ	みなす 取下げ	却	下	棄	却	一 部 取消し	全 部 取消し	変更	ì	送付	みなす 審 査	計	木	ί)Ħ	(答弁書)	(意見書等)
		_		_	_	3日以内						_											
					ŀ	3月招						_				╈							
					ŀ	- / / ~						_				+							
					ŀ											t							
					ľ	計										t							
						3月以内			1							Т							
					ľ	3月超										Т							
					ľ																		
					[
						計																	
						3月以内																	
					ļ	3月超																	
					ŀ	-1				_													
				_	_	하고만																	
					ŀ	3月以内										+							
					ŀ	3万起										+							
					ŀ											╈							
						計																	
						3月以内										Т							
					ľ	3月超										T							
					ľ																		
					[
						計																	
						3月以内																	
					ŀ	3月超																	
					ŀ											+							
					ł	~						_											
		\dashv		_	_	11 3 문 번 관																	
					ŀ	3月以内										╋				-			
					ŀ	37174						_				+				-			
					ŀ											╈							
					ľ	計				_													
		1				3月以内										T							
					ľ	3月超																	
					ľ											Ι							
					[
						計																	
						3月以内					L												
					ļ	3月超										+							
					ŀ											+							
					h	⇒I.																	
		1				μŢ																	

帳票ID: FS02L030 印刷日: (元号)YY年MM月MM日

(元号)〇年度(〇〇〇) 課税関係不服申立処理状況等報告書 (すべての条件を表示)

									処	理	の	態様	と期	間								
04 0 0	40 1 1																		1.		教 示	闡 示
棿目名	繰 越	発	生	要処理	処 理 の期間	取下げ	みなす 取下げ	却	下	棄	却	一 部 取消し	全 部 取消し	変更	送	付	みなす 審 査	計	禾	済	(答弁書)	(意見書等)
					3月以内																	
					3月超																	
					計																	
					3月以内																	
					3月超																	
											_											
					計																	
					3月以内																	
					3月超																	
					⇒1						_											
			_		카															_		
					3月以内										_							
					3月起																	
					<u></u>											_						
			_		3月以内					_						-			_			
					3月紹						_											
											_											
											_											
					計																	
					3月以内																	
					3月超																	
					計																	
					3月以内																	
					3月超																	
					計																	
					3月以内																	
					3月超																	
															_							
					-						_					_						
					計																	
					3月以内										\vdash							
∆ ⇒1					3月趙															_		
TH F															┢					_		
					計																	
		1			P1																	

第3 課税関係不服申立処理状況等報告書

1 使用目的

「課税関係不服申立処理状況等報告書」は、課税関係の処分についての再調査の請求及び審査請求 並びに不作為についての審査請求の処理状況等について、半期ごと又は全期の状況の定期確認等を行 う場合に出力して使用する。

2 出力時期

報告対象期間	対象署	出力日	出力不可日	
上半期 (4月1日~ 9月30日)	札幌局・仙台局・関東信越局・東京 局・金沢局管内の署	10月1~9日 の奇数日	10月2~10日 の偶数日	
	名古屋局・大阪局・広島局・高松局・ 福岡局・熊本局・沖縄所管内の署	10月2~10日 の偶数日	10月1~9日 の奇数日	
下半期 (10月1日~ 翌3月31日)	札幌局・仙台局・関東信越局・東京 局・金沢局管内の署	4月1~9日 奇数日	4月2~10日 の偶数日	
全期 (4月1日~ 翌3月31日)	名古屋局・大阪局・広島局・高松局・ 福岡局・熊本局・沖縄所管内の署	4月2~10日 の偶数日	4月1~9日 の奇数日	

(注)報告対象期間内において不服申立ての繰越し及び発生がない場合には、「課税関係不服申立 処理状況等報告書」の出力は不要である。

	項目	説 明
税目	名	・税目を印字する。
		・検索条件で指定した集計期間前に発生し、集計期間の初日において未処理
繰越		のものの事案件数を印字する。なお、発生日は、申立区分が、再調査指定
		時の場合は再調査の請求日、審査指定時の場合は審査請求日による。
		・検索条件で指定した期間中に発生した事案件数を印字する。なお、発生日
発生		は、申立区分が、再調査の場合は再調査の請求日、審査の場合は審査請求
		日による。
要処	理	・繰越件数と発生件数の合計件数を印字する。
処理の態様と期間	処理の期間	 ・申立区分が、再調査の場合は再調査の請求日又は補正完了日の翌日から再 調査決定日等までの処理期間(実件数を指定している場合は、再調査完結 日までの期間)により分類し、審査の場合は審査請求日から裁決日等まで の処理期間(実件数を指定している場合は、審査完結日までの期間)によ り分類した期間を印字する。

	項目	説 明
処理の態様と期間	「取下げ」〜 「みなす審査」 ・ 計	 ・申立区分が、再調査の場合は処理態様ごとに次の件数を印字する。 ①延件数を指定している場合は、再調査決定日等ごとの処理態様別延件数を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件数を印字する。 ・申立区分が、審査の場合は処理態様ごとに次の件数を印字する。 ①延件数を指定している場合は、裁決日等ごとの処理態様別延件数を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件数を印字する。 ・計欄には処理態様別件数の合計件数を印字する。
未済		・要処理の件数から処理の態様の件数を差し引いた件数を印字する。
教示		 ・申立区分が再調査の場合において、事案完結情報の教示日の日付が、検索 条件で指定した集計期間中の件数を印字する。なお、延件数を指定している場合は3か月超理由コードの延件数の合計を集計して印字する。
(答	弁書)	 ・申立区分が審査の場合において、答弁書提出日の日付が、検索条件で指定した集計期間中の件数を印字する。なお、延件数を指定している場合は対象処分(審査)の延件数計を集計して印字する。
開示		・申立区分が再調査の場合において、事案完結情報の開示日の日付が、検索 条件で指定した集計期間中の件数を集計して印字する。なお、延件数を指 定した場合には理由開示延件数を集計して印字する。
(意	見書等)	 ・申立区分が審査の場合において、意見書・求釈明に対する回答書提出日の 日付が、検索条件で指定した集計期間中の件数を印字する。なお、延件数 を指定している場合は集計期間中の意見書等1つに対してその事案の対 象処分(審査)の延件数計を加算して集計する。

帳票ID:

FS02L040

印刷日: (元号)YY年MM月MM日

(元号)〇年度 月別処理状況表

(すべての条件を表示)

区分				処理の態様												
月	別	前 月 繰 越	発 生	要処理	取下げ	みなす 取下げ	却 下	棄 却	一 部 取消し	全 部 取消し	変 更	送付	みなす 審 査	計	3月以内 処理割合	未済件数
	月															
累	計															
	月															
累	計															
	月															
累	計															
	月															
累	計															
	月															
累	計															
田	月															
 (上其	明計)															
	月															_
累	計															
H	月															
糸	計															
₩	月															
杀	FT F															
田	月															
杀	E															
罗	万卦															
712	日															
合	力計															
口 下 #	山															

第4 月別処理状況表

1 使用目的

「月別処理状況表」は、課税関係の処分についての再調査の請求及び審査請求並びに不作為についての審査請求の処理状況等について、月ごとの状況を把握する場合に出力して使用する。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第3節参照)。

(注)本帳票は、署のユーザー I Dでは出力できないことに留意する。

項目	説明
月別	・検索条件で指定した集計期間の開始月から12か月分を印字する。
前月繰越	 ・各月の前日以前に発生し、各月の初日において未処理のものの件数を印 字する。なお、発生日は、申立区分が、再調査の場合は再調査の請求日、 審査の場合は審査請求日による。
発生	 ・各月中に発生した件数を印字する。なお、発生日は、申立区分が、再調査の場合は再調査の請求日、審査の場合は審査請求日による。
要処理	・前月繰越件数と発生件数の合計件数を印字する。
処 理 の 態 様 計	 ・申立区分が、再調査の場合は処理態様ごとに次の件数を印字する。 ①延件数を指定している場合は、再調査決定日等ごとの処理態様別延件数を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件数を印字する。 ・申立区分が、審査の場合は処理態様ごとに次の件数を印字する。 ①延件数を指定している場合は、裁決日等ごとの処理態様別延件数を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件数を印字する。 ・計欄には処理態様別件数の合計件数を印字する。
3月以内処理割合 未済件数 累計	 ・申立区分が、再調査の場合は、上段にその月の処理件数のうち、再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3か月以内に処理された件数の割合を印字し、下段にその月までの処理累計件数のうち、再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3か月以内に処理された累計件数の割合を印字する。なお、申立区分が審査の場合は印字しない。 ・要処理の件数から処理の態様の件数を差し引いた件数を印字する。 ・集計期間の開始月からの累計(前月繰越及び未済件数を除く。)を印字する

項目	説明
用計 (上期計)	・集計期間の開始月から6か月間(又は終了月まで)の累計(前月繰越及
※訂 (上朔訂)	び未済件数を除く。)を印字する。
入当	・集計期間の開始月から12か月間(又は終了月まで)の累計(前月繰越及
	び未済件数を除く。)を印字する。
工由計	・集計期間の7か月目から12か月目まで(又は終了月まで)の累計(前月
下朔計	繰越及び未済件数を除く。)を印字する。

帳票ID: FS02L050印刷日:元号)YY年MM月MM日

(元号)〇年度〇月分 所管別処理状況表 (すべての条件を表示)

所 管 区 分		発 (当月	生件数 月/累計)		処理の態様(当月/累計)									未済	件数	3月以内 処理割合		
		当 月	前年同 月比%	取下げ	みなす 取下げ	却 下	棄 却	一 部 取消し	全 部 取消し	変 更	送 付	みなす 審 査	合 計	前年同 月比%	当 月	前年同 月比%	当 年 累 計	前 年 累 計
	申告所得																	
	譲渡山林																	
丁 但	源泉所得																	
所侍	消費税																	
	その他																	
	計																	
	譲渡山林																	
Viewtw	相続贈与																	
資 産	その他																	
	計																	
	法人税																	
	源泉所得																	
法人源泉	消費税																	
	その他																	
	計																	
署合	승 計																	
	(消費)																	
	(料 調)																	
	(酒 税)																	
E	(諸 税)																	
问	(調 査)																	
	(査 察)																	
	(審 理)																	
	(その他)																	
局?	合計																	
合	計																	

第5 所管別処理状況表

1 使用目的

「所管別処理状況表」は、課税関係の処分についての再調査の請求及び審査請求並びに不作為についての審査請求の処理状況等について、所管ごとの状況を把握する場合に出力して使用する。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第4節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

項	Ē	説明
所管区分		・所管区分別に分類し、印字する。
発生件数 (当月/累計)	当月	 ・当月の初日以降に発生した事案件数及び集計期間の開始月からの累 計件数を印字する。なお、申立区分が、再調査の場合は再調査の請 求日、審査の場合は審査請求日が初日となる。
	前年同月比%	・前年同月比及び前年同月累計比を印字する。
処理の態様 (当月/累計)	「取下げ」~ 「みなす審 査」 ・ 合計 ・ 前年同月比%	 ・申立区分が、再調査の場合は処理態様ごとに次の件数を印字する。 ①延件数を指定している場合は、再調査決定日等ごとの処理態様別 延件数を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件 数を印字する。 ・申立区分が、審査の場合は処理態様ごとに次の件数を印字する。 ①延件数を指定している場合は、裁決日等ごとの処理態様別延件数 を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件 数を印字する。 ②実件数を指定している場合は、参考3のとおりの処理態様別実件 数を印字する。 ・合計欄には、処理態様別件数の合計件数を印字する。 ・前年同月比%欄には、前年同月比及び前年同月累計比を印字する。
未済件数	当月	・当月の最終日以前に発生し、その日において未処理のものの件数を 印字する。
	削牛问月比%	・削牛回月氏を甲子りる。
3 月 以 内	当年累計	・中立区分か再調査の場合は、集計期間の開始月から当月までの再調 査の請求の3か月以内の処理割合を印字する。なお、申立区分が審 査の場合は、印字しない。
処理割合	前年累計	・申立区分が再調査の場合は、集計期間の開始月前年同月から前年当 月までの再調査の請求の3か月以内の処理割合を印字する。なお、 申立区分が審査の場合は、印字しない。

不服申立てにおける全部・一部取消しの状況【(元号)〇年度処理分】

							(単位:件)
税目	申 告 所得税	源 泉 所得税	法人税	相続税 贈与税	消費税 等	その他	
取 伯 珪 田	内	内	内	内	内	内	内
	1 3	1 4			1.3	1.4	0
法令の解釈・適用を誤っていたもの							
							0
	内	内	内	内	内	内	内
新たな資料等が提出されたもの							0
							0
	内	内	内	内	内	内	内
反面調査等により新たな事実が発見され		1 4			1.3	1.4	0
たもの							
							0
	内	内	内	内	内	内	内
事実関係についての判断が適切でな							0
N>12-809							0
	内	内	内	内	内	内	内
							0
推計課税の必要性の存否							
							0
	内	内	内	内	内	内	内
推計課税の方法(同業者の選定等)が適切でなかったたの							0
91 (12/1-9/2007							0
	内	内	内	内	内	内	内
							0
理田府記が十分でなかったもの							
							0
	内	内	内	内	内	内	内
加算税の賦課決定が適切でなかったもの							0
							0
	内	内	内	内	内	内	内
1. 答記しんな - たきの							0
計算説りがめつたもの							
	-+-	-+			L+++		0
	M	内	内	内	凶	凶	内 0
その他							0
							0
	内	内	内	内	内	内	内
수 라							0
							0

(すべての条件を表示)

第6 不服申立てにおける全部・一部取消しの状況

1 使用目的

「不服申立てにおける全部・一部取消しの状況」は、課税関係の処分についての再調査決定におけ る全部取消し又は一部取消しの状況について、取消理由及び税目ごとの計数を出力し、不服申立事務 の基礎資料とする。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第5節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

項目	説明
取消理由	・取消理由別に該当件数を分類し、印字する。
税目	・税目別に該当件数を分類し、印字する。
内書	 ・該当事案のうち、推計の区分が「推計」と登録されている件数を印字する。

帳票ID:	FS02L070
印刷日:	(元号)YY年MM月MM日

再調査請求における取下げの状況【(元号)〇年度処理分】

							(単位:件)
税 版下理由	申 告 所得税	源 泉 所得税	法人税	相続税 贈与税	消費税 等	その他	計
事実認定誤りにより原処分の全部を取消	内	内	内	内	内	内	内 0
したことに伴うもの	内	内	内	内	内	内	0 内
事実認定誤りにより原処分の一部を取消 したことに伴うもの	L 1			t 1			0
理由附記の不備による原処分の取消し	内	内	内	内	内	内	0 内 0
に伴うもの	内	内	内	内	内	内	0
その他の理由による原処分の全部又は 一部の取り消しに伴うもの							0
小計	内	内	内	内	内	内	内 0
	内	内	内	内	内	内	0 内
再調査請求人が原処分を認容したもの							0
再調査請求が不適法なもの	内	内	内 ————————————————————————————————————	内 	内	内	内 0
	内	内	内	内	内	内	0 内 0
							0

第7 再調査請求における取下げの状況

1 使用目的

「再調査請求における取下げの状況」は、課税関係の処分についての再調査の請求における取下げ の状況について、取下理由及び税目ごとの計数を出力し、不服申立事務の基礎資料とする。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第6節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

項目	説明
取下理由	・取下理由別に該当件数を分類し、印字する。
税目	・税目別に該当件数を分類し、印字する。
内書	 ・該当事案のうち、推計の区分が「推計」と登録されている事案の件数を印字する。

再調査請求の3か月以内処理状況表

(すべての条件を表示)

局署名等	処理件数	3月以内処理件数	3月以内処理割合	局署名等	処理件数	3月以内処理件数	3月以内処理割合
				合計	 		

第8 再調査請求の3か月以内処理状況表

1 使用目的

「再調査請求の3か月以内処理状況表」は、課税関係の処分についての再調査の請求のうち3か月 以内に処理されたものの処理件数等を把握する場合に出力して使用する。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第7節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

項目	説明				
局署名等	・件数等を表示する局署名を印字する。				
処理件数	・再調査決定日等が指定した集計期間内の事案の件数を印字する。				
2日以内加珊研粉	・処理件数のうち、再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3か月以内に処				
3月以內処埋什級	理された事案の件数を印字する。				
3月以内処理割合	・処理件数のうち、3か月以内処理件数の割合を印字する。				
帳票ID: FS02L090印刷日: (元号)YY年MM月MM日

3か月経過事案の状況【(元号) 年度処理分】 (すべての条件を表示)

(単位:件)

項	税 目	申 告 所得税	源 泉 所得税	法人税	相続税 贈与税	消費税 等	その他	nh mb
	事実関係が複雑で、その解釈や 証拠収集に時間を要したもの	内	内	内	内	内	内	<u>内</u> 0
								0
	法令等の解釈・適用に時間を要	内	内	内	内	内	内	<u>内</u> 0
3 か 月	したもの							0
を経	查察情報事案·相互協議事案	<u>М</u>	М	И	И	И	И	0
道した	査察情報事案・相互協議事案							0
理 由	請求人の都合により、再調査の進 展が図れなかったもの		P)					0
		141				r ta	141	0
	その他		PJ	Р.) Г.)	Р.) Г.)	F.)	F.)	0
		1++						0
	合計		P)					0
						内1	内	0
(参	(参考)		ЪЛ	<u></u>	<u></u>	<u>кј</u>	<u>кл</u>	0
完結した事案の教示件数								0

第9 3か月経過事案の状況

1 使用目的

「3か月経過事案の状況」は、課税関係の処分についての再調査決定のうち3か月経過事案の状況 について、3か月を経過した理由及び税目ごとの計数を出力し、不服申立事務の基礎資料とする。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第8節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

3 主な出力の項目

項目	説明
項目	 ・3か月超の理由別に該当事案の件数を分類し、印字する。
税目	・税目別に該当事案の件数を分類し、印字する。
(参考)完結した事案の教示件数	 ・完結した3か月超事案のうち教示日の日付の入力がある場合、3か月超理由の延件数を集計して印字する。
内書	 ・該当事案のうち、推計の区分が「推計」と登録されている事案の件数を印字 する。

(# # ID :	PS02L100
和謝日:	(元号)YY 年 MM 月 MM

同席審理の実施状況等 (年度)

		0.410		Sec. 24	
- 64	/ 144	<u>,</u>	-	-	Ŀ.
		eve -	а.		5
			-	-	

1	0	実施事案数(実件数)	件	② 実施回数	(延回数)	E
実		—————————————————————————————————————	1人	2~4人	5人以上	Ħ
故	3	1時間未満	内	内	内	P1
4	Ø	1時間以上3時間未満	内	内	h	内
8 S	P	3時間以上	内	内	A	内
1	訳	11	内	内	內	内

第10 同席審理の実施状況等

1 使用目的

「同席審理の実施状況等」は、審査請求に係る同席審理について、実施状況を出力し、不服申立事 務の基礎資料とする。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第9節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

3 主な出力の項目

項目	説明
実施事案数(実件数)	・同席審理の実件数を印字する。
実施回数(延回数)	・同席審理の延回数を印字する。
②の内訳	・実施回数のうち、実施時間及び人数を印字する。
内書	 ・該当事案のうち、推計の区分が「推計」と登録されている事案の件数を
り青	印字する。

WW ID :	PS02L110
	(元号)YY 年 MM 月 MM 日

意見書・回答書の提出状況等(年度)

1.意見書の提出状況等

① 提出事案数 (实件数) 件	② 提出回数(延回数)	回
-----------------	-------------	---

2.回答書の提出状況等

D 提出事案数 (実件数)	件	 2) 提出回数(延回数) 	回
---------------	---	----------------------------------	---

第11 意見書・回答書の提出状況等

1 使用目的

「意見書・回答書の提出状況等」は、審査請求事務のうち意見書・求釈明に対する回答書について、 提出状況を出力し、不服申立事務の基礎資料とする。

2 出力時期

必要に応じて適宜出力する(操作要領編第5章第10節参照)。 (注)本帳票は、署のユーザーIDでは出力できないことに留意する。

3 主な出力の項目

	項目	説 明
意見書の提	提出事案数(実件数)	・意見書の提出された実件数を印字する。
出状況等	提出回数(延回数)	・意見書の提出された延回数を印字する。
回答書の提	提出事案数 (実件数)	・回答書の提出された実件数を印字する。
出状況等	提出回数(延回数)	・回答書の提出された延回数を印字する。

【操作要領編】

第1章 審理室システムの機能等

第1節 審理室システムの起動と終了

- 1 審理室システムの起動
- (1) ログイン

認証システムにおいて、ユーザーID及びパスワードを入力する。

(2) メインメニューの表示

ポータルサイトのメニューから「審理室」を選択し、押下すると、下部画面(メインメニュー) が表示される。

€ 宿理室システム-メインメニュー曲曲 - Internet Explorer	
審理室システム	initialD: FS01S110
メインメニュー	
事案登録	
未済事案(再調査)	
未济事案等(審査)	
一般検索	
簡易検索	
帳票	
ポータル・サイトへ戻る	

(注1) 審理室システムでは、メインメニューに表示されている項目を選択することにより、その処 理機能に応じた事務処理を行うことができる(次節参照)。

(注2) 審理室システムにおいては、画面を二重で起動し、使用することのないよう留意する。

2 審理室システムの終了

上部画面(メインメニュー)にある「ポータル・サイトへ戻る」を選択し、押下することで、審理 室システムが終了する。

審理室システムの起動と終了に係る操作手順フローチャート

・認証システムにおいて、ユーザーID及びパスワードを入力し、ログインする。
\downarrow
・ポータルサイトのメニューから「審理室」ボタンを押下する。
\downarrow
メインメニュー
↓
・メインメニューから項目を選択する。
\downarrow
・各項目に応じた事務処理を行う。
\downarrow
・各画面にある処理機能メニューから「メニューへ戻る」を選択し、押下する。
\downarrow
メインメニュー
↓
・メインメニューにある「ポータル・サイトへ戻る」を選択し、押下する。
↓
・審理室システムが終了する。

(注1) 不服申立てがされた場合には、「事案登録」を選択して入力を行うが、再調査の請求を経てか ら審査請求がされた事案については、「未済事案等(審査)」を選択して入力を行う。

また、再調査の請求の処理が完結していない事案に係る入力及び照会事務を行う場合は、「未済事 案(再調査)」を選択し、審査請求の処理が完結していない事案に係る入力及び照会事務を行う場合 は、「未済事案等(審査)」を選択して行う。

なお、「一般検索」及び「簡易検索」を選択し、該当事案を検索して同様の事務を行うこともできる。

(注2)行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条((経過措置))及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条((経過措置の原則))の定めにより改正前の不服申立制度に基づき提出された「異議申立て」については、平成28年4月18日以降、審理室システム上の画面及び帳票の各項目において、「再調査」又は「再調査請求」と表示されることに留意する。

<メインメニュー>









1 表示項目・ボタン

画面上に表示されている項目を選択し、押下する。また、ボタンが表示されている場合は、 該当するボタンを押下する。

(表示例)

基本情報			
経過情報			
争点情報			
口頭意見陳述情報			
事案完結情報			
審査請求情報	ボタ	ン	
<u>閲覧·謄写等情報</u>	\downarrow		
不服申立審理表印刷	新規登	:録 修正	削除

2 入力エリア

入力エリア内にポインタを合わせクリックして、カーソルを表示させ、入力する。 ただし、入力できる文字数には限度があることに留意する。

(表示例)

整理番号	

3 リストボックス (プルダウンメニュー)

項目右の▼印をクリックし、プルダウンメニューからリストボックスを表示させる。必要に 応じスクロールさせ、指定項目をクリックする。

(表示例)

税目	申告所得 ▼	リストボックス→	申告所得 業績
			山林 原泉 去人 僧与 貴費
			也方消費 自動車重量 軍発油 地方道路
			記録免許 香 印紙 たばこ
			夏厚開発 石油

4 チェックボックス

対象項目に対応する□印をクリックするとチェック印が表示される。チェック印を外す場合 は、再度クリックする。なお、選択しないことや複数選択することもできる。

(表示例)

選択	[
	ſ
	ĺ
	ĺ

5 ラジオボタン

対象項目に対応する○印をクリックすると、○印の中に●印が表示される。他の項目に対応 する○印をクリックすると、最初に選択した項目に対応する●印は非表示となり、新たに選択 した項目に●印が表示される。ラジオボタンは、いずれか一つを選択することに留意する。 (表示例)

\odot	16 年度
0	—————————————————————————————————————
0	

- 6 頁の切替え
- (1) 《 ・ 》 印による場合

《印をクリックすると前頁が表示され、》印をクリックすると次頁が表示される。ただし、表示画面が先頭頁の場合に《印をクリックする、又は最終頁の場合に》印をクリックするとエラーメッセージが表示される。

(2) 直接入力による場合

入力エリア内にポイントをあわせ、半角数字を入力し、「表示」を押下すると、入力した 頁を表示する。ただし、「0」以下、最終頁超、及び現頁を入力して「表示」を押下すると エラーメッセージが表示される。

(表示例)

- 7 その他の項目
- (1) 確認メッセージ

処理の実行を指示した場合、実行して良いか、再度確認が行われる。実行して良い場合は、 「OK」をクリック、実行をしない場合は「キャンセル」をクリックする。

(2) エラーメッセージ

処理の実行を指示した場合、入力必須項目への未入力や、入力・変更内容に誤り(入力形式の 誤りや入力桁数の誤り、他項目との関連誤りなど)があった場合に表示される。このメッセージ が表示された場合には、「OK」を押下し、誤りを訂正して再度処理の実行を指示する。 1 帳票出力

THE ASSOCIATE	市安改得	末済事案(再調査) 一般検索 一般検索		he 표			
画風	● 未 立 政	未済事案等(審査)	簡易検索	收示			
絞込指示			・検索条件を指定する。	・各帳票に応じた検索条 件を指定する。(署ユー ザーは課税関係不服申 立処理状況等報告書の み出力可能。)			
対象事案	 ・表示の事案が出力対象 となる。 	・検索の結果、対象事案 ・チェックボックスで出	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	 ・検索の結果、対象事案が一覧表示される。 ・チェックボックスで出 力対象事案を指定する。 			
指 示	不服申立審理表印刷	不服申立審理表印刷	不服申立事案一覧表印刷	印刷			
処理確認 画 面	 (例) Web ペーラからのメッセージ メッセージID: FS04M13C 対象帳票:不服甲立番理表 を出力しますか? 						
	快示加不 克西西土に開	(例)					
帳 票 確 認 画 面	 ・対象の帳票が表示される。 						
指示	・左上の「印刷」ボタンを	クリックして印刷をする	0				
出力帳票	不服申立審理表	不服申立審理表	不服申立事案一覧表 (再調査・審査)	各帳票			

2 データ出力(局のみ可能)



第2章 事案情報

第1節 事案情報の機能

事案情報には、基本情報、経過情報などの個別情報の登録及び更新が行える機能のほか、各情報の登録及び更新画面における共通の処理機能メニュー(下部画面の点線包囲箇所)がある。

▲ 審理室システム・基本1	諸指直面 - Internet Explorer					
	基本情報登録					
●ユーザ情報 国政庁 単立情報 登追情報 全点情報 口頭意見障法情報 面面意見能法情報 審査法定情報 閲覧・慶写法情報	●基本情報入力 局置番号 00001 事業番号 局置番号 00001 フパガナ 部時・昭門 課税部會理室 氏名・名称 差理量号 住所・所在地 所留区分 (納稅地) 所留区分 (代理人) 調面区分 「載図 再自区分 「載図 東処分指導 美化書号 菜種番号 東北合税目 「「「「」」」」 「「」」」」 第他分目 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」 「」」」 「「」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」」 「」」」 「」」」」」」 「」」」 「」」」」」 「					
不服申立審理表印刷	新規算録 修正 削除 選択 年(月)分事業年度等 本 昭等 加算磁 延件数 特殊事業区分 ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ○ - - - - - ● - - - - - ● - - - - - ● - - - - - ● - - - - - ● - - - - -					
<u>, x==-^85</u>	他税目登録					
項目	説 明					
情報	・ログイン時の局署番号から局名、署名が表示される。					
報	・選択・押下すると、基本情報登録画面又は基本情報更新画面へ遷移する。					
報	・選択・押下すると、経過情報登録画面又は経過情報更新画面へ遷移する。					
 報	・選択・押下すると、争点情報登録画面又は争点情報更新画面へ遷移する。					
見陳述情報	・選択・押下すると、口頭意見陳述情報登録画面又は口頭意見陳述情報更新画面へ遷移する					
	・選択・押下すると、事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面へ遷移する。					
	4					

口頭意見陳述情報	・選択・押下すると、口頭意見陳述情報登録画面又は口頭意見陳述情報更新画面へ遷移する。
事案完結情報	・選択・押下すると、事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面へ遷移する。
審查請求情報	・選択・押下すると、審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面へ遷移する。
閲覧・謄写等情報	・選択・押下すると、閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面へ遷移する。
不服申立審理表印刷	・「不服申立審理表印刷」ボタンを押下すると、表示されている事案情報の不服申立審理表
	を印刷する。ただし、基本情報の登録前(事案番号が表示される前)は印刷できない。
車安削除	・「基本情報画面」時に「事案削除」ボタンが表示され、押下すると、表示されている事案
尹采刊际	を削除することができる。なお、署の不服審査担当者には表示されない。
戻る	・選択・押下すると、前画面に戻る。
メニューへ戻る	・メインメニュー画面に戻る。

(注)「戻る」は、前画面がメインメニューの場合、表示されない。

経過情報、争点情報、口頭意見陳述情報、事案完結情報の各個別情報の登録及び更新画面においては、 その事案に係る共通の基本情報(下部画面の点線包囲箇所)が表示される。

なお、審査請求情報及び閲覧・謄写等情報の登録並びに更新画面においては、審査請求人の名称等の 共通の基本情報が表示される。

取用 NM N	▲ 審理室システム-経済	81148666	- Internet Exp	lorer] ×] 1	
日本市 日本市 </th <th></th> <th></th> <th>r-1-44.0P</th> <th><u>経過情</u></th> <th>服登録</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>			r-1-44.0P	<u>経過情</u>	服登録					
工業 日本のののでは 日本のののでは 日本のののでは 日本ののでは 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本ののので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本のので 日本ののので 日本ののので 日本ののの 日本ののの <th>●ユーザ福報 国税庁</th> <th></th> <th>不服申立人</th> <th>審理 一太郎</th> <th>事案番号 部課·部門 税目</th> <th>00001-01-18-0 課税部審理室 申告所得</th> <th>1007 春白区分 白</th> <th></th> <th></th>	●ユーザ福報 国税庁		不服申立人	審理 一太郎	事案番号 部課·部門 税目	00001-01-18-0 課税部審理室 申告所得	1007 春白区分 白			
東京田 東京田 </th <th></th> <th></th> <th>住所又は所在地(納税地)</th> <th>均玉県朝霞市溝沼1234</th> <th>業種</th> <th>リラクゼーショ ン 通知の事業</th> <th>調査区分 一般</th> <th>9</th> <th></th>			住所又は所在地(納税地)	均玉県朝霞市溝沼1234	業種	リラクゼーショ ン 通知の事業	調査区分 一般	9		
東本語版 東本語版 東本語版 東本語版 夏月日 東田市 夏月日 東田市 東	<u>基本情報</u> 程過情報		代理人 年(月)分	 審理 室 自) 平28年 1月 1日 原処分 ¹	単米区方 審理計画 年月日 対象処分等	週市の事業 平30年11月1日 更正 過少	~平31年1月31日	実 10.0 日		
項目 説明 不服申立人・審査請求人 ・不服申立人の氏名又は名称が表示される。 住所・所在地(納税地) ・不服申立人の氏名又は名称が表示される。 作用・ ・ (1)分事業年度等 ・ ・ ・ 原処分年月日 ・ ・ ・ 第二 ・	主意情報		事業年度等 入てム 審査請求	至) 平28年 12月 31日 平 30 年 10 16稲山山 - Microsoft Internet Explorer	月1日 延件数	2	3月経過日 平 3	1 年 2 月 1 日		
項目 該明 不服申立人・審査請求人 ・不服申立人の氏名又は名称が表示される。 住所・所在地(納税地) ・不服申立人の氏名又は名称が表示される。 住用・前年地(納税地) ・不服申立人の氏名又は和が表示される。 住用・前年地(納税地) ・不服申立人の住所又は納税地が表示される。 住用・前年地(納税地) ・不服申立人の住所又は納税地が表示される。 (*理人) ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 (*理人) ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 (*理人) ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される。 (*理人) ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される。 (*理人) ・年の、事業者与が表示される。 (*理人) ・年の、事業を訪り、 第4000000000000000000000000000000000000					審査請求情報登録	¥		ā	mID: FS01S261 🖆	
項目 説 明 不服申立人・審査請求人 不服申立人の氏名又は名称が表示される。 住所・所在地(納税地) 不服申立人の住所又は納税地が表示される。 代理人 不服申立ての代理人の氏名が表示される。 年(月)分事業年度等 ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 原処分年月日 ・原処分日が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 *部門 ・部課・部門名が表示される。 *部課・部門名 ・常義の該当税目が表示される。 *自 たっ ・原処分日が表示される。 第41 ・学会の該当税目が表示される。 *事業部号 ・事業本号が表示される。 *部課・部門名 ・部課・部門名が表示される。 *事業の該当税目が表示される。 ・ *事業の該当税目が表示される。 ・ *事業の支付日、終了見込日、処理見込日数が表示される。 ・ 事業の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示される)。 ・ *事業の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 ・ ないたい。)。 ・ ・ ・ ・ ないたい。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ *事業回答 ・ 事業値が表示される。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		 ユーザ餐車京国税 東京国税 裁判税務 	播 局 著	●乙木情報 審査請求人 査 三太郎 住所又は 所在地 度京郡千代田区震ヶ街 代理人 不服 太郎	3-1-1	事案番号 部課・部門 税目 業種 事案区分	01101-01-12-000 個人課税第1部門 申告所得 製造小売業・おけ 審査請求・訴訟の者	02 春白区分 調査区分 記が見込まれる事案	青白 ~我	
項目 説明 不服申立人・審査請求人 ・不服申立人の氏名又は名称が表示される。 住所・所在地(納税地) ・不服申立人の住所又は納税地が表示される。 代理人 ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 代理人 ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 年(月)分事業年度等 ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 厚処分年月日 ・原処分目が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 ・常全事業の該当税目が表示される。 青白区分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案配分 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・資料		基本情報		● 奇查請求情報		請求区分 ^体 サタ伊山口				
不服申立人の氏名又は名称が表示される。 住所・所在地(納税地) ・不服申立人の住所又は納税地が表示される。 代理人 ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 代理人 ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 年(月)分事業年度等 ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 原処分年月日 ・原処分日が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 育自区分 ・常色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 女教処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 近日教 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・評調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	項目					免 明				
住所・所在地(納税地) ・不服申立人の住所又は納税地が表示される。 代理人 ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 年(月)分事業年度等 ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面で は表示されない。)。 原処分年月日 ・原処分日が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 青白区分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面で に表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面で に表示されない。)。 近件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面で に表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求取用又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	不服申立人・審査	請求人	• 7	下服申立人の氏名又は	名称が表示され	,る。				
代理人 ・不服申立ての代理人の氏名が表示される。 年(月)分事業年度等 ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面で は表示されない。)。 原処分年月日 ・原処分日が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 額具・部門 ・部課・部門名が表示される。 常日 ・学案番号が表示される。 第2 ・部課・部門名が表示される。 第2 ・事案番号が表示される。 第2 ・事業の表示される。 第目 ・が象事案の該当税目が表示される。 青白に分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 事案回知 ・事案区分が表示される。 事理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 近日数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	住所・所在地(納税	(地)	• 7	・不服申立人の住所又は納税地が表示される。						
キ年(月)分事業年度等 ・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 原処分年月日 ・原処分目が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 青白区分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分が表示される。 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 女象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	代理人		• 7	下服申立ての代理人の!	氏名が表示され	る。				
10000年月日 ・原処分目が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 青白区分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・「原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 多月経過日 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	在(日)公寓業在商業		• 垄	・年分、事業年度又は課税期間等が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面で						
原処分年月日 ・原処分日が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 税日 ・対象事案の該当税目が表示される。 青白区分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・運作数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	101737710	十八八万季末十戊寺		は表示されない。)。						
事案番号 ・事案番号が表示される。 部課・部門 ・部課・部門名が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 税目 ・対象事案の該当税目が表示される。 青白区分 ・青色申告、白色申告等の区分が表示される。 業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 事理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示される。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	原処分年月日			・原処分日が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。						
部課・部門・部課・部門名が表示される。税目・対象事案の該当税目が表示される。青白区分・青色申告、白色申告等の区分が表示される。業種・業種が表示される。調査区分・原処分における調査態様が表示される。事案区分・事案区分が表示される。審理計画・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。太象処分等・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面 では表示されない。)。延件数・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。3月経過日・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	事案番号		• 1	・事案番号が表示される。						
税目・対象事案の該当税目が表示される。青白区分・青色申告、白色申告等の区分が表示される。業種・業種が表示される。業種・業種が表示される。調査区分・原処分における調査態様が表示される。事案区分・事案区分が表示される。審理計画・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。対象処分等・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。延件数・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。3月経過日・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	部課・部門		• 1 1	・部課・部門名が表示される。						
青白区分・青色申告、白色申告等の区分が表示される。業種・業種が表示される。調査区分・原処分における調査態様が表示される。事案区分・事案区分が表示される。審理計画・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。対象処分等・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面 では表示されない。)。延件数・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。3月経過日・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	税目		• 🕇	・対象事案の該当税目が表示される。						
業種 ・業種が表示される。 調査区分 ・原処分における調査態様が表示される。 事案区分 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。 水象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面 では表示されない。)。 延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	青白区分		• ‡	・青色申告、白色申告等の区分が表示される。						
調査区分・原処分における調査態様が表示される。事案区分・事案区分が表示される。審理計画・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。対象処分等・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面 では表示されない。)。延件数・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。3月経過日・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	業種		• =	・業種が表示される。						
事案区分 ・事案区分が表示される。 審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面 では表示されない。)。 延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	調査区分			・原処分における調査態様が表示される。						
審理計画 ・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は 更新画面では表示されない。)。 対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面 では表示されない。)。 延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	事案区分	案区分 ・事案区分が表示される。								
<td colspan="2">के माने जा</td> <td>• 1</td> <td colspan="6">・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は</td>	के माने जा		• 1	・事案の交付日、終了見込日、処理見込日数が表示される(審査請求情報の登録又は						
対象処分等 ・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	番 埋計画		Ī	更新画面では表示されない。)。						
対象処分等では表示されない。)。延件数・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。3月経過日・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。			• Ŧ	・再調査の請求の対象となった処分が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面						
延件数 ・延件数が表示される(審査請求情報の登録又は更新画面では表示されない。)。 3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	対象処分等		-	では表示されない。)。						
3月経過日 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される(審査請求 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。	延件数		• 3	延件数が表示される(審査請求情報の	登録又は	更新画面で	は表示され	ない。)。	
3月経適日 情報の登録又は更新画面では表示されない。)。			• Ŧ	再調査の請求日又は補	正完了日の翌日	1から3月	経過した日	目が表示され	いる(審査請求	
	3月経週日		1	青報の登録又は更新画	面では表示され	ない。)。				

1 基本操作手順

メインメニューから「事案登録」を選択すると、基本情報登録画面が表示される。また、メインメ ニューから「未済事案(再調査)」・「未済事案等(審査)」を選択して対象事案の基本情報を選択した 場合等は、基本情報更新画面が表示される。

基本情報登録画面及び基本情報更新画面は、①基本情報入力、②対象処分(再調査)及び③処理指示の3つのエリアからなる。

「基本情報入力」エリアでは、事案の基本的な情報と再調査の請求に係る情報の入力及び変更の処 理を行う。

「対象処分(再調査)」エリアでは、対象処分(再調査)情報の入力、修正及び削除の処理を行う。

「処理指示」エリアでは、新規作成時は「登録」、変更時は「更新」を指示する。事案の基本情報 を入力し、「登録」ボタンを押下することにより、基本情報更新画面に遷移する。

なお、基本情報更新画面に遷移すると、事案番号が表示されるとともに、「登録」ボタンが「更新」 ボタンに変更される。

			1	志情報	錄録	Γ	1			画面ID:FS
●ユーザ情報 国税庁	 ●基本情報入力 事案番号 フリガナ 氏名・名称 住雨・雨左地 					/ 1	局署番号 0000 部課・部門 課税 整理番号	1 部審理室 人利	3	
基本情報 经 <u>過情報</u> 各本性48	(納税地) 代理人 代理人資格 税目		調査区 推計区 原処分:				春白区分 業種番号 更正理由 無い 漏考	所智 文 業和	F区分	Y
子点直報 口頭意見陳述情報 事案完結情報 審査請求情報 閲覧・謄写等情報	王たる祝日 再調査請求日 (補正完了日 審理計画自) 至) 平 (二 二 二 二 二 二 元 元 祝 日 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	2 平 年 平 年 F▼ 年	原処分 月 日 3月経道 月 日) 月 日 月 日 実	3 + ⊻ 18 7 8	 年	月 月 日	20文字)			0
不服申立審理表印刷	 ●対象処分(再調 新規登録 選択 	1査) 修正 _ 削除 _ 年(月)分事業年度等		1	本税等	加算税	延件数	根拠法	特殊事实区
争亲刑称							延件數	(at 1	D	
	事案区分 予備 (100文字)							0		
<u>メニューへ戻る</u>									他移	2日 登道 1
									\setminus	

2 入力項目等

(1)「基本情報入力」エリア

項目	説 明
事案番号	・局署番号、所管区分、登録年(暦年)から自動付番され、事案番号が表示される。
局署番号	・システム起動時に入力した操作者のIDにより自動表示される。
部課・部門	・システム起動時に入力した操作者のIDにより自動表示される。
	 ・KSKシステムの整理番号を入力(必須・半角)する。
整理番号	なお、整理番号のない事案については、個人の場合には「09999999」、法人の場合には
	「00999999」と入力する。
	・申立人の氏名又は名称を入力(必須・全角)する。
氏名・名称	(注) 申立人が個人の場合は、氏名の姓と名の間にスペースを入れ、法人の場合は、略語
	を使用せずに入力する (例:株式会社〇〇〇等)。
	・申立人の氏名又は名称のフリガナを入力(カタカナ・全角)する。
フリガナ	(注) 申立人が個人の場合は、氏名の姓と名の間にスペースを入れ、法人の場合は、組織
	名を省略せずに入力する (例:カブシキガイシャ○○○等)。
	・申立人の納税地である住所又は所在地を都道府県名から入力(必須・全角)する。
住所・所在地(納税地)	(注)「住所又は所在地」と「納税地」が異なる場合には、住所又は所在地を入力し、そ
	の後に括弧書で納税地を入力する。
代理人	・不服申立ての代理人氏名を入力(全角)する。
代理人資格	・リストボックスから該当するものを選択する。
人格	・個人又は法人の区別が、整理番号から自動表示される。
所管区分	・入力対象事案の担当部署をリストボックスから選択(必須)する。
青白区分	・青色申告、白色申告又は青色承認取消しの区別をリストボックスから選択する。
米 種 本 印	・業種番号を入力(必須・半角)する。
 美俚	なお、業種番号が不明の場合には、「9990」と入力する。
業種	・業種番号を入力すると自動表示される。
税目	 ・入力対象事案の該当税目をリストボックスから選択(必須)する。
	 ・一税目に対する請求事案である場合、当該税目の基本情報登録画面においてチェックを
	入れる。
	・複数税目に対する請求事案である場合、主税目の基本情報登録画面においてのみチェッ
	クを入れる。
	(例)法人税・復興特別法人税・地方法人税・消費税・地方消費税に対して請求があった
亡たス税日	場合には、法人税のみ。
土にる税目	(注)「主たる税目」欄は、不服申立てを行った請求人ベースの件数を把握することを目
	的としていることから、例えば法人税の争点と消費税の争点が異なる場合であって
	も、主たる争点に基づいたいずれかの税目の「主たる税目」欄にチェックをする。
	・相続税に係る事案及び死亡による準確定申告に係る事案の場合、被相続人1名につき請
	求人1名にのみチェックを入れる。総代が選任されている場合には総代、選任されてい
	ない場合には任意の1名とする。

	・一般検索において、「1」と等しいとすれば、チェックがあるものが抽出でき、「0」と等
	しいとすれば、チェックがないものが抽出できる。
調查区分	・原処分における調査態様をリストボックスから選択(必須)する。
推計区分	 ・該当するものをリストボックスから選択する(登録画面において、当初からリストボッ
	クスの「一般」が選択されている。)。
原処分指導	・指導の有無をリストボックスから選択する(登録画面において、当初からリストボック
	スの「無」が選択されている。)。
	・原処分を行った年月日を入力(半角)する。
原処分日	(注) 再調査の請求日(直接審査請求の場合、審査請求日)以前の日付となることに留意
	する。

項目	説 明
軍工畑山	・原処分における更正理由附記の有無をリストボックスから選択する(登録画面において、
更止理田	当初からリストボックスの「無」が選択されている。)。
	・更正、決定、告知処分を伴わない重加算税賦課決定処分に対する不服申立事案又は調査
	に基づく修正申告等をした後の更正の請求に対する理由なし通知処分等に対する不服
/## _*	申立事案の場合に「自認事案」と入力する。
加考	 ・個別指定による期限延長の申請があった再調査の請求が課税に関する事案である場合に
	は「個別延長(申請)」と入力し、個別延長に対して承認等したときには「個別延長(承
	認)」又は「個別延長(却下)」と入力する。 等
再調査請求日	・再調査の請求日を入力(半角)する。
補正完了日	・経過情報登録・更新画面から補正完了日を入力すると自動表示される。
3月経過日	・再調査の請求日又は補正完了日を入力すると自動表示される。
審理計画	・審理の開始日(事案の交付日)、終了予定日、処理見込日数を入力(半角)する。

(注)「再調査請求日」及び「審理計画」の各欄を削除して「更新」ボタンを押下した場合、対象処分(再調査)、経 過情報及び事案完結情報の各情報についても自動的に削除される。

(2)「対象処分(再調査)」エリア

項目	説 明
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、対象処分(再調査)登録画面に遷移する。
l/g: न*	・「修正」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定した対象処分(再調査)更新画面に遷移
	する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定した対象処分(再調査)が削除される。
選択	・修正、削除の対象となる対象処分(再調査)を指定する。
延件数計	・延件数の合計値が表示される。
事案区分	・事案区分をリストボックスから選択する。
	・各局署において任意に入力(全角)して使用することができる。
	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+M)。
	(注) 1 再調査の請求手続の併合審理等の際に使用する(事務手続編第3章第1節第
	3款 参照)。
予備 (100 文字)	2 再調査の請求の承継の際に使用する(事務手続編第3章第1節第6款参照)。
广油(100 文子)	3 争点コード等の追加又は変更の際に使用する(事務手続編第3章第2節第2
	款参照)。
	4 納税地変更等により再調査の請求事案の移送があった際に使用する(事務手)
	続編第3章第1節第1款参照)。
	5 環境依存文字は使用できない。例 (1) など

(3)「処理指示」エリア

項目	説 明
	・「他税目」ボタンを押下すると、同一申立人の他税目での事案登録のために基本情報がコ
他税目	ピーされ、主たる税目のチェックが自動的に外される。
	(注)「他税目」ボタンを押下した場合には、「部課・部門」が引き継がれることから、例え
	ば麹町署の個人課税部門が担当する事案を局審理課の職員が「他税目」ボタンから新規
	登録した場合、麹町署の個人課税部門が担当する事案として新規登録されることとなる。
登録・更新	・「登録」ボタンを押下すると、基本情報更新画面に遷移する。
	・「更新」ボタンを押下すると、基本情報が更新される。

基本情報に係る操作手順フローチャート



(注) 経過情報等の情報は、基本情報が登録されないと登録できないことに留意する。

1 基本操作手順

本画面では、再調査に関する対象処分の情報の入力及び変更の処理を行う。

基本情報登録画面又は基本情報更新画面上の対象処分(再調査)エリア内にある「新規登録」ボタンを押下すると対象処分(再調査)登録画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると対象処分(再 調査)更新画面が表示される。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、基本情 報登録画面又は基本情報更新画面に戻り、対象処分(再調査)のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下すると、データの新規登録や更新が行われずに、基本情報登録画面 又は基本情報更新画面に遷移する。

						画面ID:FS01S2
	対	象処分(再調査)登録	ŧ			
 象処分(再調査)						
(月)分事業年度等) 平 マ 年 月 日) 平マ 年 月 日	至) 平文 年 月 日 至) 平文 年 月 日	本税等	加算税	延件数	根拠法	特殊事業区分
	至) 平 年 月 日 至) 平 年 月 日 要) 平 年 月 日		× × ×			~
2						確定

2 入力項目等

項目	説明				
年(日)八東翌年帝笠	・各税目における課税年分(期間)を「自)」・「至)」で入力(必須・半角)する。				
平(月)万事耒平度寺	(注)連続する課税期間の場合、複数期間をまとめて一つの欄に入力する。				
★拍竺	・再調査の請求の対象となった処分のうち、加算税以外のものをリストボックスから選択す				
平忱守	る(「本税等」又は「加算税」のいずれか必須)。				
加管税	・再調査の請求の対象となった処分のうち、加算税に関するものをリストボックスから選択				
加算柷	する(「本税等」又は「加算税」のいずれか必須)。				
延件数	・対象処分ごとに件数を入力(必須・半角)する。				
根拠法	・対象処分ごとに該当法律をリストボックスから選択(必須)する。				

項目	説 明
	・対象処分が相互協議事案、国際課税事案、公訴関連事案、請求人の都合事案又は災害等事
	案(以下「特殊事案」という。)に該当する場合にはリストボックスから選択する。
	(注) 1 相互協議事案とは、租税条約に基づく認定に関する事案及び再調査の請求の前後
	において相互協議(租税条約の規定に基づく、我が国の権限ある当局と相手国等の
	権限ある当局との協議をいう。)の申立てがされた事案をいう。
	2 国際課税事案とは、移転価格税制、外国子会社合算税制、外国税額控除及び外国
	法人の国内源泉所得に係る再調査の請求事案をいう。
特殊事案区分	3 公訴関連事案とは、再調査の請求事案のうち国税の犯則事件に関する事案をいう。
	4 請求人の都合事案とは、再調査の請求から2か月を経過した日以降に、再調査の
	請求人から新たな主張をしたい旨、新たな証拠資料等を提出したい旨又は口頭意見
	陳述の申出があった結果、再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案をい
	ð.
	5 災害等事案とは、災害等(震災、風水害等の天災、火災等の人為的災害で自己の
	意思によらないもの、感染症の拡大、再調査の請求人の入院等)による調査の中断
	があった結果、再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案をいう。
<i>704</i> , 1→	・「確定」ボタンを押下すると、対象処分の情報が確定し、基本情報登録画面又は基本情報更
帷疋	新画面に遷移する。

対象処分(再調査)に係る操作手順フローチャート



(注)基本情報登録画面及び基本情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタンを押下し ない場合には、入力された情報が登録又は更新されないことに留意する。 1 基本操作手順

処理機能メニューから「経過情報」を選択し、押下すると、経過情報登録画面又は経過情報更新画面が表示される。

本画面では、事案審理に関する経過情報の入力及び変更の処理を行う。経過情報登録画面で事案審 理の経過情報を入力し、「登録」ボタンを押下することにより、経過情報更新画面に遷移する。 なお、この処理を行った際、「登録」ボタンが「更新」ボタンに変更される。

			経過情報登録					画面ID:FS0	1522
ユーザ情報	●基本情報								
国税庁				事案番号	00001-01-18-0	0007			
	不服申立人	審理 一太郎		部課·部門	課税部審理室				
	住所又は	1.6		税目	申告所得	青白区分	白		
	所在地	埼玉県朝霞市溝沼1234	L.	業種	リラクゼーショ ン	調査区分	一般		-
L-1-48.40	VII TOL>E/			事案区分	通常の事案				
	代理人	審理室		審理計画	平30年11月1日	~平31年1月	131日	実 10.0	8
上他们和	年(月)分	目) 半28年1月1日	原処分年月日	対象処分等	更止 過少	OF	STE 01 6	0.810	
查請求情報 覧-麗写等情報 服申立審理表印刷	●「報道計本」」 形式管理日 補正要求日 補正完了日 審理指令日 実地調查日 反面調查日 重審終了日 文案送付日 再調查決定日	1 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平	4 1 1 3 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1						
 						~ ~		登封	

2 入力項目等

項目	説 明
再調査請求日	・基本情報で入力した再調査の請求日が表示される。
心子家田口	・形式審理終了日を入力(半角)する。
形式畨理日	(注)「形式審理日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
ᄻᆍᆍᇔᆉᇅ	・補正要求日を入力(半角)する。
補止安水口	(注)「補正要求日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
培工会マロ	・補正完了日を入力(半角)する。
· 佣止元」口	(注)「補正完了日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
	・筆頭統括官等から実質審理の指令を受けた日(原処分の概要、争点情報の登録を完了した
審理指令日	日)を入力(半角)する。
	(注)「審理指令日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
中 山 细 木 口	・請求人との初回接触時の日付を入力(半角)する。
美地祠宜口	(注)「実地調査日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
「五調大口	・反面調査等請求人以外に関する調査を行った日付(最初に行った日)を入力(半角)する。
尺 Ш 祠 宜 口	(注)「反面調査日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
	・再調査決定に係る重要事案審議会の開催日(複数回行った場合は最後に行った日)を入力
重審終了日	(半角)する。
	(注)「重審終了日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
	・審理課等へ再調査決定書案を送付した日付を入力(半角)する。
	(注)「文案送付日」は、再調査の請求日以後の日付となることに留意する。
再調査決定日	・事案完結情報で入力される再調査決定日が表示される。
	・事案の概要、処分理由、根拠条文、是否確認事項等を簡記入力(全角)する。
	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+V)。
唇加八の掘亜 (200 文	・「審査請求情報登録(更新)」画面で審査請求日が未設定の場合、「不服申立審理表」の「不
県処分の (300 × ⇒)	服申立てに係る処分の概要」欄に当該入力内容が印字される。
- - -)	(注1) 局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録をしな
	いことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
改得,再站	・「登録」ボタンを押下すると、経過情報が登録され、経過情報更新画面に遷移する。
豆球・史新	・「更新」ボタンを押下すると、経過情報が更新される。

(注) 主たる税目ではない事案に係る入力に際し、原処分の概要が主たる税目の事案と同様である場合は、「原処分の 概要」欄に「事案番号○○○・・・と同様」と入力することにより経過情報の各項目の入力を省略することができる。

経過情報に係る操作手順フローチャート



(注) 基本情報が登録されないと、経過情報の登録は行えないことに留意する。

1 基本操作手順

本画面では、事案の争点に関する情報の入力及び変更の処理を行う。

処理機能メニューから「争点情報」を選択し、押下すると、争点情報登録画面又は争点情報更新画面が表示される。

争点情報登録画面で事案の争点に関する情報を入力し、「登録」ボタンを押下することにより、争 点情報更新画面に遷移する。

なお、この処理を行った際、「登録」ボタンが「更新」ボタンに変更される。

					争点情報登録				画面ID:FS0	1523
コーザ情報	•	基本情報								
国税庁						事案番号	00001-01-18-	00007		
		不服申立人	審理 一太	(BF		部課-部門	課税部審理室			
		付新双け				税目	申告所得	春白区分	白	
		所在地	埼玉県朝鮮	复市津沼1234	L	業種	リラクゼーショ ン	調査区分	一般	
H -4-49 602		VIL102-257				事案区分	通常の事案			
<u>这个谊报</u> 2.9.41.10		代理人	審理 室			審理計画	平30年11月1]~平31年 1月	31日 実 10.0	B
全心情報		年(月)分	自) 平28年	F1月1日	原処分年月日	対象処分等	更正 過少			_
争点情報		事業年度等	至) 平28年	F 12月 31日	平30年10月1日	延件数		2 3月経過日	平 31 年 2 月 1 日	
<u>間·謄写等情報</u>		争点:	<u></u> F	<u> </u>	服申立ての	 不服審査担当	者の 管	理責任者の	再調査決定又は	t
11覧·謄写等情報		争点	31							
		内容	ş 🛛		版単立 Cの 皆及び理由	小服審査担当 検討事項	者の目音	埋責仕者の 指示事項	再調査状定义は	A.S.
「服申立審理表印刷」					No. and the second s					_
=-										
<u>*2</u>										
ニューへ戻る			I							

2 入力項目等

項目	説 明
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、争点登録画面に遷移する。
修正	・「修正」ボタンを押下すると、争点更新画面に遷移する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、表示されている争点情報が削除される。
登録・更新	・「登録」ボタンを押下すると、争点情報が登録され、争点情報更新画面に遷移する。
	・「更新」ボタンを押下すると、争点情報が更新される。

争点情報に係る操作手順フローチャート



(注) 基本情報が登録されないと、争点情報の登録は行えないことに留意する。

1 基本操作手順

本画面では、争点コードなど事案の争点に関する情報の入力及び変更処理を行う。

争点情報登録画面又は争点情報更新画面上の争点情報エリア内にある「新規登録」ボタンを押下す ると争点登録画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると争点更新画面が表示される。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、争点情報登録画面又は争点情報更新画面に戻り、争点情報のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新が行われずに、前画面に戻る。

おって、争点コードの番号が不明の場合には、「検索」ボタンを押下することにより、争点コード 選択画面へ遷移するので、争点コード選択画面から該当する争点コードの選択等を行う。

				画面ID: FS01
		争点登録		
<mark>争点コード</mark>				
表示検索	再調査の請求	□ 審査請求		
内容				
「服申立ての趣旨及び理由(200文字)				
			~	
			~	
ト版審査担当者の検討事項(100文子)				
			~	
			~	
 協想表任要の指示本項(100文字)				
			~	
			~	
 再調査決定又は苔弁書の概要(100文字)				
			^	
			~	
<u>a</u>				確定

2 入力項目等

項目	説 明
争点コード	・申立人の主張から該当する争点コードを入力(必須、半角)する。
まニ	・「表示」ボタンを押下すると、争点コード欄に入力された争点コードに対応する争
衣小	点内容を「内容」欄に表示する。
検索	・「検索」ボタンを押下すると、争点コード選択画面に遷移する。
内容	・登録した争点コードに対応する争点内容が自動表示される。
ナ 遅キわた 日五	・争点が主張された局面についてチェックボックスを選択(必須)する。
土坂された向山	なお、両方を選択することができる。
	・申立人の主張(要点)を争点ごとに入力(全角)する。
不肥中立ての海阜及び囲山(200	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+V)。
小服中立ての越自及び理由(200 ☆ ☆)	(注1) 局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録
文士)	をしないことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
	・不服審査の重点及び処理方針を争点別に入力(全角)する。
不昭索本田当老の絵計車百(100	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+Y)。
↑版番重担当名の便酌事項(100 ★字)	(注1) 局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録
	をしないことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
	・不服審査の着眼点及び処理方針に対する指示事項を争点別に入力(全角)する。
答理書任者の指示事項 (100 文)	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+Y)。
官还真正名·罗伯尔事项(100 文 之)	(注1)局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録
1	をしないことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
	・再調査決定又は答弁書の事項を争点別に簡記入力(全角)する。
再調本沖完マけな立書の概要	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+Y)。
(100 文字)	(注1) 局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録
	をしないことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
確定	・「確定」ボタンを押下すると、対象処分の情報が確定し、争点情報登録画面又は争
ΫѤ.AL	点情報更新画面に遷移する。

(注) 主たる税目ではない事案の入力に際し、不服申立ての趣旨及び理由等が主たる税目の事案と入力すべき内容が 同様である場合は、各項目の入力欄に「事案番号〇〇〇・・・と同様」と入力することにより争点の各項目の入力を 省略することができる。

争点登録に係る操作手順フローチャート



(注) 争点情報登録画面及び争点情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタンを押下し ない場合は、登録又は更新されないことに留意する。 1 基本操作手順

争点登録画面又は争点更新画面において、「検索」ボタンを押下すると、争点コード選択画面が表示される。

本画面では、争点コードの表示、検索及び階層構造で表示される争点コードの中から、該当する争 点コードを選択する。争点コードTreeエリア内の各分類をクリックするとその配下の情報が表示展開 され、展開されている場合は表示が畳まれる。該当する争点コードを選択し、押下すると、前画面で ある争点登録画面又は争点更新画面に遷移し、指定した争点コード、争点内容が表示される。

なお、争点内容検索エリア内に直接文字を入力する方法により、含まれる文字列で争点コードを検 索することもできる。この場合は、争点コード検索一覧画面が表示され、その中から該当する争点コ ードを選択することになる。

	-13	西面ID: FS01S235
争点コ	ード選択	
5		
争点内容検索	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	検索開始	
争点コードTree		
全無間 全畳み		
第1 租税法规一般(100000)		
- 重視法規(110000)		
* 111000=1 相根法律主義		
* 112000-2 HT		
• 113000-3 梁理 • 114000-4 明朝法の開始法問		
5 用意法と私法規学の活用について(15000)		
• 115100:(1) 株利の芝用の芸山		
* 115200:(2) 信義選案の原則		
* 115300=(3) 田税法と私法規定に係るその他の争点		
* 116000:6 組務法と憲法の関係について		
* 117000:8 租税法規に係るその他の争点		
• 118000=7 租根条約		
二 行政规分(120000)		
 121000:1 行政運分の特質 		
• 122000-2 行政処分の範囲		
* 123000:3 行政処分の効力		
4. 行政処分の程度(124000)		
• 124100=(1) 行政惩分の不存在		
* 124200 (2) 行政通知の憲法 - 144200 (2) 行政通知の憲法		
* 124400-(3) 行政連合の現在の現在外		
(5) 行政保分の振家の承報(124500)		
• 124510:イ 課税対象の帰居者の誘調		
• 124520:日 課税対象の存否の誤謬		
 124530:ハ 連税機準の該認 		
• 124540:二 法律行為の解釈語り		
・ 124550:本 表示の派り		
* 124550: ヘ 信事考索		
 124570:ト その他の行政気分の弱症の差極 		
* 125000:5 行政処分の瑕疵の治癒		

2 入力項目等

項目	説 明
争点内容検索	・当該箇所に入力(全角)された文字列を含む争点内容が検索される。
於壶明仏	・「検索開始」ボタンを押下すると、入力された文字列を含む争点内容を検索し、争点コード検索
快光闭炉	一覧画面に遷移し検索結果を表示する。
全展開	・「全展開」ボタンを押下すると、争点コードの階層構造を全て展開して表示する。
全畳み	・「全畳み」ボタンを押下すると、争点コードの階層構造を全て最上位の分類のみ表示する。
(分類)	・配下の情報が表示されていない場合にクリックすると表示され、表示されている場合にクリック
	すると配下の情報が非表示となる。
(争点コード)	 ・争点コードを確定すると、争点登録画面又は争点更新画面に遷移する。
争点コード選択に係る操作手順フローチャート



(注)争点内容検索エリア内に直接文字を入力する方法により、含まれる文字列で争点コードを検索す ることもできる。この場合は、争点コード検索一覧画面が表示され、その中から該当する争点コー ドを選択することになる。

争点コード選択画面上の争点内容検索エリア内に直接文字を入力し、「検索開始」ボタンを押下す ると、入力した文字列で争点コードを検索し、争点コード検索一覧画面が表示される。

本画面では、指定した文字列を含む争点内容を持つ争点コードが一覧として表示される。表示され た争点コードを選択し、押下すると、前々画面である争点登録画面又は争点更新画面に遷移し、指定 した争点コード、争点内容が表示される。

	42 F_ 1"44= 50	画面ID:FS01S236
	ず点コート快楽一覧	
ユーザ情報	6件が選択されました。	< 1 /1頁 表示 >
東京国税局	· <u>354100</u>	
自可税務署	売上原価	
	 回来省中による推計(の上席) 3C2930 	
	他の推計方法による売上原価の推計	
	· 442310	
	売上原価の損金発生時期	
	 443100 場合の類の計算(本上原係) 	
	· 443130	
	その他の売上原価項目の額の計算	
2		
J-VES		

項目	説 明
(先占コード)	・指定した文字列を含む争点内容を持つ争点コードが表示される。
(事点コート)	・クリックすることにより争点コードが確定し、争点登録画面又は争点更新画面に遷移する。
(争点内容)	・争点コードと対応する争点内容が表示される。

争点コード検索一覧に係る操作手順フローチャート



本画面では、口頭意見陳述に関する情報の入力及び変更の処理を行う。

処理機能メニューから「口頭意見陳述情報」を選択し、押下すると、口頭意見陳述情報登録画面又は口頭意見陳述情報更新画面が表示される。

口頭意見陳述情報登録画面で口頭意見陳述に関する情報を入力し、「登録」ボタンを押下すること により、口頭意見陳述情報更新画面に遷移する。

なお、この処理を行った際、「登録」ボタンが「更新」ボタンに変更される。

		1	□頭意見陳	述情報登録	录				画面ID:	FS015
ユーザ情報	●基本情報									
围税庁				事案番号	00001-01-18-0	0007				
	不服申立人	審理 一太郎			部課-部門	課税部審理室				
	什部刀け		税目	申告所得	青白区分	白				
	所在地	埼玉県朝霞市溝沼1234	1		業種	リラクゼーショ ン	調査区分	一般		
	ARTDERE?				事案区分	通常の事案				
	代理人	審理 室			審理計画	平30年11月1日	~平31年1)	318	実 1	0.0 B
植根	年(月)分	自) 平28年 1月 1日	原処分	年月日	封象処分等	更正 過少		Law		-
1. 值到	事業年度等	至) 平28年 12月 31日	平 30 年 10	0月1日	延件 数	2	3月経過日	平 31 :	年2月1	8
發申立審理表印刷	0				-					
2										登録
<u>へ戻る</u>										

項目	説 明
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、口頭意見陳述登録画面に遷移する。
修正	・「修正」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定した口頭意見陳述更新画面に遷移する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定したロ頭意見陳述情報が削除される。
選択	・修正、削除の対象となる口頭意見陳述情報を指定する。
	・「登録」ボタンを押下すると、口頭意見陳述情報が登録され、口頭意見陳述情報更新画面に遷移す
登録・更新	ろ。
	・「更新」ボタンを押下すると、口頭意見陳述情報が更新される。

口頭意見陳述情報に係る操作手順フローチャート



(注) 基本情報が登録されないと、口頭意見陳述情報の登録は行えないことに留意する。

口頭意見陳述情報登録画面又は口頭意見陳述情報更新画面上の口頭意見陳述情報エリア内にある 「新規登録」ボタンを押下すると口頭意見陳述登録画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると口 頭意見陳述更新画面が表示される。

本画面では、ロ頭意見陳述実施日等ロ頭意見陳述に関する情報の入力及び変更の処理を行う。画面 上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、ロ頭意見陳述 情報登録画面又はロ頭意見陳述情報更新画面に戻り、ロ頭意見陳述情報のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新などが行われずに、前画面に戻る。

		西面D: FS01S243
	口頭意見陳述登録	
兼合导酶法		
自意見陣述実施日	人数:人 時間:h	
■ □ 年 □ 月 □ 日		
■ ■ 年 ■ 月 ■ 日		
💽 🧮 🚝 月 🚺 日		
三 二 年 二 月 二 日		
三 年 月 日		
\$		確定

項目	説 明					
口頭意見陳述実施日	・口頭意見陳述実施日を入力(半角)する。					
人数:人	・意見陳述した人数を入力(半角)する。					
時間,下	・意見陳述に要した時間を30分単位で入力(半角)する。ただし、30分未満は切上げとする。					
叶山山 • 11	例えば、1時間10分の場合は1.5、1時間50分の場合は2.0と入力する。					
<i>地 字</i>	・「確定」ボタンを押下すると、口頭意見陳述情報が確定され、口頭意見陳述情報登録画面又					
11年人上	は口頭意見陳述情報更新画面に遷移する。					

口頭意見陳述登録に係る操作手順フローチャート



⁽注) ロ頭意見陳述情報登録画面又はロ頭意見陳述情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」 ボタンを押下しない場合は、登録又は更新されないことに留意する

処理機能メニューから「事案完結情報」を選択し、押下すると、事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面が表示される。

事案完結情報登録画面及び事案完結情報更新画面は、基本情報のほか、①事案完結情報、②3月超 理由コード及び③処理指示の4つのエリアからなる。ここでは、①から③のエリアについて説明する。

「事案完結情報」エリアでは、事案の完結に関する情報の入力及び変更の処理を行う。

「3月超理由コード」エリアでは、3か月超の理由に関する情報の入力、修正及び削除の処理を行う。

「処理指示」エリアでは、新規作成時は「登録」、変更時は「更新」を指示する。事案完結情報登録画面で事案の完結に関する情報を入力し、「登録」ボタンを押下することにより、事案完結情報更新画面に遷移する。

なお、事案完結情報更新画面に遷移すると、「登録」ボタンが「更新」ボタンに変更される。

-			事案5	記結情	報登録									
●ユーザ情報 ●基	本情報													
国税庁	1					事	家番号	00001	-01-18-	00007				
	不服申立人	審理 一太郎				2Bi	果·部門	課税部	審理室					
_	住所又は 所在地 (納税物)	埼玉県朝霞市溝沼1	234				祝日 莱種	甲告所 リラク ン	で行 ビーショ	調	百区分 查区分	日一般		
THE	Vill PDE-Est					事	案区分	通常の)事案				-	
品情報	代理人	審理室	1 95	加八年日	20	10	理計画	平30年	印月1	日~平谷	31年1月	131日	実	10.0 日
本 報	平(月)万 事業年度等	百) 〒20年 1月 1日 至) 平28年 12月 31	E ¥ 30 3	処万年/ 王 10 月	10	143	8些万寺 1件約	EE 3	89	213月	経過日	平 31	年9月	18
版由文家禅志印刷		判罰査決定日等	特殊区分	収下	み取	却下	棄却	→消	全消	変更	送付	(合)	(他)	件数計
25	 會理実績 自) 至) 第示日 理由開示 理由開示延件者 	平 平 平 (件 (件	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	 3) 事実 法令 査察 請求 モの(月超理由 関係が複 等の解釈 ・相互協調 人の都合 他	コード 発 #	延件教	ž 3月超	理由(100	文平)				

2 入力項目等

(1))「事案完結情報」	エリア
\ L ,		-) /

項目	
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、処理態様(再調査)登録画面に遷移する。
	・「参照」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定した事案完結情報が参照され、処理態様
参 忠	(再調査)参照画面に遷移する。
修工	・「修正」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定した処理態様(再調査)更新画面に遷移す
	る。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ラジオボタンで指定した事案完結情報が削除される。
選択	・ラジオボタンで参照、修正又は削除の対象となる事案完結情報を指定する。
処理件数計	・処理態様(再調査)の延件数の計が表示される。
審理実績	・事案の交付日、終了日(再調査決定等起案日)、処理実績日数を入力(半角)する。
教示日	・通則法111の3月後の教示を行った場合にその書面の発送年月日を入力(半角)する。
理山開云	・通則法89②(同法90④及び111②を含む。)の理由開示をした場合に通知書の発送年
理田囲小	月日を入力(半角)する。
理中開示延進物	・通則法89②(同法90④及び111②を含む。)の理由開示した処分の延件数を入力(半
垤田囲小延计数	角)する。

(2)「3月超理由コード」エリア

項目	説明
2日初畑中ラード	 ・再調査決定が再調査の請求又は補正完了日の翌日から3月を経過して行われた場合、その
3月起理田ユート	理由別に延件数を入力(半角)する。
	 ・3月超の理由を具体的に入力(全角)する。
	・特殊事案区分のうち請求人の都合事案の場合は、新たな主張等(の申出)があった年月日
	を入力する(新たな主張等が複数回あった場合は最初と最後の年月日を入力する。)。
3月超理由(100文字)	・特殊事案区分のうち災害等事案の場合は、調査中断の申出があった年月日、調査を再開し
	た年月日を入力する。
	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+V)。
	(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など

(3)「処理指示」エリア

項目	説明
<u> 改得,</u> 軍	・「登録」ボタンを押下すると、事案完結情報が登録され、事案完結情報更新画面に遷移する。
全球・史利	・「更新」ボタンを押下すると、事案完結情報が更新される。

事案完結情報に係る操作手順フローチャート



(注) 基本情報が登録されないと、事案完結情報の登録が行えないことに留意する。

事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面上の事案完結情報エリア内にある「新規登録」を 押下すると処理態様(再調査)登録画面が表示され、「参照」ボタンを押下すると処理態様(再調査) 参照画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると処理態様(再調査)更新画面が表示される。

本画面では、再調査決定日及び処理態様等の入力及び変更の処理を行う。画面上の「確定」ボタン を押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、事案完結情報登録画面又は事案完 結更新画面に戻り、事案完結情報のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新などが行われずに、前画面に戻る。

				画面ID: FS01S253
	処理態様(再調査)	登録		
再調查決定日等				
調査決定日等 平区 一年 月	日 特殊事案区分			
●処理整備(再調査) 取下f みなす取下f 却下 棄却 一部政済 全部取済 全部取済 変更 送付(移管) みなす審査請求(合意) みなす審査請求(合意) みなす審査請求(他) 取済等理由(再調査)(1.000文字)	延件数 ●取清理由コード 法令解釈・適用誤り 新たな資料の提出有り 新たな事実の発見 事実関係の必要性の存否 推計課税の必要性の存否 推計方法の不通切 処分理由附記不十分 加算税の駆課が不通切 計算誤りがあったもの その他	延件数	●取下理由コード 事実認定誤り(全消) 事実認定誤り(一消) 理由附起不確 その他の取消し 原処分を認容 不通法	延件数
5				確定

2 入力項目等

項目	説 明		
再調査決定日等	・再調査決定日、取下げ等された日を入力(必須・半角)する。		
特殊事案区分	・特殊事案に該当する場合にはリストボックスから選択する。		
処理態様(再調査)	・再調査決定日等ごとに表示されている処理態様別の延件数を入力(半角)する。		
取消理中コード	・再調査決定において、一部又は全部取消しとした事案について、表示された取消理由		
取得理由	別に延件数を入力(半角)する。		
版下理由コード	・再調査決定において、取下げとなった事案について、表示された取下理由別に延件数		
取下陸田 ユニト	を入力(半角)する。		
	・みなす取下げ及び棄却以外の処理態様である場合は、その処理の理由等を具体的に入		
版	力(全角)する(記載例:全部取消しの場合・・・「全消 法令解釈誤り3件 (理由)		
取伯守理田(円砌重)(1,000 立今)	000…J)。		
又于)	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl + V)。		
	(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など		
確定	・「確定」ボタンを押下すると、処理態様(再調査)情報が確定され、事案完結情報登録画		
唯化	面又は事案完結情報更新画面に遷移する。		

(注)「処理態様(再調査)」の「取下げ」、「一部取消」及び「全部取消」の件数入力欄については、いずれか1つしか入力できないことから、例えば「一部取消」及び「全部取消」の件数入力欄に件数入力する場合は、「一部取消」 (又は全部取消)に係る情報を入力してから「確定」ボタンを押下し、事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面に戻り、当該画面の「事案情報エリア」の「新規登録」ボタンを押下して「全部取消」(又は一部取消)に係る情報を入力する。

処理態様(再調査)に係る操作手順フローチャート



⁽注)事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタン を押下しない場合は、登録又は更新されないことに留意する。

第14節 審查請求情報

1 基本操作手順

処理機能メニューから「審査請求情報」を選択し、押下すると、審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面が表示される。

審査請求情報登録画面及び審査請求情報更新画面は、基本情報のほか、①審査請求情報、②対象処 分(審査)、③意見書、④求釈明に対する回答書、⑤処理態様(審査)及び⑥処理指示の7つのエリ アからなる。ここでは、①から⑥のエリアについて説明する。

「審査請求情報」エリアでは、審査請求に関する情報の入力及び変更の処理を行う。

「対象処分(審査)」エリアでは、対象処分(審査)に関する情報の入力、修正及び削除の処理を 行う。

「意見書」エリアでは、意見書に関する情報の入力、修正及び削除の処理を行う。

「求釈明に対する回答書」エリアでは、求釈明に対する回答書に関する情報の入力、修正及び削除 の処理を行う。

「処理態様(審査)」エリアでは、裁決日等に関する情報の入力、修正及び削除の処理を行う。

「処理指示」エリアでは、新規作成時は「登録」、変更時は「更新」を指示する。審査請求情報登録画面で事案の完結に関する情報を入力し、「登録」ボタンを押下することにより、審査請求情報更新画面に遷移する。

なお、審査請求情報更新画面に遷移すると、「登録」ボタンが「更新」ボタンに変更される。

	A THE A READER TO CONTROL CADRIES
7	
LAPERT	● 査査扱え人 都理 一大郎 本文書号 00001-01-110-00007 かた。
	日間又は かがっかり ありにかゆうえ 新たた後 位年期相関本語が1250 日日 田生形道 あら広公 白
	(約貨物) (約貨物) (10-5-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-
	代理人 審理 案 事業区分 通常の事業
77 -1 -11 -10	★※含為文集経 ●
梁小 新刊 38.380 m	
45.27 M TH	
本文宗结核	新规全级
審自該求論報	修正 削除 同席審理日 人 特徴
國貨 磨子等情報	
	18正 和時年
	162 ANKE
不服中立審理表印	Sat (0 00
	●対象性分(第首)
	再提高生的问题 新教堂錄
-	一级正 创版 年(月)公本学年度等 水报等 加箭铃 延件称
	街正 削除 平28年1月1日~平28年12月3日 史正 温少 2
EA	(87) Allfe
	7% 1000 3000 3200 320 320 320 320 320 320 32
	(Automation and Automation an
11	
ー <u>メニューへ戻る</u>	
] <u></u>	
]	
]	
]	●見え書 (「 / / 四 大示) ●見え書 (「 / / 四 大示) ●見え書 ●見え書 (「 / / 四 大示) ●見え書 ●見え書 (「 / / 四 大示) ●見え書 ●見え書 (○ / / / 回 大示) ●見え書 (○ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
]	● 男友者 ※「「「」」」 太示、) ● 男友者 ※「「」」」」 太示、) ● 男友者 ※「「」」」」 太示、) ● 愛友 御修 意見未体和日 第2.8 体和日 ● 愛友 御修 意見未体和日 第2.8 体和日 ● 愛友 御修 意見未体和日 第3.4 km日 ● 愛友 御修 意見未体和日 第3.4 km日 ● 愛友 御修 ● 夏気 後知日 ● 愛友 御修 ● 夏気 御修 ● 愛友 御修 ● 夏気 後近 ● 愛友 御修 ● 夏気 修 金丁 ● 愛愛 御祭 金麗 ● 一 ● 愛友 御祭 ● 一 ● 愛友 御祭 金麗 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● <tr< td=""></tr<>
]	● 25.2 // 1000 (1) ● 25.2 // 1000 (1) <tr< td=""></tr<>
	● 23.28 <下 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /

2 入力項目等

(1)「審査請求情報」エリア

項目	説 明		
審査請求日	・審査請求日を入力(必須・半角)する。		
請求区分	 ・審査請求の相手先(審判所、局等、庁)をリストボックスより選択(必須)する。 		
答弁書期限	・答弁書の提出期限(日付)を入力(半角)する。		
答弁書提出日	・答弁書を提出した年月日を入力(半角)する。		
同席審理	・「新規登録」ボタンを押下すると、同席審理登録画面に遷移する。		
	・「修正」ボタンを押下すると、同席審理更新画面に遷移する。		
	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある同席審理事績が削除される。		
争点整理表	・争点の確認表の交付日を入力(半角)する。		

(2)「対象処分(審査)」エリア

項目	説明
再調査より引継	・「再調査より引継」ボタンを押下すると、対象処分(再調査)に登録されている情報が対象
	処分(審査)にコピーされる。
新規登録 ・「新規登録」ボタンを押下すると、対象処分(審査)登録画面に遷移する。	
修正	・「修正」ボタンを押下すると、対象処分(審査)更新画面に遷移する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある対象処分(審査)が削除される。
	・事案の概要、処分理由、根拠条文、是否認事項等を簡記入力(全角)する。ただし、再調
	査の請求を経てからの審査請求事案である場合には、「再調査の請求からの継続事案」と
	入力する。
	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+Ŋ)。
原処分の概要(審査)	・「審査請求情報登録(更新)」画面で審査請求日が設定済みの場合、「不服申立審理表」の
	「不服申立てに係る処分の概要」欄に当該入力内容が印字される。
	(注1) 局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録をしな
	いことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など

(3)「意見書」エリア

項目	説 明	
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、意見書登録画面に遷移する。	
修正	・「修正」ボタンを押下すると、意見書更新画面に遷移する。	
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある意見書が削除される。	

(4)「求釈明に対する回答書」エリア

項目	説 明	
新規登録	 「新規登録」ボタンを押下すると、求釈明に対する回答書登録画面に遷移する。 	
修正	・「修正」ボタンを押下すると、求釈明に対する回答書更新画面に遷移する。	

削除	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある求釈明に対する回答書が削除される。	
----	--	--

(5)「処理態様(審査)」エリア

項目	説 明
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、処理態様(審査)登録画面に遷移する。
参照	・「参照」ボタンを押下すると、処理態様(審査)参照画面に遷移する。
修正	・「修正」ボタンを押下すると、処理態様等(審査)更新画面に遷移する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、処理態様等(審査)が削除される。

(6)「処理指示」エリア

項目	説 明
登録・更新	・「登録」ボタンを押下すると、審査請求情報が登録され、審査請求情報更新画面に遷移する。
	 「更新」ボタンを押下すると、審査請求情報が更新される。

3 同席審理の入力等



「同席審理」エリア

項目	説 明
同席審理日	・同席審理日を入力(半角)する。
人数:人	・審理に同席した職員の人数を入力(半角)する。
時間: h	・同席審理に要した時間を30分単位で入力(半角)する。ただし、30分未満は切上げとする。
	例えば、1時間10分の場合は1.5、1時間50分の場合は2.0と入力する。
確定	・「確定」ボタンを押下すると、同席審理情報が登録され、審査請求情報登録画面又は審査
	請求情報更新画面に遷移する。

審査請求情報に係る操作手順フローチャート



(注) 基本情報が登録されないと、審査請求情報の登録は行えないことに留意する。

-109-

本画面では、年(月)分事業年度等など、審査請求の対象となった事案に関する対象処分の情報の入 力及び変更の処理を行う。

審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面上の対象処分(審査)エリア内にある「新規登録」 ボタンを押下すると対象処分(審査)登録画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると対象処分(審 査)更新画面が表示される。

画面上で「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、審査請 求情報登録画面又は審査請求情報更新画面に戻り、対象処分(審査)のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新などが行われずに、前画面に戻る。

) 審理室システム-対象処分(審査)画面 – Micros	oft Internet Explorer			周回日
	対象机分(案書)	容録	ilidato: FS0	15263
	AND AND A	<u>11</u> 74		- 1
■対義学(第5) 年(月)今天年現等 全) 平玉 年 月 日 ☆) 平玉 年 月 日 章) 平玉 年 月 日 章) 平玉 年 月 日 蒙る	重) 平安 年 月 日 東) 平安 年 月 日 重) 平安 年 月 日 重) 平安 年 月 日	本役等		2

項目	説 明		
年(月)分事業年度等	 ・各税目における課税年分(期間)を「自)」・「至)」で入力(必須・半角)する。 		
	・連続する課税期間の場合、複数期間をまとめて一つの欄に入力することもできる。		
本税等	 ・審査請求の対象となった処分のうち、加算税以外のものをリストボックスから選択する 		
	(「本税等」又は「加算税」のいずれか必須)。		
加算税	 ・審査請求の対象となった処分のうち、加算税に関するものをリストボックスから選択する 		
	(「本税等」又は「加算税」のいずれか必須)。		
延件数	・対象処分ごとに件数を入力(必須・半角)する。		
確定	・「確定」ボタンを押下すると、対象処分(審査)情報が確定され、審査請求情報登録画面又		
	は審査請求情報更新画面に遷移する。		

対象処分(審査)に係る操作手順フローチャート



⁽注)審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタン を押下しない場合には、入力された情報が正式に登録又は更新されないことに留意する。

本画面では、意見書の提出日の入力及び変更の処理を行う。

審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面上の意見書エリア内にある「新規登録」ボタンを 押下すると意見書登録画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると意見書更新画面が表示される。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、審査請 求情報登録画面又は審査請求情報更新画面に戻り、意見書のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新が行われずに、前画面に戻る。

印度家システム-意見書画面 - Inte	enet Explorer	ile.
	*****	曲由ID: FS01S27
	意見書登録	
1月書		
見書依賴日	意見書提出日	
TT A B B		
	TT F B B	
		11
2		確定

項目	説 明
意見書依頼日	・意見書の依頼日を入力(必須・半角)する。
意見書提出日	・意見書の提出日を入力(必須・半角)する。
確定	・「確定」ボタンを押下すると、意見書の情報が確定され審査請求情報登録画面又は審査請求情
	報更新画面に遷移する。

意見書に係る操作手順フローチャート



(注)審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタン を押下しない場合には、入力された情報が正式に登録又は更新されないことに留意する。

本画面では、求釈明に対する回答書の提出日の入力及び変更の処理を行う。

審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面上の求釈明に対する回答書エリア内にある「新規 登録」ボタンを押下すると求釈明に対する回答書登録画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると 求釈明に対する回答書更新画面が表示される。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、審査請 求情報登録画面又は審査請求情報更新画面に戻り、求釈明に対する回答書のリストに反映される。 なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新が行われずに、前画面に戻る。

		emeilD: FS01827
	水釈明に対する回合書登録	
釈明に対する回答書		
(K ^a 用日	回答書攝出日	
	平区 年 月 日	
	平区 二年 月 日	
		1000
1.5		4批7正

項目	説明
求釈明日	・求釈明に対する回答書の依頼日を入力(必須・半角)する。
回答書提出日	・求釈明に対する回答書の提出日を入力(必須・半角)する。
確定	・「確定」ボタンを押下すると、求釈明に対する回答書の情報が確定され審査請求情報登録画面
	又は審査請求情報更新画面に遷移する。

求釈明に対する回答書に係る操作手順フローチャート



⁽注)審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタン を押下しない場合には、入力された情報が正式に登録又は更新されないことに留意する。

本画面では、裁決における処理態様、取消し理由等の入力及び変更の処理を行う。

審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面上の処理態様(審査)エリア内にある「新規登録」 ボタンを押下すると処理態様(審査)登録画面が表示され、「参照」ボタンを押下すると処理態様(審 査)参照画面が表示され、「修正」ボタンを押下すると処理態様(審査)更新画面が表示される。

画面上で「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、審査請 求情報登録画面又は審査請求情報更新画面に戻り、処理態様(審査)のリストに反映される。

なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新は行われずに、前画面に戻る。

	roson, internet explorer			
		ha martin and the second state of the second s		車面ID:FS01S267
		如理思律(番首)宣林		-
▶ 获沃日等				
平三 年 月 日				
●処理账様(面査)	延件数	●取清理由コード(審査)		延件報
取下げ		法金解积,或用额归		
如下		新たな資料の提出有り		
進和		新たな事実の発見		
一曲印页以出		審察関係の利期行通知		
全部取消		推計課税の必要性の存否		
麦 更		撤計方法の不適切		
运付(物管)		処分理由附起于十分		
		加算税の状理が不通切		
		計算誤りがあったもの		
		その他		
和清等理由(審查)(1.000文字)				
			4	
				1840
14. 2 .				U. AL

項目	説 明
	・裁決書に記載された日付(裁決日)を入力(半角)する。
裁決日等	 ・審査請求が取下げられた場合は、取下通知に記載された取下日を入力(半角)する。
	(注)「裁決日等」は、審査請求日以後の日付となることに留意する。
処理態様 (審査)	・裁決において、表示されている処理態様別の延件数を入力(半角)する。
い (い (・裁決において、一部又は全部取消しとした事案について、表示された取消理由別に延
取得理田ユート (番査)	件数を入力(半角)する。
	 ・裁決における取消し又は変更の理由を具体的に入力(全角)する(記載例:全部取消
	しの場合・・・「全消 法令解釈誤り3件 (理由)○○○…」)。
取消等理由(審査)(1,000	なお、ワード文書等を貼り付けることができる(Ctrl+V)。
文字)	(注1) 局調査事案及び局長の行った処分については、庁所管部署と協議の上、登録を
	しないことができる(事務手続編第4章参照)。
	(注2)環境依存文字は使用できない。例 (1) など

項目	説 明		
陸空	・「確定」ボタンを押下すると、処理態様(審査)の情報が確定され、審査請求情報登録画		
伸展大臣	面又は審査請求情報更新画面に遷移する。		

(注)「処理態様(審査)」の「一部取消」及び「全部取消」の件数入力欄については、いずれか1つしか入力できないことから、「一部取消」及び「全部取消」の件数入力欄に件数入力する場合は、「一部取消」(又は「全部取消」)に係る情報を入力してから「確定」ボタンを押下し、審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面に戻り、当該画面の「処理態様(審査)エリア」の「新規登録」ボタンを押下して、「全部取消」(又は「一部取消」)に係る情報を入力する。

処理態様(審査)に係る操作手順フローチャート



⁽注)審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」ボタン を押下しない場合は、正式に登録又は更新されないことに留意する。

処理機能メニューから「閲覧・謄写等情報」を選択し、押下すると、閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面が表示される。

閲覧・謄写等情報登録画面及び閲覧・謄写等情報更新画面は、基本情報のほか、①ロ頭意見陳述への対応情報、②質問・検査等の申立情報、③物件の閲覧情報の4つのエリアからなる。

「ロ頭意見陳述への対応情報」エリアでは、ロ頭意見陳述への対応に関する情報の入力、修正及び 削除の処理を行う。

「質問・検査等の申立情報」エリアでは、質問・検査等の申立に関する情報の入力、修正及び削除 の処理を行う。

「物件の閲覧情報」エリアでは、閲覧・謄写に関する情報の入力、修正及び削除の処理を行う。

「処理指示」エリアでは、新規作成時は「登録」、変更時は「更新」を指示する。審査請求情報登録画面で事案の完結に関する情報を入力し、「登録」ボタンを押下することにより、審査請求情報更新画面に遷移する。

なお、審査請求情報更新画面に遷移すると、「登録」ボタンが「更新」ボタンに変更される。



2 入力項目等

(1)「口頭意見陳述への対応情報」エリア

項目	説 明
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、口頭意見陳述への対応情報登録画面に遷移する。
修正	・「修正」ボタンを押下すると、口頭意見陳述への対応情報更新画面に遷移する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある口頭意見陳述への対応情報が削除される。

(2)「質問・検査等の申立情報」エリア

項目	説 明
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、質問・検査等の申立情報登録画面に遷移する。
修正	・「修正」ボタンを押下すると、質問・検査等の申立情報更新画面に遷移する。
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある質問・検査等の申立情報が削除される。

(3)「物件の閲覧情報」エリア

項目	説 明	
新規登録	・「新規登録」ボタンを押下すると、物件の閲覧情報登録画面に遷移する。	
修正	・「修正」ボタンを押下すると、物件の閲覧情報更新画面に遷移する。	
削除	・「削除」ボタンを押下すると、ボタンの行にある物件の閲覧情報が削除される。	

閲覧・謄写等情報に係る操作手順フローチャート



(注)閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面において、「登録」ボタン又は「更新」 ボタンを押下しない場合は、正式に登録又は更新されないことに留意する。

本画面では、口頭意見陳述同席日等の入力及び変更の処理を行う。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、閲覧・ 謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面に戻り、閲覧・謄写等情報のリストに反映される。 なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新などが行われずに、前画面に戻る。

		画面ID・ES01526
	口頭意見陳述への対応情報登録	annio, routore
調査見陣述への対応情報		
調查見陳述同席日 人	:人 期間:h	
至 年 月 日		
6		確定
		55

項目	説 明	
口頭意見陳述同席日	・口頭意見陳述同席日を入力(半角)する。	
人数:人	・意見陳述に対応した職員の人数を入力(半角)する。	
時間: h	・意見陳述に要した時間を30分単位で入力(半角)する。ただし、30分未満は切上げとする。	
	例えば、1時間10分の場合は1.5、1時間50分の場合は2.0と入力する。	
確定	・「確定」ボタンを押下すると、閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面に	
	遷移する。	

本画面では、質問・検査等の申立情報の入力及び変更の処理を行う。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、閲覧・ 謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面に戻り、閲覧・謄写等情報のリストに反映される。 なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新などが行われずに、前画面に戻る。

		画面ID:FS01S28
	質問・検査等の申立情報登録	
間・検査等の甲立情報		
■ 申立日	実施日	
2		確定

項目	説 明
種類	・質問・検査等の種類をリストボックスから選択する。
申立日	・質問・検査等の申立日を入力(半角)する。
実施日	・質問・検査等の実施日を入力(半角)する。
	・「確定」ボタンを押下すると、閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面に
作用人上	遷移する。

本画面では、物件の閲覧情報等の入力及び変更の処理を行う。

画面上の「確定」ボタンを押下した場合は、データのチェックを行い、エラーがなければ、閲覧・ 謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面に戻り、閲覧・謄写等情報のリストに反映される。 なお、「戻る」を選択し、押下した場合は、データの登録や更新などが行われずに、前画面に戻る。

		画面ID:FS015287
	物件の閲覧情報登録	
物件の開覧情報		
	実施日 物(省福朝 平 年 月 日 平 年 月 日 平 年 月 日 平 年 月 日 平 年 月 日 平 年 月 日	
3		確定

項目	説 明
種類	・物件の閲覧情報等の種類をリストボックスから選択する。
請求日	・物件の閲覧情報等の申立日を入力(半角)する。
実施日	・物件の閲覧情報等の実施日を入力(半角)する。
物件情報	・物件情報の種類をリストボックスから選択する。
	・「確定」ボタンを押下すると、閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面に
1/隹人上	遷移する。

第3章 未済事案等

1 基本操作手順

メインメニューから「未済事案(再調査)」を選択すると、検索結果一覧(再調査)画面が表示され、ログインしたユーザー I Dの権限に応じた事案のうち、再調査の請求の処理が未済の事案が表示 される。

なお、「未済事案等(審査)」を選択すると、検索結果一覧(審査)画面が表示され、ログインした ユーザー I Dの権限に応じた事案のうち、審査請求の処理が未済の事案及び再調査完結日から2か月 を経過していない再調査の請求事案が表示される。

また、再調査請求日及び審査請求日に入力がない事案については、「未済事案(再調査)」及び「未 済事案等(審査)」のどちらにも表示される。

おって、事案情報を表示させるためには、①チェックボックス(下部画面の点線包囲箇所)で指定 し、②処理機能メニューから該当する項目を選択し、押下する。



2 入力項目等

次章第2節以下を参照すること。

・メインメニューから「未済事案(再調査)」・「未済事案等(審査)」を選択する。
\downarrow
検索結果一覧(再調査・審査)画面
\downarrow
・ログインしたユーザーIDの権限に応じた未済事案が表示される。
\downarrow
・事案情報を表示させるために、チェックボックスを指定する。
\downarrow
・処理機能メニューから該当する項目を選択し、押下する。

第4章 検索

第1節 一般検索の概要

1 基本操作手順

本画面では、事案情報の各項目に対する条件を指定して検索の処理を行う。

メインメニューから「一般検索」を選択すると、一般検索画面が表示される。

具体的には、情報種別を選択することにより検索項目の対象を決定し、検索項目から検索条件を設 定する項目を選択し、比較条件、検索値を設定して検索を行う。

なお、複数の条件で検索する場合は、同様の設定を行い、条件の連結によりつなげて検索を行う。

(注)審理室システムでは、事案情報の各項目を情報種別として分類しているため、まず、情報種別の選択で項目の絞込みが行われる。したがって、情報種別で「全文検索」を選択した場合は、検索項目、比較条件の選択は行えず、検索値に入力された文字列を含んだ文字入力エリアのある事案が検索されることに留意する。

情報種別	全文検索の対象文字入力エリア
基本情報	・備考、予備
経過情報	・原処分の概要
争点情報	・不服申立ての趣旨及び理由、不服審査担当者の検討事項、管理責任者
	の指示事項、再調査決定又は答弁書の概要
口頭意見陳述情報	_
事案完結情報	 ・3月超理由、取消等理由(再調査)
審査請求情報	・原処分の概要(審査)、取消等理由(審査)

なお、「全文検索」の対象文字入力エリアは次のとおりである。

		一般検索	8		Ballio:FSU1S4
●ユーザ情報 国税庁	甲立区分 再調査 高強				
	情報種別	検索項目	比較条件	梭索值	条件の連結
	V		×		
	×	×			
	×	×	×		
	×		2		×
	×		2		
	×	<u></u>			
	×	×	2		
	×		~		×
		× 1	×		
	<u> </u>	M	V		
	 『検索項目"()内アルファベット (A): アルファベット型 半角英武文字()-でも含む)。 例 (D): Date型 年着は半角英文字。年月日は半 (N): ナンバー型 	• の説明] 132-a845 物数字。年月日の区切りまで。 例	H17/11/1		
	半角数半行4数点过含变如10。 (M):文字型 全角文字。例2初15元8万半分	901 75			

2 入力項目等

項目	説 明	
申立区分	・再調査又は審査を選択する。	
情報種別	・リストボックスから情報種別等を選択する。	
於责百日	・リストボックスから検索項目を選択する。	
快采項日	(注) 情報種別によって選択できる検索項目が異なる。	
比較条件	・リストボックスから比較条件を選択する。	
検索値	・条件となる検索値を入力する。	
条件の連結	・検索条件を複数行入力した場合、連結条件を選択する。	
松志明仏	・「検索開始」ボタンを押下すると、指定された条件で事案を検索し、検索結果一覧(再調査・審	
(快术)用炉	査)画面に遷移する。	

(参考)検索値の入力形式と比較条件について

検索値への入力形式は、検索項目のリストボックス内に「検索項目の名称(入力形式の記号)」 (例えば、事案番号(A))で表示されている記号によって、次の4種類に区分される。なお、 入力種別により、有効となる比較条件に制約があるので留意する。

(○:有効 ×:無効)

検索項目の入力形式の記号		(M)	(D)	(A)	(N)
	入力種別	日本語	日付	番号	数量
検索値	検索値の入力形式	全角	半角・英数	半角・英数	半角・数
	入力例	国税太郎	H17/12/2	00001	12
	と等しい	0	0	0	0
	と等しくない	0	0	0	0
	より大きい	×	0	×	0
	以上	×	0	×	0
	より小さい	×	0	×	0
	以下	×	0	×	0
比較条件	で始まる	0	×	0	×
	で始まらない	0	×	0	×
	で終わる	0	×	0	×
	で終わらない	0	×	0	×
	含む	0	×	0	×
	空白	0	0	0	0
	空白以外	0	0	0	0

一般検索に係る操作手順フローチャート



(注) 情報種別で「全文検索」を選択した場合は、検索項目、比較条件の選択は行えず、検索値に入力 された文字列を含んだ文字入力エリアのある事案が検索されることに留意する。

メインメニューから「簡易検索」を選択すると、簡易検索画面が表示される。

本画面では、抽出条件の各項目に対する条件の入力などを行い、「検索開始」 ボタンを押下すると、 検索結果一覧表(再調査・審査)画面に検索結果が表示される。

簡易検索では「再調査請求日」及び「審査請求日」の双方に入力がないものについては検索されないことに留意する。

			WWW Here Here	截面10: FS01S313
			簡易検索	
●ユーザ1645	●抽出条件		0.000000	
国税行	8953			
	0	₽₩₩₽₽		
	0	£) 平 ☑ □ 本 □ 月 □ E		
	0	₽		
	0	○ ○ 年度上半期		
	0	平 年夏下半期		
	0	現時点まで		
	甲立区分	再調査マ		
	発生等	発生		
	斯曾区分等	書定なし 文		
	局名	御定なし 🛛 🔽		
	雪名	■ 金定なし ▼		
		(1 5)		検井時 8
メニューへ戻る				

項目	説 明
期間	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」を入力(半角)する。
申立区分	・再調査又は審査をリストボックスから選択する。
発生等	・「発生」、「未済」、「完結」をリストボックスから選択する。
所管区分等	・必要に応じて所管区分等をリストボックスから選択する。
局名	・局職員の場合には自動表示され、署職員の場合には表示されない。
翌夕	・署職員の場合には署名が自動表示され、局職員の場合には全署の事案又は検索する署をリストボ
有石	ックスから選択する。
検索開始	・「検索開始」ボタンを押下すると、指定された条件で未済事案が検索され、検索結果一覧(再調査・
	審査)画面に遷移する。
簡易検索に係る操作手順フローチャート

・メインメニューから「簡易検索」を選択する。
↓
簡易検索画面
\downarrow
・期間等を入力又は選択する。
\downarrow
・「検索開始」を押下する。
\downarrow
検索結果一覧(再調査・審査)画面

一般検索画面及び簡易検索画面で、事案情報の各項目に対する条件を指定して、画面上の「検索開 始」ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査・審査)画面が表示される。

なお、本画面は、メインメニューの未済事案(再調査)又は未済事案等(審査)を押下した場合に も表示される。

また、事案情報を表示させるためには、チェックボックス(下部画面の点線包囲箇所)で1事案の み指定し、処理機能メニューから該当する項目を選択し、押下する。

おって、CSV出力(局のみ)、不服申立事案一覧表印刷及び不服申立審理表印刷は、複数の事案 を選択して実行することができる。

ini el

○ 検索結果一覧(再調査)

				検索結果	·覧(再調査	9			Mining FS01S31
コーザ価格	1件协模体	されました。				3	八百 表:	Ř O	8
國銀行	2.3	局務名	不服申立,	人氏名 (名 称)	処分名	再調査請求日 再調査売結日	建建築編	载示日	处理期間
	Has	(事業重要)	複用	部線・部門	狭件数	3月發過日	12:603536	審査構求日	審理实估目 幾
		图税疗 00001-01-	審理 一大郎		更正 绝少	平30年 10月 31日			
5.3.W45		18-00007	甲告所得	建铁部寨建军		2 1131年 2月 1日			-
8点缺求抽报 19社-國立憲務総 在股中立憲案一任表印刷 在股中立豪養表印刷									
<u>CSV出力</u> 新过程可 和									
<u></u>									

○ 検索結果一覧(審査)

the second second second	And in case of the	and the second second			
		A 1940			
					_
	and the second second	the second second second	10.00	Statistics.	and the second
Contraction of the second second	100 C 10	State of Contract,	. 1000	10000 1 1000	ee: 11
	-	And some			
A DECK OF A DECK					
And					
and the second s					
Concerned.					
STORES.					
Contraction of the local division of the loc					
TRANSF COMP.					
Lan and Street.					
Company of C					
Contract of Contra					
and the second se					
Star 144					

2 入力項目等

(1)処理機能メニュー

項目	説 明
甘土住却	・基本情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対象に基本
基 平	情報更新画面へ遷移する。
你话性和	・経過情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対象に経過
栓逈陏瑖	情報登録画面又は経過情報更新画面へ遷移する。
A 占 桂 却	・争点情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対象に争点
学品情報	情報登録画面又は争点情報更新画面へ遷移する。
口頭辛日味法律和	・口頭意見陳述情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対
口與息兒陳迎旧報	象に口頭意見陳述情報登録画面又は口頭意見陳述情報更新画面へ遷移する。
東安今は桂却	・事案完結情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対象に
争杀元祏旧牧	事案完結情報登録画面又は事案完結情報更新画面へ遷移する。
宏 木珪	 ・審査請求情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対象に
省 互 胡 小 旧 牧	審査請求情報登録画面又は審査請求情報更新画面へ遷移する。
<u> </u>	・閲覧・謄写等情報を選択し、押下すると、チェックボックスで指定した事案を対
阅見·扂子守旧和	象に閲覧・謄写等情報登録画面又は閲覧・謄写等情報更新画面へ遷移する。
	・「不服申立事案一覧表印刷」ボタンを押下すると、チェックボックスで指定した事
不服申立事案一覧表印刷	案(複数事案選択可)を対象に、不服申立事案一覧表(再調査・審査)が印刷さ
	れる。
	・「不服申立審理表印刷」 ボタンを押下すると、チェックボックスで指定した事案(複
不服申立審理表印刷	数事案選択可)を対象に、不服申立審理表が印刷される。
	なお、争点が9以上登録されている場合争点8個につき初葉が1枚印刷される。
	 ・「CSV出力」ボタンを押下すると、チェックボックスで指定した事案(複数事案)
C S V 出力	選択可)がCSV形式で出力される(署ユーザーの場合、「CSV出力」ボタンは
	表示されない。)。
妳 這 检查	・「絞込検索」ボタンを押下すると、一般検索画面に遷移し、再度検索条件を指定し
秋四便养	て、対象事案を絞り込むことができる。
 〒ス	 ・検索条件の指定画面に戻る。
	(注)未済事案(再調査・審査)を除く。
メニューへ戻る	 ・メインメニュー画面に戻る。

(2) 検索結果一覧(再調査)

項目	説 明
(検索結果)	・検索条件に合致した事案数が表示される。
(車安計角)	・チェックした事案が対象とされる。
(爭杀対家)	・チェックボックスの最上部をチェックした場合は、全事案が対象とされる。
	 ・再調査の請求事案のうち、該当事案が2か月超3か月以内の場合に「○」、3か月超の場
 2・3月超 	合に「※」が表示される。
	(注)再調査の請求日又は補正完了日の翌日から再調査決定日等(未済の場合は現在日付)までの期 間で判断する。

項目	説 明
局署名 (事案番号)	 ・局署名と事案番号が表示される。 (注)事案番号については、再調査の請求日又は補正完了日の翌日から現在日付までの期間が、1か 月以下は黒字、2か月以下は青字、3か月以下は緑字、3か月超は赤字で表示され、事案完結後 は黒字で表示される。
不服申立人氏名(名称)	・不服申立人の氏名(名称)が表示される。
税目	・対象事案の税目が表示される。
部課・部門	・部課・部門が表示される。
処分名	・再調査の請求の対象となった処分が表示される。
延件数	・対象処分の延件数計が表示される。
再調査請求日	・再調査の請求日が表示される。
再調査完結日	・再調査の請求事案の処理が完結した日が表示される。
3月経過日	 ・再調査の請求日又は補正完了日の翌日から3月経過した日が表示される。
処理態様	・再調査の請求の処理態様が表示される。
教示日	・教示を行った日が表示される。
審査請求日	・審査請求日が表示される。
処理期間	・再調査の請求事案の発生から完結するまでの期間が表示される。
審理実績日数	・再調査の請求の処理実績日数が表示される。

(3) 検索結果一覧(審査)

項目	説 明
(検索結果)	・検索条件に合致した事案数が表示される。
	・チェックした事案が対象とされる。
(事采刈豕)	・チェックボックスの最上部をチェックした場合は、全事案が対象とされる。
局署名 (事案番号)	・局署名と事案番号が表示される。
税目	・対象事案の税目が表示される。
不服申立人氏名(名称)	・不服申立人の氏名(名称)が表示される。
部課・部門	・部課・部門が表示される。
処分名	・再調査の請求の対象となった処分が表示される。
延件数	・対象処分の延件数計が表示される。
審査請求日	・審査請求日が表示される。
答弁書提出日	・答弁書の提出日が表示される。
審査完結日	・審査請求事案の処理が完結した日が表示される。
処理態様	・審査請求の処理態様が表示される。
再調査完結日	・再調査の請求事案の処理が完結した日が表示される。

検索結果一覧に係る操作手順フローチャート

・一般検索画面又は簡易検索画面で、事案情報の各項目に対する条件を指定し、「検索開始」を押下する。



第5章 帳票

第1節 帳票選択

1 基本操作手順

メインメニューから「帳票」を選択すると、帳票選択画面が表示され、画面上から事務に必要な帳 票を選択し、処理を行う。

Weil Co Ar L- Child Millio - Marcond Christer	Laker		
	-	Animper surgers at	
	8. 20 Jan 144		
者ユーサー	Where the DV		
	 課約開始不服中立過程就況等報告書 	2	
2 <u>-1-1</u> 20		8	
	CTREATLANDON DOWN DOWN	8	25
			MARTIN: FSAISSIA
		1000000	
	局ユーサー	建業業祝	
		 · 》股関係不服中立加厚状況等級告告 · · ·	
		• ASTRACIOA	
		● 质管对施理扩展表	
		A ZEM SZCREAGE, SMER OFF	
		· TEPLICONGLE SHORE	
		 ・ ・ ・	
		● 再翻查重载aste且如何规想状况表	
		 ab用程編事的机器 	
		● 回慶市単の実施状態業	
		● 直見書・回答書の提出込記芸	
	メニューへ戻る		

2 入力項目等

項目	説明
課税関係不服申立処理状況等報告書	・選択・押下すると、検索画面(課税関係不服申立処理状況等報告)に遷移する。
月別処理状況表	・選択・押下すると、検索画面(月別処理状況表)に遷移する。
所管別処理状況表	・選択・押下すると、検索画面(所管別処理状況表)に遷移する。
不服申立てにおける全部・一部 取消しの状況	・選択・押下すると、検索画面(不服申立てにおける全部・一部取消しの状況)に遷移する。
再調査請求における取下げの 状況	・選択・押下すると、検索画面(再調査請求における取下げの状況)に遷移する。
再調査請求の3か月以内処理 状況表	・選択・押下すると、検索画面(再調査請求の3か月以内処理状況表)に遷移する。
3か月経過事案の状況	・選択・押下すると、検索画面(3か月経過事案の状況)に遷移する。
同席審理の実施状況等	・選択・押下すると、検索画面(同席審理の実施状況等)に遷移する。
意見書・回答書の提出状況等	・選択・押下すると、検索画面(意見書・回答書の提出状況等)に遷移する。
メニューへ戻る	・メインメニュー画面に戻る。

(注)不服申立審理表及び不服申立事案一覧表(再調査・審査)については、帳票選択画面のメニュー に表示されていないが、検索結果一覧(再調査・審査)画面(本章第9節参照)にある「不服申立 審理表印刷」及び「不服申立事案一覧表印刷」を押下することにより出力することができるのであ るから留意する。

帳票に係る操作手順フローチャート(各帳票共通)



(注)署においては、「課税関係不服申立処理状況等報告書」のみ出力可能であり、他の帳票について は出力できないことに留意する。

帳票選択画面から「課税関係不服申立処理状況等報告書」を選択し、押下すると、検索画面(課税 関係不服申立処理状況等報告書)が表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内に発生又は処理した事案の件数等を課税関係不服申 立処理状況等報告書として出力する処理を行う。画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検索結 果一覧(再調査・審査)画面に出力対象事案が表示される。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。



項目	説 明			
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。			
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。			
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。			
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。			
申立区分	・再調査又は審査をリストボックスから選択する。			
推計区分	・推計の有無に係る事案の集計を行う場合にリストボックスから選択する。			
所管区分等	・特定の所管区分等に係る事案の集計を行う場合にリストボックスから選択する。			
特殊事案区分	・公訴事案等の特殊な事案の集計を行う場合にリストボックスから選択する。			
種粕	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。			
1里天具	(注)署ユーザーにおいては表示されない。			
局夕	・自動表示される。			
/1)/1	(注)署ユーザーにおいては表示されない。			
翌夕	・種類に応じて署名をリストボックスから選択する。			
有口	(注) 署ユーザーの場合、自動表示される。			
処理の期間	・分類する期間をリストボックスから選択する。			
集計する値	・集計する値をリストボックスから選択する。			
检壶即松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調			
(四米) 刑/印	査・審査)画面に遷移する。			

帳票選択画面から「月別処理状況表」を選択し、押下すると、検索画面(月別処理状況表)が表示 される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内に発生又は処理した事案の件数等を月別処理状況表 として出力する処理を行う。画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査・審 査)画面に出力対象事案が表示される。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。

審理室システムー帳票	検索画面 - Internet Expl	orer		
			107513	直面ID: FS01S514
-			検索	
●ユーザ情報	●抽出条件			
国税庁	期間			
	Re O	¥V 年 月 日	至)平区 年月 日	
月別処理状況表	0	平 🔽 🗖 年度		
	0 8	平 🔽 🔽 年度上半期		
	0	平 🔽 年度下半期		
	申立区分	再調査 ~		
	●帳票の種類指定			
	種類(庁)	全事案 🔽		
	局名	指定なし、		
	署名	指定なし、		
	●件数の集計			
	集計する値	延件数 🗸		
				検索開始
Ę۵				
メニューへ戻る				

項目	説 明
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
申立区分	・再調査又は審査をリストボックスから選択する。
種類	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・自動表示される。
署名	・種類に応じて署名をリストボックスから選択する。
集計する値	・集計する値をリストボックスから選択する。
いま用い	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調査・
(明光)用炉	審査)画面に遷移する。

帳票選択画面から「所管別処理状況表」を選択し、押下すると、検索画面(所管別処理状況表)が 表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内に発生又は処理した事案の件数等を所管別処理状況 表として出力する処理を行う。画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査・ 審査)画面に出力対象事案が表示される。

(注)	画面上の	[期間]	についてけ	いずれかを選択することに留音する。
	凹凹エッン	'7911PJ]	$1 \subset \mathcal{I} \vee \mathcal{I} \subset \mathcal{I} \to \mathcal{I}$	マリオレルでと送バリ シーヒー日息 リンコ

「モモンス」な「振震侠	weilin - Internet Explorer	<u>11</u>
	検索	画面ID:FS01S51
7	•抽出条件	
1税庁	利用	
管別処理状況表	申立区分 再调查	
	●帳票の種類指定	
	種類(庁) 全事案 🔽	
	局名 指定なし マ	
	署名 指定なし マ	
	●件数の集計	
	集計する値 延件数 🗸	
		検索開始
		12/2010/2020
2		
<u>ユーヘ戻る</u>		

項目	説 明
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
申立区分	・再調査又は審査をリストボックスから選択する。
種類	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・自動表示される。
署名	・種類に応じて署名をリストボックスから選択する。
集計する値	・集計する値をリストボックスから選択する。
於赤明松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調査・
(四元)田阳	審査)画面に遷移する。

第5節 不服申立てにおける全部・一部取消しの状況

1 基本操作手順

帳票選択画面から「不服申立てにおける全部・一部取消しの状況」を選択し、押下すると、検索画 面(不服申立てにおける全部・一部取消しの状況)が表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内において、「取消」とした事案の件数等を不服申立 てにおける全部・一部取消しの状況として出力する処理を行う。画面上の「検索開始」ボタンを押下 すると、検索結果一覧(再調査・審査)画面に出力対象事案が表示される。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。

				画面ID: FS01S516
			検索	
ユーザ情報	●抽出条件			
日税庁	期間			
	0	自) 平文 一年 一月 一日	至)平〇 一年 月 日	
「服由立てにおける全	0	平 二年度		
第一部取消しの状況	0	平区 年度上半期		
	0	平回 年度下半期		
	申立区分	西調査		
	取消区分	全部取消 ~		
	●帳票の種類推	設定		
	種類(庁)	全事案		
	局名	指定なし、		
	署名	指定なしマ		
	●件数の集計			
	集計する値	延件数		
				検索開始
5				
コーヘ戻る				

項目	説 明
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
申立区分	・再調査又は審査をリストボックスから選択する。
取消区分	・全部取消又は一部取消をリストボックスから選択する。
種類	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・自動表示される。
署名	・種類に応じて署名をリストボックスから選択する。
论壶明松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調
(天 木) 刑 5日	査・審査)画面に遷移する。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内において、再調査の請求に係る態様が「取下げ」とした事案の件数等を再調査の請求における取下げの状況として出力する処理を行う。

帳票選択画面から「再調査請求における取下げの状況」を選択し、押下すると、検索画面(再調査 請求における取下げの状況)が表示される。

画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査)画面に出力対象事案が表示される。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。

				画面ID:FS01S517
			検索	
ユーザ情報	●抽出条件			
国税庁	期間			
	(a O	平文「年」月一日	至)平文「年」月一日	
調査法ポロキリナス	0	平文一年度		
で下げの状況	0 1	平 🔽 🧮 年度上半期		
	0	平 🔽 🦳 年度下半期		
	申立区分 詳	与调查		
	●帳票の種類指定			
	種類(行)	全事業 🔽		
	局名	指定なし、		
	署名 [指定なし v		
	●件数の集計			
	集計する値 3	丢件 获		
				検索開始
				1
2				
コーへ戻る				

項目	説 明
期間指定	 ・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
種類	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・自動表示される。
署名	・種類に応じて署名をリストボックスから選択する。
於赤明松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調査)
1 (元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	画面に遷移する。

帳票選択画面から「再調査請求の3か月以内処理状況表」を選択し、押下すると、検索画面(再調 査請求の3か月以内処理状況表)が表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間に再調査決定のある事案の処理割合等を再調査の請求 の3か月以内処理状況表として出力する処理を行う。画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検 索結果一覧(再調査)画面に出力対象事案が表示される。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。

				minID: FS01S518
		検	索	
ユーザ情報	●抽出条件			
国极庁	XABES			
	0	白) 平一 年 一月 一日 室) 平	₽ੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑੑਞੑੑ	
Email: Bach Bhi	0	平し「年度		
的基理状况表	0	平 🔽 🔽 年度上半期		
	0	平 🔽 年度下半期		
	用立区分	西調查		
	●帳票の種類指	定		
	種類(庁)	「庁る計」		
	局名	指定なし、		
	●件数の集計			
	集計する値	延件数		
				検索開始
5				
ユーヘ戻る				

項目	説 明
期間指定	 ・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
種類	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
所管区分等	・種類で「署事案」を選択した場合に、担当部署をリストボックスから選択する。
集計する値	・集計する値をリストボックスから選択する。
於壶則払	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調査)
(四米)所好	画面に遷移する。

帳票選択画面から「3か月経過事案の状況」を選択し、押下すると、検索画面(3か月超過事案の 状況)が表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内に再調査決定日のある事案のうち、処理期間が3か 月を超える事案の件数等を3か月経過事案の状況として出力する処理を行う。画面上の「検索開始」 ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査)画面に出力対象事案が表示される。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。

				min10: FS01S519
			検索	
フーザ情報	●抽出条件			
國稅庁	期間			
	OE	ョ)₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	至) 平 一年 月 日	
か月経過事実の状況	0	平区年度		
	0	平 🔽 🔽 年度上半期		
	0	平 🔽 🥅 年度下半期		
	申立区分	再調査		
	●帳票の種類指定			
	種類(庁)	全事案		
	局名	指定なし、		
	署名	指定なし、		
	●件数の集計			
	集計する値	延件数		
				検索開始
5				
-				
<u>ユーヘ戻る</u>				

項目	説 明
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
種類	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・自動表示される。
署名	・種類に応じて署名をリストボックスから選択する。
於壶問松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調
(東希)開始 (1997年)	査)画面に遷移する。

帳票選択画面から「同席審理の実施状況等」を選択し、押下すると、検索画面(同席審理の実施状 況等)が表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内における同席審理の実施状況を出力する処理を行う。 画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査)画面に出力対象事案が表示され る。

(注) 画面上の「期間」については、いずれかを選択することに留意する。

検索 1-学供報 時出点样 周遠歯型の支払状ス等 第二一 年 月 日 三川王ツ 年 月 日 月 遠歯型の支払状ス等 第二 年 月 日 三川王ツ 年 月 日 日 岐 田 辺 日 平 川 日 第二 年 川 日 日 岐 田 辺 日 平 川 日 第二 年 川 日 日 岐 田 辺 日 平 川 日 第二 年 川 日 日 岐 田 辺 日 平 川 日 第二 年 川 日 日 岐 田 辺 日 平 川 日 第二 日 日 岐 田 辺 日 平 川 日 第二 日 日 岐 田 辺 日 田 辺 日 平 川 日 第二 日 日 岐 田 辺 日 田 辺 日 田 辺 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	- 審理室システム一幅票検索	and internet	Explorer		د اساب
1 後出出時 国政府 第二一年 月 日 三月 三日 三 三日 三日 三<				2000 L	data)1D:FS01S520
				校 索	
Bits for Mill I de sequence de la sultant de la sult	●ユーザ始報	●抽出条件			
回該審理の支払法法に ● 当年回 年 月 日 到年回 年 月 日 ● 当年回 年 月 日 到年回 年 月 日 ● 第二 年 日 ● 第二 日 ● 第二 日	国税行	SIM			
日は金田の火地状況本 ○ 下回 中位 ● 中回 中位 中間 中回 中位 中間 ● 中回 中位 中間 中回 中位 中間 ● 中回 中位 中間 中回 中位 中間 ● 中国 中位 中間 中回 中位 中間 ● 中国 中位 中間 中回 中位 中間 ● 中国 中位 中間 中面 ● 中国 中位 中国 ● 中国 ● 日 中位 中国 ● 中国 ● 日 中位 中国 ● 中国 ● 日 中国 ● 中国 ● 日 中国 ● 日 ● 日 中国 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日 ● 日		0	ġ <mark>/ᢡ</mark> ፼│ि≇│ि∄│ि₿		
	国史演算の実施状況等	0	平回 年度		
	THE WALFFORD WORK T	0	平区「年度上半期		
中立社会 安選 ●第三の時始期 「独和」 「「新田工」」 一名 「新田工」」 名 「新田工」」 ●件扱の注: まますている Mintal 読み		0	王 章 章 李章		
●<		甲立区分	82		
121607) 全事末 ▼ 売名 画宝短し♥ 来名 画宝短し♥ ●件段のま計 後ますてMis MiP20 隆文		●推薦の種類推	設定		
市場 富定なし 再合 南定なし ●件扱のまま 後田下び道 単時2		種類()宁)	全事案 🗸		
 新会 備定反し▼ ●件扱のまま ●件扱のまま ●供設のまま ●供説のまま ● 検索店 		质温	「指定なし」		
		# %	御定なし、		
*#iTXii 単時		●件数の集計			
		使計する値	延件数		
					検索開始
	E2				
1-1-1-2 EA					
1-1-AEA					
2	メニューへ戻る				

項目	説 明
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
種類 (庁)	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・局名をリストボックスから選択する。
署名	・署名をリストボックスから選択する。
於赤明松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調
快利用知	査)画面に遷移する。

帳票選択画面から「意見書・回答書の提出状況等」を選択し、押下すると、検索画面(意見書・回 答書の提出状況等)が表示される。

この画面では、抽出条件で指定した集計期間内における意見書・回答書の提出状況を出力する処理 を行う。画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、検索結果一覧(再調査)画面に出力対象事案が 表示される。

$\langle \gamma \alpha \rangle$	 (~~		·		
(汪)	画面上の	「期間」	については、	いすれかを選択することに留意する。	

	provide provider t	1440.000		
			输索	mm/10:FS015621
- manage			12.31	
●ユーザ情報	•1823.4FF			
国税行	8460			
	0		重192 年月月1日	
意見ま・回答書の提出	O	平安 二年度		
状况等	0	平区 一年度上半期		
	0	平区 神波下半期		
	甲立区分	-		
	●被黒の種類指	定		
	種類()宁)	全事業 🗸		
	周辺	「都定なし」		
	署名	御定なし、		
	●件数の業計			
	実計する頃	3111122		
	●意見等の区分			
		意見 🗸		
				使索開始
F A				
<u> </u>				
ノニューへ戻る				

項目	説 明
期間指定	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を「自)」・「至)」で入力(半角)する。
年度	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間を年度で入力(半角)する。
年度上半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(上半期)を年度で入力(半角)する。
年度下半期	・先頭ラジオボタン指定後、対象期間(下半期)を年度で入力(半角)する。
種類 (庁)	・対象事案の種類をリストボックスから選択する。
局名	・局名をリストボックスから選択する。
署名	・署名をリストボックスから選択する。
意見等の区分	・集計する区分をリストボックスから選択する。
论壶即松	・「検索開始」ボタンを押下すると、帳票出力のための事案検索が開始され、検索結果一覧(再調
快光用如	査)画面に遷移する。

第11節 検索結果一覧(再調査·審査)(帳票検索後)

1 基本操作手順

各帳票の検索画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、各帳票に応じた検索結果一覧(再調査・ 審査)画面が表示される。

本画面では、帳票出力の対象となる事案の一覧が表示され、出力したい事案のチェックボックス(下 部画面の点線包囲箇所)を指定し、処理機能メニューにある「印刷」ボタンを押下することにより、 印刷の処理を行う。

なお、本画面の操作要領等は、基本的に検索結果一覧(再調査・審査)画面と同様の仕様となって いる(前章参照)。

A CONTRACTOR OF
and share the second seco
MAN
and the second s
The second
and the second s
Anna I I I I I I I I I I I I I I I I I I
······
the second
and a second s
and the second s
and all hades
ALCONTATION -

2 入力項目等

(1) 処理機能メニュー

項目	説 明
(帳票名)	・印刷(出力)対象の帳票名が表示されている。
不服申立事案一覧表	・「不服申立事案一覧印刷」ボタンを押下すると、チェックボックスで指定されている事案
印刷	を対象に不服申立事案一覧表(再調査・審査)が印刷される。
了职由立家理主印刷	・「不服申立審理表印刷」ボタンを押下すると、チェックボックスで指定されている事案を
小版中立番哇衣印刷	対象に不服申立審理表が印刷される。
FDRI	 ・「印刷」ボタンを押下すると、チェックボックスで指定されている事案を対象に該当帳票
「山」「山」	を出力する。
妳江快 壶	・「絞込検索」ボタンを押下すると、一般検索画面に遷移し、再度検索条件を指定して、対
权应使杀	象事案を絞り込むことができる。
戻る	・帳票選択画面に戻る。
メニューへ戻る	・メインメニュー画面に戻る。

(2) 検索結果一覧(再調査·審査)

前章第3節を参照すること。

入力項目等一覧表

百日	入力区分	入力形式	備一老			
	八刀巨刀	////////	川田 石			
事系番号	目期表示	—				
同者畨号	目動表示	—				
部課・部門	自動表示	—				
整理番号	必須・入力	半角・数	・KSKシステムの整理番号を入力する。			
氏名・名称	必須・入力	全角	・申立人が個人の場合は、氏名の姓と名の間にス ースを入れ、法人の場合は略語を用いずに入力 る。			
フリガナ	入力	カタカナ・全角	 ・申立人が個人の場合は、氏名の姓と名の間にスペースを入れ、法人の場合は、組織名を省略せずに入力する。 			
住所・所在地 (納税地)	必須・入力	全角	 ・都道府県名から入力する。 なお、「住所又は所在地」と「納税地」が異なる場合には、住所又は所在地を入力し、その後に括弧 書で納税地を入力する。 			
代理人	入力	全角				
代理人資格	選択	リストボックス				
人格	自動表示	_				
所管区分	必須・選択	リストボックス				
青白区分	必須・選択	リストボックス				
業種番号	必須・入力	半角・数				
業種	自動表示	_				
税目	必須・選択	リストボックス				
主たる税目	選択	チェックボックス				
調査区分	必須・選択	リストボックス				
推計区分	選択	リストボックス	・選択を行わなければ、「一般」を選択したこととなる。			
原処分指導	選択	リストボックス	・選択を行わなければ、「無」を選択したこととなる。			
原処分日	入力	半角・数				
更正理由	選択	リストボックス	・選択を行わなければ、「無」を選択したこととなる。			
備考	入力	全角	 ・対象処分が相続税の場合は、相続開始日(年月日) を入力する。 ・更正、決定、告知処分を伴わない重加算税賦課決 定処分に対する不服申立事案又は調査に基づく修 正申告等をした後の更正の請求に対する理由なし 通知処分等に対する不服申立事案の場合に「自認 			

1 「基本情報登録」画面又は「基本情報更新」画面 [77頁から80頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
			事案」と入力する。
			・個別指定による期限延長の申請があった再調査の
			請求が課税に関する事案である場合には「個別延
			長(申請)」と入力し、個別延長に対して承認等し
			たときには「個別延長 (承認)」 又は「個別延長 (却
			下)」と入力する。 等
再調査請求日	入力	半角・数	
補正完了日	自動表示		
3月経過日	自動表示		
審理計画	入力	半角・数	
			・修正、削除の対象となる対象処分(再調査)を指
選択	選択	ラジオボタン	定する。
<i>年(</i> 日) 分事		!	
業年度等	自動表示	_	・対象処分(再調査)の登録後に表示される。
本税等	自動表示	- [†]	・対象処分(再調査)の登録後に表示される。
加算税	自動表示	_	・対象処分(再調査)の登録後に表示される。
根拠法	自動表示	_	・対象処分(再調査)の登録後に表示される。
特殊事案区分	自動表示	_	・対象処分(再調査)の登録後に表示される。
延件数計	自動表示	_	・対象処分(再調査)の登録後に表示される。
事案区分	選択	リストボックス	
			・任意に使用できるほか、①再調査の請求手続の併
→ /#: (100 +++			合審理等、②再調査の請求の承継、③審査請求に
予備(100 乂 ⊸、	入力	全角	おける争点コード等の追加又は④納税地変更によ
字)			る移管等の際に使用する。
			(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など

2 「対象処分(再調査)登録」画面又は「対象処分(再調査)更新」画面 [81頁から82頁]

項目	入力区分	入力形式	備考	
年(月)分事	21亿,11日	半舟,粉	・連続する課税期間等の場合、複数期間をまとめて	
業年度等	必須・八刀	干角・毅	一つの欄に入力する。	
本税等	選択	リストボックス	・「本税等」又は「加算税」のいずれか必須	
加算税	選択	リストボックス	・「本税等」又は「加算税」のいずれか必須	
延件数	必須・入力	半角・数		
根拠法	必須・選択	リストボックス		
特殊事案区分	選択	リストボックス		

3 「経過情報登録」画面又は「経過情報更新」画面 [83頁から85頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
(基本情報)	自動表示		・基本情報の登録後に表示される。

項目	入力区分	入力形式	備考		
再調査請求日	自動表示	_	・基本情報の登録後に表示される。		
形式審理日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
補正要求日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
補正完了日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
審理指令日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
実地調査日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
反面調查日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
重審終了日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
文案送付日	入力	半角・数	・再調査の請求日以後の日付となる。		
再調査決定日	自動表示	_	・事案完結情報の登録後に表示される。		
百加八の坪西			・局調査事案及び局長の行った処分については、庁		
原処万の城安	入力	全角	所管部署と協議の上、登録をしないことができる。		
(300 文子)			(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など		

4	「争点情報登録」	画面又は	「争点情報更新」	画面	[86頁から87頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
(基本情報)	自動表示	—	・基本情報の登録後に表示される。
争点コード	自動表示	_	・争点の登録後に表示される。
内容	自動表示	_	・争点の登録後に表示される。
不服申立ての	白禹主二		A 与の発現後にまごされて
趣旨及び理由	日則衣小	_	・
不服審查担当	白禹主二		A 与の発現後にまごされて
者の検討事項	日則衣小	_	・
管理責任者の	白禹主二		A 与 の 発信 然 に 末 二 さ わ て
指示事項	日則衣小	_	・
再調査決定又			
は答弁書の概	自動表示	—	・争点の登録後に表示される。
要			

5 「争点登録」画面又は「争点更新」画面 [88頁から90頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
争点コード	必須・入力	半角・数	
内容	自動表示	—	
主張された局	21亿12月11日	チェックギックフ	・再調査の請求又は審査請求を選択する。
面	必須•選択	デエック <i>ホック ス</i>	なお、両方を選択することもできる。
不服申立ての			・局調査事案及び局長の行った処分については、庁
趣旨及び理由	入力	全角	所管部署と協議の上、登録をしないことができる。
(200 文字)			(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
不服審查担当	入力	全角	・局調査事案及び局長の行った処分については、庁

項目	入力区分	入力形式	備考
者の検討事項			所管部署と協議の上、登録をしないことができる。
(100 文字)			(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など
管理責任者の 指示事項(100 文字)	入力	全角	 ・局調査事案及び局長の行った処分については、庁 所管部署と協議の上、登録をしないことができる。 (注)環境依存文字は使用できない。例(1)など
再調査決定又 は答弁書の概 要 (100 文字)	入力	全角	 ・局調査事案及び局長の行った処分については、庁 所管部署と協議の上、登録をしないことができる。 (注)環境依存文字は使用できない。例(1)など

6 「争点コード選択」画面 [91頁から94頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
争点内容検索	入力	全角	・入力された文字列を含む争点内容が検索される。

(注) 画面上の「検索開始」ボタンを押下すると、入力された文字列を含む争点内容を検索し、争点コ ード検索結果一覧画面に遷移し検索結果を表示する。

7 「口頭意見陳述情報登録」画面又は「口頭意見陳述情報更新」画面 [95頁から96頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
(基本情報)	自動表示	—	・基本情報の登録後に表示される。
選択	選択	ラジオボタン	
口頭意見陳述 実施日	自動表示	_	・口頭意見陳述の登録後に表示される。
人数:人	自動表示	—	・口頭意見陳述の登録後に表示される。
時間:h	自動表示	_	・口頭意見陳述の登録後に表示される。

8 「口頭意見陳述登録」画面又は「口頭意見陳述更新」画面 [97頁から98頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
口頭意見陳述 実施日	入力	半角・数	
人数:人	入力	半角・数	
時間:h	入力	半角・数	・意見陳述に要した時間を30分単位(30分未満は切 上げ)で入力する。

9 「事案完結情報登録」画面又は「事案完結情報更新」画面 [99頁から101頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
(基本情報)	自動表示	—	・基本情報の登録後に表示される。
選択	選択	ラジオボタン	・参照、修正、削除の対象となる事案完結情報を指 定する。

項目	入力区分	入力形式	備考
再調査決定日 等	自動表示	_	・処理態様(再調査)の登録後に表示される。
特殊区分	自動表示	_	・処理態様(再調査)の登録後に表示される。
(処理態様)	自動表示		・処理態様(再調査)の登録後に表示される。
処理件数計	自動表示		・処理態様(再調査)の登録後に表示される。
審理実績	入力	半角・数	
教示日	入力	半角・数	
理由開示	入力	半角・数	
3月超理由	7 +	半岛,粉	
コード	ЛЛ	十月・剱	
3月超理由	スカ	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	(注) 晋愔佐友文字け使田できたい 例 (1) たど
(100 文字)		土円	(在) 衆党队行入于は区用くさない。 門 (1) など

10 「処理態様(再調査)登録」画面又は「処理態様(再調査)更新」画面 [102頁から104頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
再調査決定日 等	必須・入力	半角・数	
特殊事案区分	選択	リストボックス	
処理態様(再 調査)	入力	半角・数	
取消理由コー ド	入力	半角・数	
取下理由コー ド	入力	半角・数	
取消等理由 (再調査) (1,000 文 字)	入力	全角	(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など

11 「審査請求情報登録」画面又は「審査請求情報更新」画面 [105頁から108頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
(基本情報)	自動表示	_	・基本情報の登録後に表示される。
審査請求日	入力	半角・数	
請求区分	必須·選択	リストボックス	
答弁書期限	入力	半角・数	
答弁書提出日	入力	半角・数	
争点整理表	入力	半角・数	
年(月)分事	白動主子		・ 対角加公 (率本) の発得後にまデされる
業年度等	日則衣小	_	・刈家処刀(番直)の豆球仮に衣小される。

項目	入力区分	入力形式	備考
本税等	自動表示	_	・対象処分(審査)の登録後に表示される。
加算税	自動表示	_	・対象処分(審査)の登録後に表示される。
延件数	自動表示	_	・対象処分(審査)の登録後に表示される。
延件数計	自動表示	_	・対象処分(審査)の登録後に表示される。
原処分の概要 (審査)	入力	全角	 ・再調査の請求からの審査請求事案である場合には、 「再調査の請求からの継続事案」と入力することに より原処分の概要の入力を省略することができる。 (注1)局調査事案及び局長の行った処分については、 庁所管部署と協議の上、登録しないことができる。 (注2)環境依存文字は使用できない。例(1) など
裁決日等	自動表示	_	・処理態様(審査)の登録後に表示される。
(処理態様)	自動表示		・処理態様(審査)の登録後に表示される。

12 「同席審理登録」画面又は「同席審理更新」画面 [107頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
同席審理日	入力	半角・数	
人数:人	入力	半角・数	
時間: h	入力	半角・数	・同席審理に要した時間を入力する。

13 「対象処分(審査)登録」画面又は「対象処分(審査)更新」画面 [109頁から110頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
年(月)分事 業年度等	必須・入力	半角・数	
本税等	必須·選択	リストボックス	
加算税	必須·選択	リストボックス	
延件数	必須・入力	半角・数	

14 「意見書登録」画面又は「意見書更新」画面 [111頁から112頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
意見書依頼日	必須·入力	半角・数	
意見書提出日	必須・入力	半角・数	

15 「求釈明に対する回答書登録」画面又は「求釈明に対する回答書更新」画面 [113頁から114頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
求釈明日	必須・入力	半角・数	
回答書提出日	必須・入力	半角・数	

16 「処理態様(審査)登録」画面又は「処理態様(審査)更新」画面 [115頁から116頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
++>沙口 公	スカ	半舟,粉	・審査請求が取下げられた場合は、取下通知に記載
秋 八 口 寸		ТА Ж	された取下日を入力する。
処理態様(審	7 ±	业 在 米4-	
查)	入月	丰角・毅	
取消理由コー	7 -	业 在 米	
ド (審査)	入月	十角・剱	
取消等理由			・局調査事案及び局長の行った処分については、庁
(審査)(1,000	入力	全角	所管部署と協議の上、登録をしないことができる。
文字)			(注)環境依存文字は使用できない。例 (1) など

17 「閲覧・謄写等情報登録」画面又は「閲覧・謄写等情報更新」画面 [117頁から118頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
(基本情報)	自動表示	_	・基本情報の登録後に表示される。
選択	選択	ラジオボタン	
口頭意見陳述 同席日	自動表示	Ι	
人	自動表示		
時間	自動表示	_	

18 「口頭意見陳述への対応情報」画面 [119頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
口頭意見陳述 同席日	入力	半角・数	
人数:人	入力	半角・数	
時間: h	入力	半角・数	・30分単位(30分未満は切上げ)で入力する。

19 「質問·検査等の申立情報」画面 [120頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
種類	必須·選択	リストボックス	
申立日	入力	半角・数	
実施日	入力	半角・数	

20 「物件の閲覧情報」画面 [121頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
種類	必須·選択	リストボックス	

項目	入力区分	入力形式	備考
種類	必須·選択	リストボックス	
請求日	入力	半角・数	
実施日	入力	半角・数	
物件情報	必須·選択	リストボックス	

21 「一般検索」画面 [124 頁から 126 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
申立区分	選択	リストボックス	
情報種別	選択	リストボックス	
検索項目	選択	リストボックス	 ・入力形式を (M)、(N)、(A) 又は (N) で表示する。
比較条件	選択	リストボックス	
検索値	入力	全角	・検索項目の入力形式の記号が(M)の場合
		半角・英数	・検索項目の入力形式の記号が(D)の場合
		半角・英数	・検索項目の入力形式の記号が(A)の場合
		半角・数	・検索項目の入力形式の記号が(N)の場合
条件の連結	選択	リストボックス	

22 「簡易検索」画面 [127 頁から 128 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定日	入力	半角・数	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
現時点まで	選択	ラジオボタン	
申立区分	選択	リストボックス	
発生等	選択	リストボックス	
所管区分等	選択	リストボックス	
局名	自動表示	_	・署ユーザーの場合は表示されない。
署名	選択	リストボックス	・署ユーザーの場合は自署名が自動表示される。

23 帳票「検索」画面(課税関係不服申立処理状況等報告書) [135 頁から 136 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	

項目	入力区分	入力形式	備考
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
申立区分	選択	リストボックス	
推計区分	選択	リストボックス	
所管区分等	選択	リストボックス	
特殊事案区分	選択	リストボックス	
種類	選択	リストボックス	・署ユーザーの場合は表示されない。
局名	自動表示	—	・署ユーザーの場合は表示されない。
署名	選択	リストボックス	・署ユーザーの場合は自署名が自動表示される。
処理の期間	選択	リストボックス	
集計する値	選択	リストボックス	

24 帳票「検索」画面(月別処理状況表) [137 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
申立区分	選択	リストボックス	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示	_	
署名	選択	リストボックス	
集計する値	選択	リストボックス	

25 帳票「検索」画面(所管別処理状況表) [138 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
申立区分	選択	リストボックス	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示	—	
署名	選択	リストボックス	
集計する値	選択	リストボックス	

26 帳票「検索」画面(不服申立てにおける全部・一部取消しの状況) [139 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
申立区分	選択	リストボックス	
取消区分	選択	リストボックス	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示		
署名	選択	リストボックス	

27 帳票「検索」画面(再調査請求における取下げの状況) [140 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示		
署名	選択	リストボックス	

28 帳票「検索」画面(再調査請求の3か月以内処理状況表) [141 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示	_	
所管区分等	選択	リストボックス	
集計する値	選択	リストボックス	

²⁹ 帳票「検索」画面(3か月経過事案の状況) [142 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	

項目	入力区分	入力形式	備考
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示	_	
署名	選択	リストボックス	

30 帳票「検索」画面(同席審理の実施状況等) [143 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示	_	
署名	選択	リストボックス	

31 帳票「検索」画面(意見書・回答書の提出状況等) [144 頁]

項目	入力区分	入力形式	備考
選択	選択	ラジオボタン	
指定期間	入力	半角・数	
年度	入力	半角・数	
年度上半期	入力	半角・数	
年度下半期	入力	半角・数	
種類	選択	リストボックス	
局名	自動表示	_	
署名	選択	リストボックス	
意見等の区分	選択	リストボックス	

再調査の請求事案件数のカウントの仕方

I 源泉所得税事案以外の事案

	再調査の請求の対象となった処分							延	
	本税	過少	無	重	青取	その他	件数	件数	備考
1	0						1	1	
2		0					1	1	
3			0				1	1	
4				0			1	1	
5					0		1	1	
6						0	1	1	・理由がない旨の通知処分等
7	0	0					1	1	・請求日が同一の場合
8	0		\bigcirc				1	2	11
9	0			0			1	2	11
10	0				0		1	2	11
11	0	\bigcirc		0			1	2	11
12	0		0	0			1	3	11
13	0			0	0		1	3	11
14	0	0		0	0		1	3	11
15	0		0	0	0		1	4	11
16		\bigcirc		0			1	2	11
17		\bigcirc			\bigcirc		1	2	11
18		\bigcirc		0	\bigcirc		1	3	11
19			\bigcirc	0			1	2	11
20			0		0		1	2	11
21			0	0	0		1	3	11
22				\bigcirc	0		1	2	11
	\bigcirc (1)	0		0					
23	○(2)	0		0	0		1	7	11
	\bigcirc (3)	\bigcirc		\bigcirc					
	\bigcirc (1)		0	0					
24	○(2)		0	0			1	9	11
	\bigcirc (3)		0	0					
	○(1)	0							
25	○(2)	0		0	0		1	7	11
	\bigcirc (3)		0	0					

\setminus		再調査の請求の対象となった処分						延供	/## ===##
	本税	過少	無	重	青取	その他	件数	件数	佣
	\bigcirc (1)		0	0			1	3	建立日が年八位プレア田も
26	\bigcirc (2)		0	\bigcirc			1	3	 ・ 胡水口が牛刀寺ことに共な ス 担
	\bigcirc (3)		0	0			1	3	
	\bigcirc (1)	0			0		1	9	(例)・請求日が同
07	\bigcirc (2)	0					1	Э	▶ 所得税 一で、税目
21	\bigcirc (2)	0					1	1	→消費税 が異なる
	\bigcirc (2)	0					1	1	→地方消費税 場合

(注) 1 「実件数」は、再調査の請求人、税目及び再調査の請求年月日が同一であるものを1件とする。

2 併せ審理を行った場合は、「延件数」を増加させない。

3 23 欄から 27 欄の「本税」欄のかっこ内の数字は、年分等を示す。

Ⅱ 源泉所得税事案

	再調査の請求の対象となった処分			実	延供	(世 - 之
	本税	不納付加算税	重加算税	件数	14数	加方
1		0		1	1	
2	0	0		1	1	・請求日が同一の場合
3		0	0	1	2]]
4	0	0	0	1	2]]

(注) 1 「実件数」は、再調査の請求人、税目及び再調査の請求年月日が同一であるものを1件とする。

2 併せ審理を行った場合は、「延件数」を増加させない。

3 告知書番号が異なるごとに、「延件数」を1件とする。

「処理の態様」欄の実件数のカウントの仕方



